

平成19年12月3日 開 会

平成19年12月19日 閉 会

平成19年第4回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

12月3日（月曜日）第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	3
開 会（午前10時00分）.....	4
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	4
日程第2 会期の決定について.....	4
日程第3 諸般の報告.....	4
日程第4 議第73号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて.....	4
平野市長提案説明.....	4
日程第5 質 疑.....	5
日程第6 討 論.....	6
日程第7 採 決.....	6
日程第8 議第74号から日程第23 議第89号まで.....	6
平野市長提案説明.....	7
散 会（午前10時29分）.....	11

12月11日（火曜日）第2号

議事日程.....	13
本日の会議に付した事件.....	14
出席議員.....	16
欠席議員.....	16
説明のため出席した者の職氏名.....	16
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	16
開 議（午前10時00分）.....	18
日程第1 質 疑（議第74号から議第89号まで）.....	18
14番 寺町知正議員質疑.....	18

土井産業經濟部長答弁.....	18
14番 寺町知正議員質疑.....	19
土井産業經濟部長答弁.....	20
14番 寺町知正議員質疑.....	20
林總務部長答弁.....	21
14番 寺町知正議員質疑.....	21
林總務部長答弁.....	21
14番 寺町知正議員質疑.....	21
土井産業經濟部長答弁.....	22
14番 寺町知正議員質疑.....	22
土井産業經濟部長答弁.....	23
14番 寺町知正議員質疑.....	24
林總務部長答弁.....	24
16番 中田静枝議員質疑.....	25
林總務部長答弁.....	26
16番 中田静枝議員質疑.....	26
林總務部長答弁.....	26
梅田基盤整備部長答弁.....	26
16番 中田静枝議員質疑.....	26
林總務部長答弁.....	27
16番 中田静枝議員質疑.....	27
林總務部長答弁.....	28
16番 中田静枝議員質疑.....	28
林總務部長答弁.....	28
笠原保健福祉部長答弁.....	28
14番 寺町知正議員質疑.....	28
梅田基盤整備部長答弁.....	29
14番 寺町知正議員質疑.....	29
梅田基盤整備部長答弁.....	29
14番 寺町知正議員質疑.....	30
笠原保健福祉部長答弁.....	30
14番 寺町知正議員質疑.....	30

笠原保健福祉部長答弁.....	30
14番 寺町知正議員質疑.....	30
森田教育長答弁.....	31
14番 寺町知正議員質疑.....	31
森田教育長答弁.....	31
14番 寺町知正議員質疑.....	32
森田教育長答弁.....	32
14番 寺町知正議員質疑.....	32
森田教育長答弁.....	32
日程第2 委員会付託（議第74号から議第89号まで）.....	33
散 会（午前10時52分）.....	33

12月17日（月曜日）第3号

議事日程.....	35
本日の会議に付した事件.....	35
出席議員.....	35
欠席議員.....	35
説明のため出席した者の職氏名.....	35
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	36
開 議（午前10時00分）.....	37
日程第1 一般質問.....	37
1. 7番 田垣隆司議員質問.....	37
（1）水道水カルシウム除去の方策は.....	37
梅田基盤整備部長答弁.....	37
田垣隆司議員質問.....	38
梅田基盤整備部長答弁.....	38
田垣隆司議員発言.....	39
3. 1番 石神 真議員質問.....	39
（1）投票区の再編計画について、本当の民意は.....	39
林総務部長答弁.....	40
石神 真議員質問.....	41
林総務部長答弁.....	42

(2) 小学校、中学校適正規模推進計画において.....	42
森田教育長答弁.....	43
石神 真議員質問.....	45
森田教育長答弁.....	45
石神 真議員質問.....	46
平野市長答弁.....	47
休 憩（午前10時45分）.....	48
再 開（午前10時55分）.....	48
4 . 4 番 尾関律子議員質問.....	48
(1) 介護支援ボランティア制度について.....	48
笠原保健福祉部長答弁.....	49
尾関律子議員質問.....	49
笠原保健福祉部長答弁.....	50
(2) 地震対策について.....	50
林総務部長答弁.....	51
尾関律子議員質問.....	52
林総務部長答弁.....	53
(3) 予算編成について.....	53
林総務部長答弁.....	53
尾関律子議員質問.....	54
林総務部長答弁.....	54
尾関律子議員質問.....	56
平野市長答弁.....	56
5 . 13 番 谷村松男議員質問.....	57
(1) 企業誘致活動の取り組みについて.....	57
土井産業経済部長答弁.....	59
谷村松男議員質問.....	60
土井産業経済部長答弁.....	61
谷村松男議員質問.....	62
平野市長答弁.....	63
休 憩（午後 0 時09分）.....	64
再 開（午後 1 時00分）.....	65

6 . 14番 寺町知正議員質問.....	65
(1) 財政再建のためにも一般職員・議員への人件費支出の可能な部分は見直す べき.....	65
林総務部長答弁.....	67
寺町知正議員質問.....	68
平野市長答弁.....	69
寺町知正議員質問.....	69
平野市長答弁.....	70
(2) 市の次の一般ゴミ処理施設計画の経過や問題点の整理.....	70
嶋井副市長答弁.....	72
寺町知正議員質問.....	75
嶋井副市長答弁.....	76
(3) 若い世代の定住策としての乳幼児医療費の助成の拡充は分かりやすく重要...76	
笠原保健福祉部長答弁.....	77
寺町知正議員質問.....	78
平野市長答弁.....	79
7 . 16番 中田静枝議員質問.....	79
(1) 山県市都市計画・公園・市営住宅について.....	79
梅田基盤整備部長答弁.....	80
中田静枝議員質問.....	81
梅田基盤整備部長答弁.....	82
中田静枝議員質問.....	83
梅田基盤整備部長答弁.....	84
(2) 後期高齢者医療保険制度について.....	84
松影市民環境部長答弁.....	86
中田静枝議員質問.....	87
松影市民環境部長答弁.....	87
中田静枝議員質問.....	88
平野市長答弁.....	89
(3) 市国民健康保険、制度拡充と税の引き下げを.....	89
松影市民環境部長答弁.....	90
休 憩（午後 2 時35分）.....	92

再	開（午後2時50分）	92
8.22番	久保田 均議員質問	92
	（1）指定管理者制度の導入について	92
	土井産業経済部長答弁	92
	久保田 均議員質問	93
	土井産業経済部長答弁	93
	久保田 均議員質問	93
	土井産業経済部長答弁	94
	（2）CCY利用料の値上げについて	94
	林総務部長答弁	94
	久保田 均議員質問	96
	林総務部長答弁	96
	久保田 均議員質問	97
	林総務部長答弁	97
	（3）市の財政状況について	98
	林総務部長答弁	98
	久保田 均議員質問	98
	嶋井副市長答弁	99
	久保田 均議員発言	101
散	会（午後3時24分）	101
12月19日（水曜日）第4号		
	議事日程	103
	本日の会議に付した事件	106
	出席議員	110
	欠席議員	110
	説明のため出席した者の職氏名	110
	職務のため出席した事務局職員の職氏名	110
	開 議（午前10時00分）	112
	日程第1 常任委員会委員長報告	112
	日程第2 質 疑	113
	日程第3 討 論（議第74号から議第89号まで）	114

14番	寺町知正議員反対討論.....	114
22番	久保田 均議員賛成討論.....	116
16番	中田静枝議員反対討論.....	116
22番	久保田 均議員賛成討論.....	117
日程第4	採 決（議第74号から議第89号まで）.....	118
日程第5	議員運営委員会委員会報告.....	121
休 憩	（午前10時33分）.....	122
再 開	（午前10時33分）.....	122
日程第6	質 疑.....	122
日程第7	討 論.....	122
17番	藤根圓六議員反対討論.....	123
14番	寺町知正議員賛成討論.....	123
13番	谷村松男議員反対討論.....	124
16番	中田静枝議員反対討論.....	125
日程第8	採 決.....	125
日程第9	議会運営委員会・特別委員会中間報告について.....	126
日程第10	質 疑.....	128
日程第11	閉会中の継続審査について.....	128
閉 会	（午前10時54分）.....	129
会議録署名者	129

平成19年12月3日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 12月3日(月曜日)

-
- 議事日程 第1号 平成19年12月3日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議第73号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 質 疑
- 日程第6 討 論
- 日程第7 採 決
- 日程第8 議第74号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第75号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第76号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第78号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第79号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第80号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第81号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第16 議第82号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議第83号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議第84号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議第85号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議第86号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議第87号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)

- 日程第22 議第88号 山県市土地開発公社定款の一部を改正する定款について
日程第23 議第89号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に
関する協定の変更について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
日程第4 議第73号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第5 質 疑
日程第6 討 論
日程第7 採 決
日程第8 議第74号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について
日程第9 議第75号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
日程第10 議第76号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について
日程第11 議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12 議第78号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例につい
て
日程第13 議第79号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
日程第14 議第80号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例について
日程第15 議第81号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第5号）
日程第16 議第82号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第17 議第83号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第18 議第84号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第19 議第85号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第20 議第86号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
日程第21 議第87号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第22 議第88号 山県市土地開発公社定款の一部を改正する定款について

日程第23 議第89号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について

出席議員（17名）

1番	石 神 真 君	2番	杉 山 正 樹 君
4番	尾 関 律 子 君	5番	横 山 哲 夫 君
6番	宮 田 軍 作 君	7番	田 垣 隆 司 君
10番	河 口 國 昭 君	11番	影 山 春 男 君
12番	後 藤 利 弘 君	13番	谷 村 松 男 君
14番	寺 町 知 正 君	16番	中 田 静 枝 君
17番	藤 根 圓 六 君	19番	小 森 英 明 君
20番	村 瀬 伊 織 君	21番	大 西 克 巳 君
22番	久保田 均 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市 長	平 野 元 君	副 市 長	嶋 井 勉 君
教 育 長	森 田 正 男 君	会 計 管 理 者	長 屋 義 明 君
総 務 部 長	林 宏 優 君	市 民 環 境 部 長	松 影 康 司 君
保 健 福 祉 部 長	笠 原 秀 美 君	産 業 経 済 部 長	土 井 誠 司 君
基 盤 整 備 部 長	梅 田 修 一 君	消 防 長	上 野 敏 信 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	恩 田 健 君	総 務 部 次 長	田 中 公 治 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	舩 戸 時 夫	書 記	高 橋 幸 弘
書 記	堀 達 也		

午前10時00分開会

議長（村瀬伊織君） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、平成19年第4回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（村瀬伊織君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、10番 河口國昭君、19番 小森英明君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（村瀬伊織君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から12月19日までの17日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より12月19日までの17日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（村瀬伊織君） 日程第3、諸般の報告。

去る11月8日に村瀬隆彦君、武藤孝成君、村橋安治君から議員の辞職願が提出されました。3氏とも提出日をもって辞職を許可しましたので、会議規則第140条第1項の規定により報告をいたします。

日程第4 議第73号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（村瀬伊織君） 日程第4、議第73号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成19年山県市議会第4回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、

師走に入り大変御多忙の中御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、近年、地方交付税の抑制などによりまして、大変厳しい財政状況が続いております。地方公共団体間の財政力の違いによる格差も広がってまいりました。こうした中で、本市といたしましては、さまざまな行財政改革の取り組みに懸命に努力し続けているところでございます。

同時に、地方分権の進捗に伴い、地方に対する期待は高まるとともに、その責任も重くなってきております。こうした中で、私は、福田総理がさきの所信表明演説で述べられたように、自助努力を基本としつつ、お互いに尊重し合い、支え、助け合う、自立と共生を基本としていくことが大切であると感じておる次第でございます。

今後におきましては、それぞれの市民の方による力、民間企業による力、公的部門による力が一体となって、この苦難を乗り越えていかなければならないものと考えております。そのためにも、私はたゆまぬ努力を続けていかなければならないと決意をする次第でございます。

さて、本日提案いたしております案件は、人事案件 1 件、条例案件 7 件、補正予算案件 7 件、その他の案件 2 件の計 17 案件でございます。

ただいま上程されました議第 73 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現在、山県市の人権擁護委員 8 名中 1 名の方が来年 3 月 31 日をもって任期満了となります。臼井敏雄氏を再任として候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

臼井敏雄氏は、山県市谷合 1287 番地の 1 にお住まいで、現在までに 3 期就任されております。人権の重要性をよく認識され、適任であります。十分なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第 5 質疑

議長（村瀬伊織君） 日程第 5、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議第 73 号は、会議規則第 37 条 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第6 討論

議長（村瀬伊織君） 日程第6、討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第7 採決

議長（村瀬伊織君） 日程第7、採決を行います。

議第73号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第8 議第74号から日程第23 議第89号まで

議長（村瀬伊織君） 日程第8、議第74号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第75号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第76号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第78号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第79号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第80号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第81号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第5号）、日程第16、議第82号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第

17、議第83号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)、日程第18、議第84号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、日程第19、議第85号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、日程第20、議第86号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号)、日程第21、議第87号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)、日程第22、議第88号 山県市土地開発公社定款の一部を改正する定款について、日程第23、議第89号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に関する協定の変更について、以上16議案を一括議題とし、提案者の説明を求めます。

平野市長。

市長(平野 元君) それでは、ただいま上程されました案件につきまして、御説明を申し上げます。

議第74号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、放送施設の月額利用料を1,050円へと改正しようとするものでございます。

利用料の改正につきましては、山県市有線テレビ放送施設管理運営審議会へ諮問いたしました。が、実際に必要となる運営経費をかんがみますと、その改正もやむを得ないという答申をいただいたところでございます。これを受けまして、平成20年4月1日から改正しようとするものでございます。

次に、議第75号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び議第76号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、常勤の一般職員について、小学校就学に達するまでの子を養育するための短時間勤務を認めるなどの制度を導入するための改正でございます。

この制度は、少子化対策が求められておる中で、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、小学校就学に達するまでの子を養育するため、常勤職員の身分を保有しつつ、短時間勤務を認めるなどの制度でございます。

議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、ただいま申し上げました常勤の一般職員の短時間勤務に係る制度を導入するための改正と、平成19年8月の人事院の給与改定に関する勧告に基づき、国に準じた措置を講ずるため、改正をするものでございます。なお、市長など常勤の特別職、市議会議員につきましては、今回、改正を見送ることいたしました。

議第78号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例につきましては、

障害者基本法の一部改正に合わせて、引用条項を改正しようとするものでございます。

議第79号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び議第80号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、それぞれ当該施設のより効率的でよりよいサービスの提供を目指す中で、当該施設の管理を指定管理者に行わせることができるようにするための改正でございます。

続きまして、資料ナンバー 3、議第81号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,879万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を115億3,917万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、本年4月の人事異動による常勤職員の各費目における人件費の過不足、及び他会計に属する常勤職員の人件費の過不足分に係る繰出金を補正するとともに、山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づき、給料及び勤勉手当の増額を補正するものでございます。

人件費分の主な増減理由は、退職者2名、一部事務組合への派遣1名、育児休業等の増加によるものでございます。

その他のものにつきましては、歳出の款ごとに順次その概要を御説明申し上げます。

まず、議会費につきましては、議員辞職等により、議員報酬等合わせて1,441万7,000円の減額を計上いたしております。

次に、総務費につきましては、地域情報化事業の地方債借り入れによる財源確保などに伴い、地域情報化事業特別会計繰出金を1,681万1,000円減額計上いたしております。

次に、民生費につきましては、地域福祉計画策定のための追加費用として155万3,000円を、高齢者世帯用緊急通報システムのセンター装置の更新費用として413万7,000円を追加計上いたしております。歳入につきましては、どちらの事業につきましても、国のセーフティネット支援対策等事業費補助金を150万円ずつ計上しております。

また、介護保険特別会計繰出金の人件費補正分510万4,000円の減額と平成18年度障害者自立支援事業の実績に伴う国庫支出金の返還金として、償還金36万1,000円の追加、同じく、母子家庭等対策総合支援事業及び児童入所措置等負担金事業の実績に伴う国庫支出金の返還金として、償還金34万5,000円を追加計上いたしております。

次に、農林水産業費につきましては、農業集落排水事業特別会計繰出金の人件費補正分30万3,000円の減額を計上いたしているほか、第3回定例会にて予算補正をいたしまし

た未整備森林緊急公的整備導入モデル事業につきまして、県補助金の追加交付を受けることが可能となりましたので、委託料1,250万円を追加計上するとともに、歳入として同額を県補助金として計上いたしております。また、育林推進事業補助金324万円を追加計上いたしております。

次に、土木費につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金の人件費補正分1,136万円の減額を計上いたしております。

教育費につきましては、来年度入学予定者に対応するため、桜尾小学校の障害者用手すり、スロープの設置工事等129万7,000円と車いす対応機の購入費14万円を追加計上いたしております。

以上、歳入につきましても歳出の款ごとに御説明を申し上げましたが、このほかに美山中学校建築事業に伴う財源として、合併特例債8,180万円の追加補正と、財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金1億3,609万円の減額を計上いたしております。

次に、資料ナンバー4、議第82号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ503万7,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を18億3,592万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、常勤職員の会計間異動等に伴う人件費補正分551万1,000円の減額と、介護予防サービス計画作成委託の増加に伴う委託料40万7,000円の追加補正、及び介護給付費準備基金利子積立金6万7,000円の増額補正でございまして、歳入では介護給付費準備基金利子6万7,000円の増額と、財源の減額分は一般会計繰入金の減額計上で対応いたしております。

次に、資料ナンバー5、議第83号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,550万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を1億1,441万円とするものでございます。

内容につきましては、常勤職員の会計間異動等に伴う人件費補正分39万1,000円の増額と簡易水道基金利子積立金8万9,000円を追加計上いたしております。

また、公営企業健全化経営のため、今年度は利率7%以上の企業債繰り上げ償還が認められますので、元金償還金3,502万9,000円を追加計上し、繰り上げ償還の財源として、簡易水道基金繰入金を同額、追加計上いたしております。

その他、歳入では、簡易水道基金利子8万9,000円と前年度繰越金39万1,000円を追加計上いたしております。

次に、資料ナンバー6、議第84号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正

予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万3,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を4億6,658万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、常勤職員の会計間異動等に伴う人件費補正でございまして、財源の減額分は一般会計繰入金の減額計上で対応しております。

次に、資料ナンバー7、議第85号 平成19年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,136万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を15億34万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、常勤職員の会計間異動等に伴う人件費補正でございまして、財源の減額分は一般会計繰入金の減額計上で対応いたしております。

次に、資料ナンバー8、議第86号 平成19年度山口市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ988万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を2億9,101万円とするものでございます。

歳出では、常勤職員の会計間異動等に伴う人件費補正分88万9,000円の増額と電柱の支障移転及び幹線ルートの見直しによる工事費の不足額900万円を追加計上いたしております。

歳入では、工事費の財源として、県物件移転補償費420万円の追加計上のほか、県道岐阜美山線平井バイパスを利用した幹線のループ化工事について、過疎債1,770万円を追加計上いたしております。また、前年度繰越金480万円を追加計上し、財源の減額分は一般会計繰入金の減額計上で対応いたしております。

次に、資料ナンバー9、議第87号 平成19年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出は1,802万9,000円の減額、資本的支出は133万9,000円の減額補正をするものでございます。

収益的支出につきましては、常勤職員の会計間異動等に伴う人件費の減額補正と固定資産確定による減価償却費1,482万円の減額及び固定資産除却費2,158万6,000円の増額、特別損失654万1,000円の減額補正を計上いたしております。

資本的支出につきましては、人事異動による人件費の減額を計上いたしております。

続きまして、資料ナンバー1に戻りますが、議第88号 山口市土地開発公社定款の一部を改正する定款につきましては、国が定める土地開発公社経理基準要綱が一部改正されたことと郵政民営化法等の施行に伴う改正でございまして、

土地開発公社経理基準要綱の一部改正に伴い、キャッシュフロー計算書が理事会の議決事項及び市長に提出する財務諸表に追加されたこと、資産から運用財産が削除された

こと、郵政民営化法等の施行に伴い、郵便貯金という文言を削除する必要が生じたこと等によるものの改正でございます。

なお、土地開発公社の定款につきましては、公有地拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定によりまして、設立団体の議会の議決を経て、県知事の認可を受けなければ効力が生じないことから、知事の認可のあった日から施行するものでございます。

次に、議第89号 山口市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更につきましては、国道256号バイパスの建設工事との関連で、残土処理に係る経費が減少したことなどにより、2,180万円を減額しようとするものでございます。

以上をもちまして、提出案件の御説明を終わりますが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 市長の提案説明が終わりました。

議長（村瀬伊織君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。議案精読のため、あす4日より10日までの7日間、休会としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、あす4日より10日までの7日間、休会とすることに決定をいたしました。

11日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会といたします。大変御苦労さまでございました。

午前10時29分散会

平成19年12月11日

山口市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 12月11日(火曜日)

議事日程 第2号 平成19年12月11日

日程第1 質疑

- 議第74号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第5号)
- 議第82号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第83号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第84号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第85号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第86号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第87号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第88号 山県市土地開発公社定款の一部を改正する定款について
- 議第89号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に関する協定の変更について

日程第2 委員会付託

- 議第74号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第75号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第82号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第83号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第84号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第85号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第86号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第87号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第88号 山県市土地開発公社定款の一部を改正する定款について
- 議第89号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について

本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

- 議第74号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について

て

- 議第79号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第80号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例について
- 議第81号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第82号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第83号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第84号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第85号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第86号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第87号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第88号 山県市土地開発公社定款の一部を改正する定款について
- 議第89号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に
関する協定の変更について

日程第2 委員会付託

- 議第74号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について
- 議第75号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 議第76号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例につい
て
- 議第79号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第80号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例について
- 議第81号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第82号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第83号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 議第84号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第85号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第86号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第87号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第88号 山県市土地開発公社定款の一部を改正する定款について
- 議第89号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に関する協定の変更について

出席議員(17名)

1番	石 神 真 君	2番	杉 山 正 樹 君
4番	尾 関 律 子 君	5番	横 山 哲 夫 君
6番	宮 田 軍 作 君	7番	田 垣 隆 司 君
10番	河 口 國 昭 君	11番	影 山 春 男 君
12番	後 藤 利 汎 君	13番	谷 村 松 男 君
14番	寺 町 知 正 君	16番	中 田 静 枝 君
17番	藤 根 圓 六 君	19番	小 森 英 明 君
20番	村 瀬 伊 織 君	21番	大 西 克 巳 君
22番	久保田 均 君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市 長	平 野 元 君	副 市 長	嶋 井 勉 君
教 育 長	森 田 正 男 君	会 計 管 理 者	長 屋 義 明 君
総 務 部 長	林 宏 優 君	市 民 環 境 部 長	松 影 康 司 君
保 健 福 祉 部 長	笠 原 秀 美 君	産 業 経 済 部 長	土 井 誠 司 君
基 盤 整 備 部 長	梅 田 修 一 君	消 防 長	上 野 敏 信 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	恩 田 健 君	総 務 部 次 長	田 中 公 治 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 舩戸時夫 書記 高橋幸弘
書記 堀達也

午前10時00分開議

議長（村瀬伊織君） ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

議長（村瀬伊織君） 日程第1、質疑。

質疑は、3日に議題となりました議第74号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから議第89号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更についてまでの16議案に対する質疑を行います。

質疑の通告はございませんでしたが、質疑はありませんか。

寺町知正君。

14番（寺町知正君） 議題のうちの指定管理者関係、議第79号と80号が指定管理者関係だと思いますけど、まず、79号のほうについてお尋ねします。

指定管理者という制度が始まって、何回か出てきたわけでわけです。今回、香り会館という関係が提案されています。香り会館のことについて、この条例の提案をされる必要性ということをお聞きしたいということ。望ましいから、何かを期待してやるのか、それから、こうせざるを得ないから指定管理者をとるように考えるのかということですね。

それから、もう一つは、じゃ、具体的に相手方、受けてくれそうなところのイメージを持っているのかどうか、あるいは全く白紙なのかということですね。

それと、採算性についてですね。現在、純粹に見ると、市が直営でやっているのは若干赤字かと思えますけれども、その状況と、こういう指定管理者にした場合の採算についての予測、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） それでは、お答えいたします。

香り会館とグリーンプラザみやまに関します今回の条例の一部改正に関しましては、今議員がおっしゃいますように、指定管理者制度に伴いまして、そのような検討を図っているところでございます。

香り会館の事業に関しましては、香り会館本体と香りのハーブレンドがございまして、そして、グリーンプラザみやまに関しますと……。

14番(寺町知正君) まだ、そちらは聞いていませんが。まず、香り会館。

産業経済部長(土井誠司君) はい。じゃ、香り会館のほうですが、香り会館のハーブレンドに関しますと、現在、経営のほうで、18年度決算で年間約400万円ほどのマイナスでございます。ハーブレンドができた趣旨と申しますのは、山県市が香りにこだわり、そしてまた、地産地消で地元の食材にていろいろ食育に関係します、そういうものも展開をしていくというのが当初の目的でありましたが、いろいろ経営をしているうちに、もっと今以上の資格を持ったりとか、いろんな食事、そういうものを提供できるところが市内の中であればいいなと思ひまして、このように指定管理の検討を図っているところでございます。

これという当てがあるかということでございますが、基本的に一般の公募をいたしますから、広く一般から募って、公募の規格に応じて中の選定委員会のほうで決定をするという流れになろうかと思っておりますから、完璧にあるということは申し入れはできませんが、あるのではないかと、そのような期待を持っております。

以上でございます。

議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。

14番(寺町知正君) 採算、400万円ほど赤字ということでしたね。

今の公募という方法の中で、広く一般という言葉だったんですけど、そうすると逆に、例えば、喫茶店だとか飲食関係の経験があるところという限定をつけるのかとか、こういった施設の運営をやった実績があるかという条件をつけるのかつかないのかとか、その辺によって、それこそ行政の一般競争入札なのか、制限をつけるのか、指名なのかというような考え方が当然必要なんですが、一体どういう、全く制限なしに募集するのか、何らかの条件をつけるのか、指名的にいくのか、そのあたりはどうかということをお聞きしたい。

もう一つは、指定管理者の原則として、独自発想とか手法の展開を期待するということがあるわけですが、じゃ、独自に提案をというときに、現在までの利用形態、それから条例が規定している施設の目的があるわけですが、そこを超えるかどうか微妙な提案も当然あり得ると思うのです。そのときにどうするかというのは課題だと思うのですよ。独自提案はいいと思うのですが、じゃ、かなり逸脱したものを認めるのか認めないのか。認めなければ、業者からは、非常に独創性がないじゃないかということは当然出るわけですね。そういう独自提案をどうとらえるのかということはいかがでしょう。

議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えいたします。

まず最初に、募集に関することですが、現在、私どものほうでは募集要項というものはもう作成をほぼ進めております。そして、また募集要項ともう一つ、その管理運営をしていく上の指導基準という仕様書のほうも作成しておりますから、その中では、特にそういう業種の方以外の方は募集はできないというふうにはなっておりません。グループであって、また組織であって、法人であって、そういうことに熱意があれば企画書を出していただいて、その仕様書に基づいて応募してもらおうということになるかと思っております。

そして、独自事業という言葉がございましたが、公募の中では、その管理者の自主事業といいますが、その施設の目的にかなった自主的な事業というのはもちろん創造的に企画していただいていいですが、独自の事業でちょっと内容が趣旨と違うというのは、もちろん、その指定管理をしていく上ではいろいろ支障があるかと思いますから、独自で、内容がわかりませんが、余りにも逸脱したものはその対象外となると思っております。

以上でございます。

14番（寺町知正君） 山県市の指定管理者は今まで幾つか出てきて、総務部とも話をするんですが、基本的には各担当部署に任せますというのが山県市の指定管理の方向ということです。ずっと最初から聞かされています。ですが、共通するのは、例えば施設を使うということは総務部の管理ですし、そこに使用料とか使用許可ということも発生して、それは市の統一した見解が必要だと思うんですよ。

総務部長か副市長か市長にお聞きしたいんですけど、今もその独自ということがあったわけですね。そのときに、市が考えている指定管理者の基本方向ですけど、1つは、収支も含めて使用料でどうぞ賄ってくださいという方法、これが多いわけですけど、そのやり方と、施設は使ってください、だけど委託料もちゃんと払いますから、収入も全部市のほうにというやり方と2つあると思うのですね、指定管理者は。山県市はどっちでいくのでしょうか。少なくとも今までは、収入はどうぞと、収支が赤字になってもそうですけど、黒字もどうぞというやり方だったんですが、これは統一してその方向でいくのか、今後それは案件によって変えていくのかということ、そこをお聞きしたいということ。

その関連で、施設の使用料ですね。利用者に対する使用料は当然それは仕事ですけど、そうじゃなくて、指定管理者が一定の施設を市から委託を受けて管理するのですが、そのときに、その施設の使用料を徴収する自治体があるんですね、管理者から。指定管理

の契約をして、任せた指定管理者からその市の施設の使用料というのを取る、あるいは、内容によっては目的外使用ということで許可をして、その使用料を指定管理者から取るところもあるんですね。山県はどのような方針なのかということと、今までは取っていないと私は理解しているんですが、それでいいのか。あるいは、取ることにどう考えるのかということ、そこをお聞きしたいということですね。いかがでしょう。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、基本的には、従来行っていました指定管理者というものは、総務部といたしましては、その施設を基本的に管理することをお願いするということでございまして、今回提案させていただいております香り会館等につきましては、非常にサービス業に近いという施設でございますので、そこには施設を管理運営していただく方の手法というものを大きく取り入れていただきながら、よりよい経営をしていただきたいという願いがございます。

そういったことから、収入につきましては、当然管理者のほうへ収入が入りまして、その収入で賄っていただける、ペイできるようなことであれば一番いい手法だということを考えておりますし、そして、相手の指定管理者から使用料をいただくという、そういった事実につきましては、今のそれぞれの施設の運用状況、収入の状況から見ますと、そういった収支のバランスのとれる施設ではないという認識をいたしておりますので、指定管理をする相手方から使用料を徴収するということは考えておりません。

14番（寺町知正君） お聞きしたかったのは、するかじゃない。制度上いいの、どう考えるんですかということです。目的外使用許可とか、取るということはいいいんですかという意味。

総務部長（林 宏優君） 済みません、もう一度。

14番（寺町知正君） 利用した人から取るのは当然だからいいのですが、指定管理者から市が、ここを任せただけ場所代はちょうどいいというふうにするのか取らないのか。それは取らないのでしょうか。そういうところがあるのだけど、それをいいと思うのですか、どうでしょうねということです。

総務部長（林 宏優君） 今の施設の実態をかんがみますと、取れない施設だという認識をしております。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。質問を変えてください。

14番（寺町知正君） じゃ、議第80号のグリーンプラザのほうの指定管理者についてお聞きしますが、まず、部長のほうに。

先ほどと一緒にいるんですが、ここの場合の必要性、これはやはり現在もちょっと赤字みということは聞くのですけども、その状況と、指定管理者にしたらそれが好転するというふうに考えるのかということ。それから、指定管理にしなければならない必要性があるからなのか、何かを期待してなのかということですね。それと、先ほどと同じですが、具体的にどこかというイメージを持ってこの制度を整えるのか、全く白紙なのかということをお聞きしたいわけです。

議長（村瀬伊織君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えいたします。

グリーンプラザみやまに関しましては、今回、このように指定管理者対応をするべく検討しておりまして、条例改正を上げておるわけですが、ここはキャンプ場とコテージが別に施設として隣接しておりまして、それを複合しましてグリーンプラザみやまというようなことだと思います。それで、これに関しましても、基本的に18年度決算では、特にコテージのほうは比較的経営収支バランスがよろしいんですが、キャンプ場のほうが年間を通じますと600万弱のマイナスということでございます。

このグリーンプラザみやまは、もともと利益を上げるためにつくった施設ではございませんものですから、特に山県市のこういう北部の自然にあふれた、そういうところに都市の方を受け入れて交流しながら、いろいろ地元の雇用の増大を図りながらまちづくりをしていくというのが目的ですからやっておりますが、このグリーンプラザに関しましても、相手方が今どこかいろいろ想定があるとか、時期等のこともございますが、基本的に指定管理に向けてのいろいろな検討を図っている段階でございまして、議員も御承知のように、民間の会社は競争原理ですから、ここが採算ベースに合えば、一般公募しましても可能性はあると思いますが、このグリーンプラザみやまに関しましては、いろいろそういうことを検討しますと非常に難しいところもございまして、時期等はどのようなことになるかちょっとわかりませんが、一応そういうのを現在図っていると、そういう状態でございます。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 改めてお聞きしますけど、期間についてちょっと今不明確だったのですけど、普通は役所というか議案との関係では、この時期に出ると次の春から、あるいは遅くても夏ぐらいを想定するわけですけど、ここのプラザの場合はどうなのですか。今、時期はちょっと微妙なニュアンスがあったと思うんですけど、いつごろを想定されるのかということ。

それから、先ほどもお聞きした、独自の提案、企画を期待するところは当然あると思うんですけど、総務部長は先ほど、香り会館については独自の手法を強く期待するようなニュアンスがありましたけど、ここのプラザのほうはどうなのでしょうね。コテージとキャンプ場というのは決まっているわけですけど、そういう中で、新たな提案あるいは運用形態を期待するのかどうかというところですね。

逆にそれを言うと、例えば、じゃ、何か遊戯施設を入れたらいいじゃないという提案は当然あると思うのですが、経費のことはちょっと置いておいて、そういうふうなところがあつた場合に、先ほど香り会館では、何となくそのときに判断するという抽象的な答えだったんですけど、例えば遊戯施設を入れたいなんてことは当然普通に考えるわけですよ。それが出てきたときにどうするつもりなのか。指定管理とは常にそういうことが裏腹ですから、そこをお聞きしたいということ。

もう一つは、民間の会社になるわけでしょうけど、通常3年ぐらいの契約が多いのですね、指定管理。その間はやってみますが、やっぱりだめだったから後はもう知りませんとっていく可能性も十分あり得ますよね。指定管理の悪いところはそういうことですよね。そうすると、香り会館のように1つのシンプルなものならいいけど、非常に広大なキャンプ場とコテージがあるところで、途中でいわば逃げられるような形になった場合にどうかという心配もあると思うんですが、その辺の懸念とか対策はどう考えているのかというところをお聞きしたいです。

議長（村瀬伊織君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） お答えいたします。

条例に一部改正をこういうように提案しましたから、近々のうちにはというような御質問だと思いますが、非常に指定管理の関係は、私どもが予定をしても、いろんな条件でそれが先延ばしになったり、また見直しになったりということが往々にございます。

今回もグリーンプラザに関しましても、現在どのような内容で検討しているかと申しますと、キャンプ場もオフシーズンというか、キャンプ場は1月から3カ月ほどは営業をしておりませんから、その間の経費というのは要らないんですが、それでもやはり年間にしますと、17年度も1,000万強の赤字がございます。いろいろな対象の方は、スポーツ少年団とか山県市周辺の近県のリピーターの方も多いいいいますが、やはり抜本的に、グリーンプラザみやまの管理をしていくという上では、経営のやり方をいろいろ見ながら、民間の方の応募の企画でいろいろな知恵をおかりしたいということがございます。それで、そういうことがこれから先、1年、2年ですぐ確実に指定管理のほうに、こう

いうのをきっかけで公募するというお約束ができないという状況でございます。

あと、民間の方が関連しますけど、指定管理をされまして2年、3年で経営が非常に悪化して撤退ということは、往々にしてそういうことは、やはり民間の方は非常に動きも早いですから、いろいろ協定を結んでいてもそういうことが考えられますから、基本的に民間の方が撤退されればまた行政の直営でやるということになりますから、一番迷惑を受けるのはその利用する方や周辺の山県市民の方だと思いますから、そういうことにならないようにいろいろこういう関係で苦慮しているのが現実でございます。

あと、もう一点ございましたか。以上でよかったですか。済みません。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 今、民間は動きが早いということで、撤退という言葉もありましたけど、特にこういうところの運営は宣伝がありきなのですよね。今、インターネットとかいろんなところで情報発信する。それでもだめだから撤退するわけでしょう。でも、出した情報というのは2年、3年はずっと生きていくわけで、新しいところが引き受けても、実際には以前の宣伝されたものでみんな情報を持って利用しようとするわけですから、交代したからといって、引きずるのは過去のものなんですよ。そこを十分に考えていかないと、仮に委託した場合に、そのことも十分うまく調整していかないといけないんじゃないかなということをおもうんです。

それはそれとして、総務部長に先ほども聞きましたけども、今回指定管理者が2本出てきて、香り会館は臨時の方ですけど、特にこの場合は市の職員の人が多いと思うのですが、そもそも、よく指定管理で議論になるのが、市の職員が全体として今多いじゃないかという議論の中で、さらにそれを外に出すと、その分は一応数字からいえば浮いてきたというわけですけど、そこをどうするのかという、そういう市の職員、あるいは人件費的なとらえ方として、例えばこういうプラザを指定管理として外に出すことを市全体としてどういうふうにも評価するのかということをお聞きしたい。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 指定管理に出しますのは、基本的には行政が行うよりもサービスがより充実しまして、市民の皆様はそのサービスを楽しんでいただくということが一番のねらいでございます。そして、今の市の職員の体制につきましては、今のコテージですとかキャンプ場は3名の職員が常駐をいたしております。そういった費用対効果、3名分に見合ったものを指定管理者に委託料のような形で出すことになるのか、それとも、特にコテージとキャンプ場につきましては非常に収益の多いものがございます。その中でも、特に指定管理することによりまして、その運営の形態が大きく変わるので

はないかという期待をしておるわけですが、例えばコテージでございますと、7月と8月に非常に繁忙期で、あとの期間、非常に利用量が少ないわけですが、それを民間で言いますと営業努力等によりましてあそこの収益を上げていただければ、利用料で賄えるのではないかという試算もしております。

特に、15年に合併しましてからここまでに、大体あそこの利用料が数百万円、利用が少なくなったことによりまして数百万円落ちておるということもございますが、そういったことをもとに戻すことですか、今の7月、8月の利用期間以外の時期につきましても相当の利用が見込めれば、かなりの、今あそこでマイナスになっていますのは、3人の職員の人件費分相当が持ち出し分になっているような状況でございますので、指定管理者に出すことによりまして、そういった民間のノウハウをトータル的にうまく活用していただいたり、そして、今、条例では、フルに年間を通しまして利用ができるということになっておりますけれども、そういったハードルも少し下げることによって、また収支のバランスがとれるのではないかということを考えておりまして、もとに戻りますけれども、今の費用をそのままかぶせるような形で指定管理に出すという考えはございません。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） ほかにございませんか。

中田静枝君。

16番（中田静枝君） 議第74号の有線テレビの設置管理条例の一部改正案のことですが、それから議第83号について質問をいたします。

有線テレビのほうの使用料の、倍以上に値上げをするという今回の改定案についてですけれど、年間にすると6,600円という額の出費が利用者は今度増えるということで、この額について、やはり私は低所得者の世帯に配慮が必要な額だというふうに思うわけです。来年は水道料金が30%値上げされるということ、それからまた介護保険料につきましても65歳以上の方の場合には引き続き引き上げが行われるということで、経過措置の部分ですけど、そういったことが来年4月から重なるわけですね。ですから、本当に低所得の方には十分な配慮が必要ではないかというふうに思います。

それで、現在も条例の15条で加入金や利用料、使用料の減免制度を位置づけて、そして施行規則のほうで基準などを定めているようですけれども、減免制度の現在の実施状況はどうかということをお聞きします。

済みません、もう一つ。それから、83号のほうは簡易水道の特別会計の補正予算ですが、今回繰り上げ償還をするということで、私はかねてから繰り上げ償還をすべきだと

ということで主張してきたわけですが、今回このように提案をされたということで、その効果についてどのようなことが期待されるのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの有線テレビの放送施設の低所得者への配慮ということで、実施状況はということでございますが、これは条例の施行規則で減免規定を設けておまして、全額免除と半額免除ということで減免を実施しております。

減免の基準になります主な内容といたしましては、生活保護の方ですとか、それから身体障害者福祉法に規定された重度の方で市民税の非課税世帯、あるいは療育手帳の非課税世帯ということで、これは大きな主な減免の規定になっておりますが、毎年それぞれの年によりまして多少違いますけれども、大体50件弱の方がこの規定によりまして全額あるいはその半額の減免の申請をされ、減免をいたしておるのが現状でございます。

16番（中田静枝君） もうちょっと中身を詳しく、内容も説明ください。その大ざっぱな50件の内容です。

総務部長（林 宏優君） 内容といたしましては、ことしでございますが、まだ12月までの現在までの状況につきましては、生活保護で6件、それから身体障害者福祉法に關しまして重度の方で全額免除が30件、療育手帳関係が1件と、それから半額免除が身障関係が7件と療育関係が1件で、トータルいたしますと45件でございます。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 簡易水道事業特別会計補正予算の中の繰り上げ償還につきましての御質問にお答えをさせていただきます。

この繰り上げ償還を行うことによる効果でございますけれども、高い利息を支払う必要がなくなるということで、簡易水道事業会計の健全化を図ることを目的といたしまして、今回、借入利率7%以上の簡易水道事業債につきまして、繰り上げ償還を提案させていただいたものでございます。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 最初のほうの有線テレビのほうの関係なんですが、減免実施の状況の内容を今お聞きしたわけですが、生活保護法の関係が6件ということと、それから減免規定の中には、今、総務部長が説明された該当者以外の場合にも適用できるというふうな規定になっていると思うわけですが、そちらについては何もなかったということなのですね。

それで、生活保護法のこの6件という数字が、山県市の現状、生活保護の被保護世帯

から見ますと、私は非常に少な過ぎるんじゃないかなと思うのですが、そこら辺については。

それから、その他の、今、実際に行われていない、特別な場合に、市長が認めた場合に減免できるというふうな規定にもなっているんだけど、そこが全くないということについてもこれでいいのかなということになるわけですけど、これ、生活保護の該当の6件というのはいかにも少な過ぎるんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。これはどなたにお答えしていただいたらいいんでしょうかね。総務部長。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） そもそも減免規定につきましては、それぞれの方からの申し出によって減免をしておられるわけございまして、こちらから福祉関係、保健福祉部の生活保護世帯の状況を調べまして、減免申請を出されたらどうですかという案内等は行っておりません。その多いか少ないかにつきましては、それぞれの各対象者の御家庭が申請するかしないかという御判断でやっていただいておりますことだというふうに認識をいたしております。

それと、もう一件でございますが、先ほど、減免規定の中にその他ということで、いろんな規定の中にも設けてございますように、特別に市長が認めた場合という基準も設けておりますけれども、これはそれぞれいろんな形でテレビのほうに御相談があれば、このところが適用ができるかできないかは、その都度ケースに従いまして対応させていただきますという認識であります。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 非常にこれは、今、申請がないからというような御答弁がありましたし、その他についても、相談があったときには受けているんだというようなお話がありましたけど、私は、これは山県市の各部署の連携プレーがきちんと行われていないことのあらわれではないかなというふうに思うのです。こういう状況の中で、このように利用料が倍加するということについては、やはりちょっと不安で仕方ありません。ですから、実際には生活保護を受けておられる方をすべてきちんと拾い上げて、市の仕事として、被保護世帯の方たちはそれだけ負担が大変になるわけなのですから、きちんと拾い上げて、これでいいかということをやっぴり各部署で検討してもら必要があります。

それから、もう一つは、今度このような提案をするということに当たりましては、生活保護や身障者や療育手帳のある方、また戦傷病者の関係だけではなくて、非常に低所得で生活保護以下で頑張っておられる方もありますし、生活保護すれすれでやっておら

れる方もありますし、多少それより上でも非常に苦勞しておられるというのが今の市民の状況だと思うんです、低所得者の方の。

ですから、そういうことと言えば、その他市長が特に必要と認めた場合という基準があるわけですが、ここについてやはり具体的に、そういう低所得者の方がこの条項を活用できるように、もう少し具体的な規定、例えば、学校の就学援助制度というのがありますけれど、学校給食ですとか学校で要る費用について国や地方自治体で補助する制度がありますけれど、あれについても何年か前はかなり具体的に基準を明確にして、受けやすくなったというふうに思いますけれども、そのような形でこの有線テレビの減免基準についてもきちんと言直しをしていただかないと、このままこのような倍もの視聴料の値上げが押しつけられるということになると、市民を苦しめるだけだということになりますので、そこら辺について、ちょっとどうされるのかをお尋ねしたいというふうに思います。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 先ほどの市長が特に必要と認めた場合につきまして、そのところをもう少し生活保護法の枠を広げて、具体的な規定を設けたらどうかという御提案だと思いますが、この点につきましては一度検討させていただきたいと思っておりますけれども、現在のところは、それぞれ必要に応じまして、先ほども申しましたように、ケース・バイ・ケースで対応していきたいということを考えております。

16番（中田静枝君） 連携プレーについてはどうですか。

総務部長（林 宏優君） 連携につきましては、担当部長のほうからお答えをいたします。

議長（村瀬伊織君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 生活保護に関しましては、やはり申請主義ですし、他の部署であろうと個人的な情報を一切流さないのが基本になっておりますので、御理解のほどをよろしく願いいたします。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。質問を変えてください。

ほかにございませんか。

寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、議案書の一番最後のところですけど、議第89号の浄化センターの関係ですね。これについては、バイパスの関係とか残土処理の関係で減額というふうに聞いたと理解していますが、その減額される内容、総額がここに出ていますけど、何の分で幾らとかというのをある程度もう少し明細を示していただきたい。

それが次の質問になると思いますので、お願いします。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 御質問にお答えをさせていただきます。

変更の内訳でございますけれども、工事発注のための設計における新単価への見直し、設計精査、それと度量の確定。これは、掘削土を埋め立てに利用することによる購入土の減、こういったことによりまして2,459万8,500円の減額、それと請負差額が116万5,500円の減額、それと事業団管理諸費が平成18年度債務負担分及び平成19年度事業の精算によりまして396万4,000円の増額、合わせて2,180万円の減額でございます。

なお、事業団管理諸費につきましては、年度に実施する事業費、これは平成18年度の債務負担行為分と平成19年度の事業費を合わせた事業費に対しまして、事業団管理諸費率を乗じて算出をいたしております。

今回、工事費が減額となっていることに対しまして事業団管理諸費が増額となっておりますのは、今年度実施する18年度債務負担行為分の事業費及び今年度の事業費の中の事業団管理諸費が事業団管理諸費率よりも低く設定をされておったことによるものでございます。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 主たる残土処理関係というふうにとらえたときに、いわば残土処理の関係でというふうになると、残土処理をする分が減ったから費用が下がった、あるいはどこかに持っていく分の費用が減ったから下がった、いわば処理費が安くなったと受けとめているのですが、そうであるなら、どういう部分でというところを数字じゃなくて日本語で、言葉で説明していただきたいし、何か持っていく先のこともあるわけでしょう、バイパス関係という説明があったわけですから。そうですね。提案説明でバイパスの関係でということだから、持っていく先のこともあったわけですね。そうになると、持っていく先の状況、権利関係とか、持っていった先の法令関係状況の関係はどうなんでしょうね。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 提案説明のときは、256バイパス関係、もちろんそういったものの関係がございまして、高さ的なことを一応調整させていただいておりますけれども、その中で、掘削をする部分が少し増えまして、その掘削土を場内の埋め立てに利用するということによりまして、当初予定をしておりました土の購入、こういうものがなくなったということでございます。256との関係など、そればかりではないのですけ

ども、そういった関係によりまして掘削をする部分が増えまして、その掘削土を埋め立てに使うことができるようになった。それによって、当初埋め立てに購入土を予定しておいたものが少なくなったということによる減でございます。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） ちょっと不明なところがありますけれども、ここではわかりにくいので改めてお聞きします。

次ですけど、議第81号の補正予算の関係です。まず、14ページですけど、民生費の款で7番の障害者福祉費のところですね。説明欄の右では一番下のところかな。障害者自立支援事業の関係ということで、これは事業についての利用が減ったからというふうな受けとめですが、そういうふうでよろしいのでしょうか。

それから、減ったとするなら、なぜ減ったというふうに担当は考えるのかということですね。

14ページです。14ページと言わなかったでしたっけ。もう一回言いましょうか。

議長（村瀬伊織君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 返還金のお話だったというふうに思っておりますが、36万1,000円の理由は、全体的に減っております。その辺の状況ですけど、主に療養介護医療費といいまして、筋ジストロフィー等の患者さんの入退院の関係で少し減っておりますので、その辺が主な原因だというふうに思っております。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 障害者自立支援は随分いろんな問題があって、国でも制度をどうにかということも出ているようなんですけど、そのあたり、制度が変わったことによる利用減なのか、もっと違う要因なのか、どう考えるのでしょうか。そのとらえ方が次への市政に反映すると思うのでお聞きしたいし、それから、もう一つは、周辺、他の自治体はどうなんですか。やはり同じ傾向で、原因も同じととらえるのですか。

議長（村瀬伊織君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 全体での市の利用者状況に関しましては、増の傾向があります。決して減ってはおりません。他市に関しましても、ちょっと他市の状況はわかりませんが、全国的に見ても全体の利用者数としては増えているというように報道されております。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 最後ですけど、この補正予算の22ページですけど、教育費です

ね。教育費の1番、学校管理費のところです。右のほうの小学校管理費というふうに説明があるところですけど、私の受けとめでは、車いすに対応するためということとか机の関係というような理解ですけれども、そういうことでいいのか。じゃ、そういうふうに予算を計上していく経過というところですね。それから、このためにはどういった手続があるのかというところを説明してください。

議長（村瀬伊織君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 今の御質問は2点あったかと思いますが、お答えをしたいと思います。

ちょっと聞き逃したところがございますが、経過ということでございますけれども、御承知のように、こういった障害を持った子供たちにとりましては、いわゆる就学指導委員会と県との合同の会議を持ちまして、入学または入級する方向を決めてまいりますけれども、この桜尾小学校の肢体不自由の子供さんも、同じ道をたどりながら、経過をとりながら、9月、11月と会議を持ちまして、親さんとの話も進めましてここに至っております。したがって、先ほど申しましたように、桜尾小学校のほうで、双子さんということもございまして、こちらで就学をするという方向になりましたので、こうしたスロープ、それから手すり、いす、机というようなものを購入して、この子の就学に対応していきたいと、こんなふうに思っております。

済みません、もう一点は何でしたか。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 私は基本的には非常にいいことだなと思って受けとめているのですが、今の答弁の中で就学指導委員会というところですけど、他の自治体の話などを聞いてみても、指導委員会の前に首長側あるいは教育委員会側が、ちょっとそんなことはというガードがかたいところが実際にはあるという例も聞くわけですね。山県の場合は、以前の高富でも、そうじゃないという答弁はこの場所でお聞きしていましたけれども、そういった就学の希望があった場合に、基本的には、じゃ、歓迎して受け入れましょうという方向で委員会あるいは教育委員会が進もうという方針を持っておられるのかどうか。非常に大事なところだと思うのですよ。その基本的なところをお聞きしたいわけですが、いかがでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 基本的な特別支援学級ということの、特に入級に対する基本的な考えということでございますけれども、そういった障害を持った子供たち、実際には障害は今非常に多く、多岐にわたる状況でございますけれども、そういう障害を持った

子供たちを、御存じのように、本年度から特別支援という形で法が変わりました。そのことをもとにしながら、学校でできるだけ受けていくというのが基本でございますけれども、実は障害の程度というものがさまざまございます。重複の子供、それから知的障害、さらには情緒障害、さまざまでございますので、そういった子供に一人一人、いわゆるケース・バイ・ケースで対応してまいりたいというふうに今思っております。

以上です。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） その障害の程度という1つの行政サイドの見解だと思うのですが、基本はまず本人あるいは保護者の希望、どういうふうな希望があるかだと思うのですが、そのあたり、希望を優先した程度の判断なのか、行政サイドの判断の障害の程度なのか、そこによって大きく分かれると思うのですが、そこをどういうスタンスでいわれるのかということと、もう一つ、やはりどうしても費用を伴うことが多いので、費用を理由にガードをかたくするということが過去は少なくなかったわけですけど、そこは山県市としては、今、法律のことも言われましたけど、どういう姿勢でいくのかというところはいかがでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 親さんの希望という言葉が出てまいりましたけれども、実はそれも加味してまいりますけれども、基本的には先ほど申しましたように、障害の程度と就学する学校の施設、設備、このことを加味しなければならないと思います。今度の場合にも、本来ですと、高富小学校ですとエレベーターがございます。バリアフリーでございます。そういったことも加味しますと、当然、親さんとの話の中、その前に就学指導委員の中でも、教育として最善の方法は何か、その子にとって一番いいのは何かというところを基本にしてまいりたい、こういうふうに思っております。先ほども申しましたように、本当にその子その子の障害によって違いますので、基本は、その子が自立していくにはどうするかという筋道の中で施設を考え、さらには親さんの現在の生活内容、兄弟関係等々を考えながら、ケース・バイ・ケースという形をとりたいと思っております。

以上でございます。

14番（寺町知正君） 費用については。

教育長（森田正男君） ごめんなさい。費用については、先ほども申しましたように、山県市が所有している学校施設の中の一番いい場所というのを私どもが選択して、まずもってお話をしたいというふうに思っております。その次に、いわゆる家庭環境、地域

の環境も含めまして、どうしてもその学校のほうがベターであると判断した場合、今度のような補正を組ませていただくというふうに思っておりますが、できる限り山県市内のいろいろな施設を、今あるものをうまく利用していただきたいというのが私の思いでございます。

以上です。

議長（村瀬伊織君） ほかにございませんか。

ないようですので、質疑はないものと認めます。

よって、これをもちまして、議第74号から議第89号までの質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

議長（村瀬伊織君） 日程第2、委員会付託。

議第74号から議第89号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をします。

議長（村瀬伊織君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。議案精査のため、あす12日より16日までの5日間、休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、あす12日より16日までの5日間、休会とすることに決定をいたしました。

12日は総務委員会、13日は産業建設委員会、14日は文教厚生委員会がそれぞれ午前10時より開催されます。

なお、17日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会といたします。大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午前10時52分散会

平成19年12月17日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成19年第4回

山県市議会定例会会議録

第3号 12月17日(月曜日)

議事日程 第3号 平成19年12月17日

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(17名)

1番	石 神 真 君	2番	杉 山 正 樹 君
4番	尾 関 律 子 君	5番	横 山 哲 夫 君
6番	宮 田 軍 作 君	7番	田 垣 隆 司 君
10番	河 口 國 昭 君	11番	影 山 春 男 君
12番	後 藤 利 弘 君	13番	谷 村 松 男 君
14番	寺 町 知 正 君	16番	中 田 静 枝 君
17番	藤 根 圓 六 君	19番	小 森 英 明 君
20番	村 瀬 伊 織 君	21番	大 西 克 巳 君
22番	久保田 均 君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市 長	平 野 元 君	副 市 長	嶋 井 勉 君
教 育 長	森 田 正 男 君	会 計 管 理 者	長 屋 義 明 君
総 務 部 長	林 宏 優 君	市 民 環 境 部 長	松 影 康 司 君
保 健 福 祉 部 長	笠 原 秀 美 君	産 業 経 済 部 長	土 井 誠 司 君
基 盤 整 備 部 長	梅 田 修 一 君	消 防 長	上 野 敏 信 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	恩 田 健 君	総 務 部 次 長	田 中 公 治 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 舩戸時夫 書記 高橋幸弘
書記 堀達也

午前10時00分開議

議長（村瀬伊織君） ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（村瀬伊織君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして一般質問を行います。

通告順位1番 田垣隆司君。

7番（田垣隆司君） それでは、お許しをいただきましたので、水道水のカルシウム除去の方策はということで、基盤整備部長にお尋ねいたします。

美山地域の上水道事業の計画人口は8,420人と山泉市の人口の約30%に当たり、現在は、谷合、北武芸、富波が給水地区となっております。将来は岩佐地区も給水地域となる計画であります。

この計画の北山地区の円原を水源とする水道水は硬度が高いことから、現在、椿谷の水を混合して、その緩和をしている状況であります。このような措置をしても、温水機器のふぐあいや湯沸かし時の白濁等の影響があらわれておりまして、地区の方々は日々の生活に大変苦慮をしている状況であります。

カルシウムを除去する抜本的な方策をとらない限り解決策はないと考えますが、市は本年度、美山地域水質対策調査業務を計画してこの解決策を立てておりますが、もし調査結果が出ていれば、その結果をお尋ねいたします。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 水道水のカルシウム除去の方策はの御質問にお答えをします。

美山地域におきましては、合併前の旧美山町において平成10年度から、中洞地区を除く谷合、乾、北武芸、富永の4つの小規模な簡易水道を統合し上水道とする統合簡易水道事業に着手をし、平成18年度に完成をしたところでございます。

乾、葛原地区を除いて、水源としましては、ミネラル分が多くおいしい水として有名である円原地区に計画をし、事業が進められました。

円原水源の水質については、統合簡易水道事業の認可を受けるとき及び給水を開始してから毎月水質検査を行っておりますが、水道法に基づく水質検査は厚生労働省の示す基準値に適合しており、飲料水として適正であります。

しかし、事業を進める過程で、円原水源の水のカルシウムを主成分とする硬度が高いことを原因として、湯沸かし器、ボイラー等の目詰まり、煮沸時の白濁等の苦情が発生しましたので、保健所とも相談の上、円原水源の水に予備水源としている北武芸、樺水源の水を混ぜ、硬度を下げる方法で対応することとし、現在、御所野の中央配水池で水をまぜ、供給をしているところでございます。

この対策の結果、カルシウムの析出量が減った、シャワーの詰まりの期間が長くなった、お茶の色が黒くならなくなった等の一定の効果が確認をされております。

しかし、この対策は応急的なものでございますので、本年度、対策策定のための美山地域水質対策調査業務を行っております。この業務の納期は平成20年3月14日となっており、まだ結果は出ておりませんので、業務の完成を待って整備内容を決定し、対策を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 田垣隆司君。

7番（田垣隆司君） 本年度実施している調査業務については、まだ結果が出ていないことからお答えをいただけないようではありますが、わかっている範囲内でお答えをいただきたいと存じます。

この処理についてはさまざまな方法があると思われませんが、どのような方法があり、また、硬度を下げるにはどの方法が一番適切であると考えているのでしょうか。この調査結果を実施に移すには相当の経費がかかると思われますが、その設備の建設費あるいは維持管理費及び水道料金への影響等についてお尋ねをいたします。

また、具体的にこの対策についてはいつごろ実施できるのか、お尋ねをいたします。

以上、この問題は、人間が生きていく上で一番大切な飲料水の問題であります。給水地区の方々には毎日不快な思いで生活を続けておられて、本当に切実な問題であります。山県市の総合計画では、まちづくりの目標として、安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりを掲げておりますが、このような状況では、こうした指標にほど遠いこととなります。どうか給水地域の方々の切実な思いに心を寄せていただきまして、1日も早い対処を賜りたいと存じます。これらについて、基盤整備部長のお考えをお尋ねいたします。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 再質問にお答えをします。

カルシウム対策としての処理方法としましては、イオン交換法、逆浸透法、石灰軟化法、晶析法、電気透析法、酸注入法などがございます。選定の条件としましては、硬度

の主な成分であるカルシウムを確実に除去できること、その他経済的であることなど、いろいろな条件があるわけでございますけれども、美山地域、円原水源のカルシウム対策につきましては、対策の方法が決定していない現段階においては、明確に事業費及び実施時期をお答えすることはできませんが、整備には相当額の事業費を要しますし、整備後につきましては、減価償却費の費用化及び設備の維持管理費が発生をしますので、水道事業会計の財政面をよく考慮いたしまして、将来にわたり安定した良好な水道水の供給ができるよう対策の実施を検討してまいりたいと考えております。

よろしく願いをいたします。

議長（村瀬伊織君） 田垣隆司君。

7番（田垣隆司君） 大変財政も厳しいようでございますので、大変だと思いますが、早期の対策をお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（村瀬伊織君） 以上で田垣隆司君の一般質問を終わります。

通告順位2番は、一般質問の取り下げにより欠番といたします。

通告順位3番 石神 真君。

1番（石神 真君） それでは、議長から御指名をいただきましたので、2点ほど一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、投票区の再編計画について、本当の民意はということで総務部長のほうにお伺いしたいと思っております。

6月に市の選挙管理委員会から各連合会等へ素案計画が出されました。従来より不便になったという御不満のお言葉をたくさんいただきました。その中で、素案計画の中に、17年度の衆議院選挙24カ所での投票区において算出された経費では、最大で投票所経費692万7,500円、ポスター掲示分135万4,590円、トータルで828万2,090円でありました。

1回目の見直し案では、15カ所、投票所486万4,600円、ポスター掲示分といたしまして104万3,526円で、そのトータルが590万8,126円との差が出されました。その後、各連合自治会、選挙管理委員会との会合を重ね、このほど2回目の新しい見直し案ができ、私たちにも説明がありました。それは、15カ所を17カ所という修正案でしたが、17カ所でも投票所経費546万1,000円、ポスター掲示分103万3,502円でトータルが649万4,502円と算出されました。現行の24カ所で828万2,090円で、修正案の17カ所では649万4,502円との差で、178万7,588円で1カ所の投票所当たりの平均をいたしますと、25万5,370円と算出されましたが、これが毎年であれば考える余地もありますが、市長選挙及び市議会議員選挙は4年に1度であり、一番大事な選挙だと思い、この選挙経費も何とか捻出できるのではないかと思います。

この投票区の見直しは、厳しい財政事情から、行政改革の流れを踏まえて選挙事務においてもコスト改善が求められます。選挙投票率の低下が課題とされる中、市民一人一人の選挙への関心を高め、政治参加の推進を図ることと思いますが、今回の見直しにより住民の民意、真意をどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えいたします。

確かに選挙といえますのは、議員御指摘のとおり民主主義の基本であり、とりわけ選挙権につきましても、市民の皆様が政治に参加する大切な機会であることは十分認識しており、今般の投票区の見直しにつきましても、安易に経費の節減を図るのみを目的に行われたものではなく、次の3点について総合的に検討され、判断がなされたものでございます。

まず第1点目は、投票機会における公平性の確保という点でございます。現在の投票区の数及び区域につきましては、合併以前の旧3町村の投票区がそのまま引き継がれた形となっており、それぞれの旧町村で投票所までの距離や有権者数を考慮し、投票機会の均等を図りながら投票区が設けられていましたが、合併に伴いまして、本市の中で投票所までの距離や有権者数に偏りが生じたため、これを是正するというものでございます。

そこで、今般の見直しで、期日前投票所を設けず、投票区を統廃合するところといたしましては、百瀬、佐野、田栗、青波の4つの投票区がございますが、この投票区を廃止することにより、投票所が最も遠くなる方でも3キロメートルを超えることはございません。一方、伊自良地域におきましても、高富地域におきましても、現行の投票区で最も遠い方は3キロメートルを超えている現状にありますので、今般の見直しにより公平性を欠くことにはならないものと考えております。

次に、2点目でございますが、2点目は人員確保という点でございます。すなわち、選挙事務においては実務経験者等のより効果的な配置を可能とするとともに、選挙以外の公務への対応もしやすくなるということでございます。

次に、3点目でございますが、3点目は経費の節減という点にあります。これらの3点につきまして総合的に検討された結果、平成20年4月1日以降、1カ所の投票区を分割し、8カ所の投票区を廃止し、合計で24カ所の投票区を17カ所へ変更することがさきの選挙管理委員会において決定されたものでございます。

なお、御承知のとおり、投票区の見直しにつきましては、平成16年6月に策定いたしました山県市行政改革大綱実施計画及び、その後、当該計画を見直す形で策定した第2

次山県市行政改革大綱実施計画において実施項目に掲げ、慎重な検討が進められてきたものでもございます。

こうしたことから今回の見直しにつきましては、もちろん今までより不便になる方がおみえになるとともに、美山地域に限らず、高齢者世帯が多いといった実情はありますが、特に美山地域が高富や伊自良地域と比較して投票機会が不均等になっているということはないものと考えております。

しかし、当然美山地域の中でも地域事情は異なり、一様に判断することはできず、とりわけ北山地域並びに葛原地域及び乾地域の一部につきましては、道路事情に恵まれず、高齢者率も高いと推測されたことから、現在の伊往戸、片原、草木、柿野洞の4投票区の投票所につきましては、投票日の数日前に3時間、期日前投票所を設けることが予定されておりますし、谷合及び北山投票区につきましては、より多くの方が投票しやすい場所へ投票所を変更することも予定されております。

先ほど申しましたとおり、選挙は民主主義の基本であり、投票は市民の皆様が政治に参加する大切な機会であることは十分認識しておりますが、大切な機会であるからこそ市民の皆様の公平性の確保についても十分配慮すべきであると考えており、本来でしたら、投票所を削減することなく公平性を確保できることが理想ではございますが、現在の財政状況や職員数を考慮すると、投票所を増設することは困難であるということをかんがみ、投票区の見直しについて御理解いただくようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 石神 真君。

1番（石神 真君） ありがとうございます。

今、総務部長にお答えいただきましたが、ただいまの御答弁いただきました今の投票所見直しは、経費節減だけでなく、投票機会における公平性の確保、人員確保、経費の節減の3点を総合的に検討され、判断され、選挙委員会において決定されましたことを理解いたしますが、しかし、政治への参加方法である選挙は、投票してこそ意味を持ちます。私たちの生活や社会をよくするために、私たちの意見を反映させてくれる代表者を決めるのは選挙だと思えます。ですから、地域事情はいろいろありますが、全市民の投票できる機会を確保する上にも、現状維持の投票所開設を望むところです。

財政も厳しい折、経費節減に努力されていることは十分承知しておりますが、選挙経費以外で節減がされるのではないのでしょうか。また、先月、美濃加茂市において開催されました中濃十市議会議員研修では講師から、経費をカットするもの、アップするもの、めり張りが行政には必要であると、このようなお話も聞いてまいりました。まさに、こ

の投票所においての経費を節約することにも疑問を感じます。先ほども申し上げましたが、市民の投票できる機会を確保するためにも、投票所を増やすぐらいの心意気が市政には必要ではないでしょうか。再度、総務部長にお尋ねいたします。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、投票される方が投票所が遠くなったということで、選挙の機会が、投票率が下がるのではないかとということがございますが、これは、それぞれの方がそれぞれの投票所へ出向いていただける方の理解度だと思います。特にこういった点を周知するために、廃止する投票区の方々につきましては、それぞれ自治会長さんを通じまして、今の状況を御説明した文書と、それから市内全域の投票所の廃止される場所と、市内全域の位置の配置を確認していただく意味で、そういった周知のための回覧をさせていただいております。こうしたことから、それぞれに投票される方も御理解をいただきまして投票していただくということで、投票率が下がるようなことはないという認識を持っております。

また、こうした削減される投票所の1カ所当たり25万円ほどになりますけれども、そういった経費をほかの経費からということで、メリ張りの予算ということの御指摘でございますが、この点につきましては、それぞれの大きな予算の中でそれぞれの1つずつを多くの予算を積み上げていくわけございまして、そういった観点からしますと、この予算をほかの予算で確保できないかということでございますけれども、そういった観点ではなかなか予算の削減ということはできません。そういったことから御理解をいただきたいということを思います。

そして最後に、投票所を増やしてはどうかという御意見もございましたけれども、従来、先ほど当初に御説明申し上げましたように、山県市内の全体の投票所の数、設置の状況、それから市民の皆様の全体の意見を拝聴いたしますと、選挙管理委員会で決定されたことが全体の御理解をいただける決定であるという認識をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 石神 真君。

1番（石神 真君） 総務部長、ありがとうございました。今申し上げたように、増やすぐらいの心意気が欲しいというお願いでありますので、そのところはよろしく願いしたいと思ひまして、次の質問に参りたいと思ひます。

続きまして、2番目の質問といたしまして、小学校・中学校適正規模推進計画におい

てを教育長のほうにお尋ねしたいと思いますが、その前に、7月7日の新聞で、財務省は6月、各省庁の54の事業について予算の無駄遣いがないかを点検した、予算執行調査の結果を発表いたしました。規模が小さいことなどから統合して2005年4月に閉校した小中学校、計221校を対象とした調査では、人件費を中心に学校経費が統合前と比べ、単年度で総額約170億円削減できたとされております。保護者や児童・生徒へのアンケートでも、友達がたくさんできるなどの理由から、統合してよかったとする回答が全体の63.1%を占めた。また一方、通学距離が遠くなったなどの問題も指摘され、財務省は、少子化が進展する中、学校の適正化を目指す必要があると、このように統合推進に前向きな姿勢を見せているという記事が7月7日の新聞に一部載っております。

そこで、10月の広報において、市民の皆さんに答申の内容を広く伝えることができたと思いますが、本当に理解していただいているのか、また、行政が行うから仕方がないと思う人、子供のためにはやはり統合が必要なんだと、子供のことを思っただけの考えをしておられる方もございます。その中で、私も答申が出る前に教育委員会からの公聴会などに何度か出席し、市の考え方についてお聞きしましたが、参加された父兄の中に、子供の教育を考えると、この少子化の時代にはやむなしとして賛成の声が多くありました。美山地域の一部で、通学的にも地域的にも現西武芸小学校のほうがいいのではとの声もあり、西武芸小学校の増築などの計画も進められていると思います。私も、この答申は時間をかけ検討していただいただけあって、バランスのとれた中身になっていると思っ

て読ませていただきました。その中で、まず1点、バス通学を前提としていますが、それに対する安全性はどうか。2点目、小学校付近の道路整備はこの後どのように行われるのか、また、行わないのかお聞かせください。3点目、統合になって廃校となった学校施設の活用のあり方を具体的にお聞かせください。最後に4点目として、10月の広報の中に、判断理由の(2)の、ある特別活動等の集団活動の面からの適正規模とある、その中の、少人数集団では人間関係や評価が固定する傾向があり、人間形成に悪影響があると書いてありますが、人間形成の悪影響とは教育的指導においてどのようなことを示しているのか。の少人数集団では仲間との切磋琢磨の機会が少なくなり、たくましさ育てにくいとありますが、少人数だからこそ切磋琢磨の機会も多く、少人数だからこそ助け合える考えからも、たくましさ育てていくのではないのか。この2点の判断理由もお聞かせください。

議長（村瀬伊織君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 小学校・中学校適正規模推進計画についての御質問にお答えをいたします。

1点目の御質問、スクールバスの安全性についてでございますが、乾地区及び富波地区の美山中学校生徒はスクールバスで通学をしております。現在まで事故等の報告はなく、安全への配慮がされていると認識しております。また、現在、乾小学校の一部の地域においてはスクールバス通学を実施しております。小学校のスクールバス利用についてもノウハウがございますので、具体的利用方法につきましては、子供の体力向上、そうした面からもある程度の徒歩通学区間などを考慮いたしまして、今後立ち上げる（仮称）西武芸小学校・富波小学校・乾小学校統合委員会で検討していくこととしております。

続きまして、2点目の御質問、統合小学校付近の道路整備についてでございます。

基本的には、現状の中でスクールバスの乗降場所並びに通学路について最善の方法を見出したいと考えております。これにつきましても、先ほど申しました学校統合委員会で十分検討してまいりたいと思っております。

続きまして、3点目の御質問、統合により廃校となる学校施設の活用についてでございますが、旧美山北中学校は谷合郷土研修室、旧北山小学校は北山交流センター、旧葛原小学校は葛原郷土研修室、旧北武芸小学校はみやまジョイフル倶楽部としてそれぞれ現在活用を図っております。

そこで、今回の統合により廃校となります富波小学校、乾小学校の活用のあり方ということでございますが、現状を見てもおわかりのとおり、非常に困難な問題だというふうには思っております。廃校の利用につきましては、耐震性、老朽化、それからデザイン等施設自体にかかわる問題、補助金や起債等による償還及び施設転用への制限の問題、有効利用に当たって生ずる多額の増改築費の問題等を抱えております。学校は地域の拠点であり、全市的なまちづくりの観点から、地域住民の皆さんと一緒にこの廃校の有効利用問題に取り組んでまいりたいと思っております。

最後の4点目になりますが、山口市小学校及び中学校適正規模等検討委員会の答申における少人数集団についてということの御質問でございます。これは、教育委員会の諮問機関である山口市小学校及び中学校適正規模等検討委員会の答申における少人数集団の考え方を言及されておられますが、あくまでも答申の判断理由の1つととらえております。このことにつきましては、公聴会においても適正規模等検討委員会においても、長所、問題点について意見の分かれるところであったと承知しております。そのところは適正規模等検討委員会で十分審議され、総合的に判断し、答申をしていただいたというふうに思っております。

例えば、少人数では、教師が国語や算数等の教科で一人一人の子供に細やかな指導が

できるのですが、反面、子供同士で考えを練り合い深め合う指導や、音楽での合唱、体育でのチームプレー、こうしたものができにくいという問題がございます。

また、学校生活の中で教師は子供たちに、学校はと言ってもいいんですが、男女の適正なバランスやより多くの仲間関係を通して、より豊かな人間関係を形成し、かかわる力をつけてやりたいというふうに願っているものでございます。

教育委員会ではこれらを受けて、少人数の長所を認めつつ、答申の内容を十分尊重し、山県市小学校及び中学校適正規模推進基本計画と推進計画を策定いたしております。今後は、この方針と計画に基づき、山県市小中学校の適正規模の推進に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 石神 真君。

1番（石神 真君） ありがとうございます。今の答弁の中にもありましたが、まず1点目、2点目につきましては、今後の推移を見ていきたいと思っております。また、3点目の学校施設の活用は、現段階では具体的内容を示せないとお考えでございましたが、山県市都市計画の中でも今後検討していくとありますが、いま一つ検討という言葉だけで、実際本当に地域のことを考えて会議等をどのぐらい行っているのか、それとも全く進んでいないのか、現在どうなっているのかをお聞かせ願いたい。

それと、もう一つ、4点目での答弁の中で、答申の判断理由の1つと言われましたが、統合こそが一番だと言わんばかりの文書のようにも見えたところがございます。このように、地域の方たちはこの答弁で本当に理解されたのかと思いますが、先ほども私は言いましたが、何もこの3校に反対ではなく、答申もすばらしいものだと言いましたけれども、やはり自分たちの母校が閉校になるという寂しい思いは皆さんお持ちだと思っておりますので、その分を作成される時点において、委員会の方々の御配慮をお願いしたいと思いますが、何より子供のためによりよい合併統合だと思っただけの賛成のための質問でございますので、御理解していただくよう、また、特に子供たちの生活、教育環境が変わるので、いじめ等には特に配慮していただくようお願いしますが、また大桑や伊自良地域に関してはどのようにお考えか、これについてお聞きしたいと思えます。

議長（村瀬伊織君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 再質問にお答えします。学校施設の活用についての質問でございますが、最近、テレビや新聞など、全国の農山村の深刻な過疎化が報じられております。特に高齢化が進行する中で、郵政民営化並びに農協の統廃合による施設の閉鎖、撤退は、地域住民の生活に大きな打撃を与えているという現状であるというふうに聞か

けてございますが、本市にとっても決して例外ではないのではないかとこのように思っております。議員におかれましては、こうした背景のもとに学校統合における地域の衰退を憂い、廃校利用のあり方を言及していただいているというふうに思っております。

議員の御質問のとおり、この廃校利用につきましては山県市都市計画マスタープランの中に位置づけられており、昨年度は市において他市町村の状況調査等を行い、活用方法を検討されたと聞いております。また、今後におきましては、先ほど申しました（仮称）西武芸小学校・富波小学校・乾小学校統合委員会において広く意見を伺い、有効活用の、または利用の方法について検討を進めてまいりたいというふうに思います。

次に、基本方針、推進計画の御質問でございますが、議員のおっしゃるとおり、地域の衰退とともに母校が閉校となる、そういう寂寥感は、在校生、卒業生、校区住民にとり深甚たるものがあると思っております。議員を初め校区の方々が、子供のため、よりよくあってほしいと願い、統合への御理解をいただいていること、深く敬意をあらわしたいと思っております。

御心配の、生活、教育環境が変わることに起因するいじめ等の問題については、統合まで約2カ年がございます。この2カ年を活用して、3校での事業や行事など教育活動の交流を推進し、各校の英知を集約して新たな学校の歩み出しに導いていきたいというふうに思っております。

少子化の進行に伴い、近々に小学校において複式学級、中学校において過小規模学校が想定されるのは、大桑小学校、伊自良北小学校、伊自良中学校であります。これらの学校は、山県市小学校及び中学校適正規模推進基本方針と推進計画に従って、子供のため、よりよくあってほしいという願いを生かして、学校規模の適正化を進めてまいり所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 石神 真君。

1番（石神 真君） それでは、再々質問となります。

今、教育長の答弁をお聞きしまして、やはり私どもの思っているように、子供を中心に考えておられると思っております。

ところで、今回のこの方針、計画に対し、市内の一部地域住民により、立て看板や広告を使い、統合反対を掲げて運動している方々がみえると私もお聞きしておりますが、このような現状を市長はどのように思われますか、お聞かせ願いたいと思います。また、なお、教育委員会におかれましては、今回策定された基本方針推進計画に基づいて毅然たる態度を持って、将来を担っていく子供たちの教育、その子供たちがこれからたくま

しく生きていけるよう、そういうことを第一に考え、粛々と進められていただくようお願いして質問を終わらせていただきたいと思います、その前に市長に答弁だけお願いしたいと思います。

議長（村瀬伊織君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。学校統合の問題等含めて、学校の適正規模検討委員会、それから教育委員会での対応等、先ほど教育長から答弁したとおりでございます。そういった方向に従って邁進するということでございます。

私もかねがね、児童・生徒の本当の、そういった生徒を本意に考えていくという、生徒中心に考えていくという、これが基本姿勢だと思っております。その中で、少人数学級等いろいろそういった発生が出てまいります。真に子供たちが楽しく学校生活を送るためには、どういうのが適正規模かというのは非常に難しい問題がございますが、少なくとも、いろんなスポーツとか、先ほどお話がありました音楽会だとかいいましても、ごく少人数では対応し切れないというようなことがたくさんございます。現に、山県市内の小規模の学校では、野球をやるにも、あるいはサッカーをやるにも、出かけていって隣の学校と一緒に進めておる、そして非常に楽しく進めておるというようなことが現在の山県市内の実情でございます。

そんな中で、学校の規模適正検討委員会でいろいろ御審議を賜ったのでございますが、今議員御指摘のような反対のような運動があるということ、私も現にそういった看板があることを見ましたが、そういうことにつきましては、まだ将来的な展望というような面もあって、今すぐ統合するという問題でもない、将来はこうあるべきだというような、将来に向かっての検討材料でもございます。そんな中で、今すぐそういったような阻止運動といいますか、そういうことがあるというのは私は非常に残念に思いますし、これからも、そういうことがあれば十分に協議を進めていく過程で結論を出していただきたいなと思います。

中学校の統合につきましても、いろいろ検討委員会の資料を見ますと、将来にわたって、少子化の問題が発生して非常に小規模の学校では対応しきれないだろうと、そういう時期が来た場合には中学校も統合がありきというふうに私はとらえておるわけでございますので、今すぐ統合するという問題でもございませんが、そんな段階のときに阻止運動というのは、いささか私は疑問に思っております。そんなことでございますので、今後もそういった面につきましては、適切な対応をし、説明をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とします。

議長（村瀬伊織君） 以上で石神 真君の一般質問は終わりました。

暫時休憩をいたします。午前10時55分より再開をいたします。

午前10時45分休憩

午前10時55分再開

議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。

通告順位 4 番 尾関律子君。

4 番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております順に質問をさせていただきます。

初めに、介護支援ボランティア制度についてお伺いをいたします。

本年5月、厚生労働省は、介護保険を活用した高齢者のボランティア活動の支援についてという内容で地方自治体に通知をしています。その内容は、多くの高齢者の方々が自ら介護支援等のボランティア活動を通して地域に貢献することを積極的に支援し、高齢者の社会参加活動により、自身の介護予防を推進し、心身の健康を保ち、生き生きとした地域社会となることをねらいとしたものです。これは、東京都稲城市が高齢者による介護支援ボランティア活動を介護保険で評価する仕組みとして、構造改革特区の提案をし、検討され、実施されることになり始まった制度です。

稲城市では、ことしの9月から介護支援ボランティア制度として始まりました。この制度の仕組みは、市が指定した施設であらかじめ登録したボランティア活動をすると、市が発行するボランティア手帳にスタンプを押してもらいます。このスタンプは1時間程度の活動で1スタンプとし、1日2スタンプが上限で、1年間では50スタンプ、5,000円程度を上限にボランティア交付金として支給されます。この交付金を自分の介護保険料に充てるというものです。

稲城市の高齢化率は14.9%と全国平均より低いけれども、同市が支出する介護給付金は、2000年の介護保険制度開始時とことしとでは倍増している状況だそうです。そして、高齢者が要介護支援者になることが1カ月おくれるだけでも保険財政面でプラスになるとの考えから、給付金の抑制につなげたいとしています。

東京都千代田区では、ことし12月から介護保険サポーターポイント制度が施行されています。そして、世田谷区では来年度から世田谷介護支援ボランティア制度が始まります。このように、元気な高齢者が地域活動に参加することで介護予防につながる新しいシステムを山梨市も導入してはいかがでしょうか。保健福祉部長にお伺いいたします。

議長（村瀬伊織君） ただいまの出席議員数は17名であります。

笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 介護支援ボランティア制度についてお答えします。

御質問の、介護保険制度を活用した高齢者によるボランティア活動支援の仕組みにつきましては、少子高齢化が進展する中で、地域の元気な高齢者が自ら介護支援等のボランティア活動に参加し、心身の健康の保持を図っていくという、主に介護予防の観点から新たに介護保険制度に取り入れられました。

厚生労働省からの通知によると、高齢者の介護予防、住民相互による地域に根差した介護支援などの社会参加活動、にぎわいにあふれる地域づくりなどを同時に実現することを目指した取り組みであり、地域の工夫次第で、元気な高齢者が地域に貢献できる取り組みの推進に活用できるものとされています。

この取り組みが導入されるきっかけとなった東京都稲城市の介護支援ボランティア制度は、御発言のとおり、65歳以上の高齢者が福祉施設の食堂で配膳の手助けやレクリエーションの指導、行事の手伝いなど、対象となるボランティア活動に対し、ポイント制で評価、換金し、結果的に介護保険料を軽減するというものです。高齢者の社会参加を政策として後押しし、また介護給付費の抑制につながる介護予防を一層推進することにつながる仕組みとして、ことし9月に開始されてから全国的に注目を浴びています。

しかし、一方では、この仕組みに対して、活動時間に応じて換金できる制度をボランティアと呼ぶのは違和感がある、生活費を稼ぐために就労したり、家族介護に追われている高齢者も多く、だれでもが参加できるわけではない、参加者だけ保険料を軽減するのは不公平などと、各方面で異論も出ています。

この仕組みは、介護保険制度の中で行われることであり、少額とはいえ介護保険料を財源に充てることとなります。また、実施に際しては、今年度策定中の地域福祉推進計画との調整、受け入れ側の施設等の調整、既存のボランティア団体との調整、ポイント管理方法の検討などが必要と考えられます。市内各方面でいろいろな意見や、稲城市など実施先進地の動向を踏まえながら、来年度行う老人保健福祉計画策定委員会において、主に平成21年度から開始される第4期介護保険事業計画策定の議論の中で、本市における実施の是非、実施する場合の方法論などを検討していきたいと考えております。

これをもちまして答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 御答弁ありがとうございました。

今の御答弁で、市内各方面の御意見や今後の介護保険事業計画の策定の中で、実施の

是非あるいは方法を検討するということでした。このボランティア制度は、施設で仕事をして勤めておられる方と同じことをするわけではなく、お手伝いをすると行った行為に対してささやかでも還元することで、継続的な協働のまちづくりとともに元気な高齢者を増し、相対的には医療費の削減にもつながっていく、また少子高齢化社会において画期的な制度だと思っわけです。早い時期の実施が期待されていると思いますが、いま一度お尋ねをいたします。

議長（村瀬伊織君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 尾関議員の再質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、稲城市の取り組みは、ことしの7月ごろだったと思いますが、報道されており、高齢者の方々の長年培われた能力を活用する立場から考えても非常に介護予防に意義ある取り組みとしてとらえております。今後、高齢者の社会参加をどのように推し進めていくかを考えた場合、先ほどお話ししましたが、介護保険料の問題、ボランティア活動体制のあり方、また来年度から推し進めようとしている地域福祉計画での市民活動との関連性など課題もありますので、今後、皆様の御意見をいただきながら推し進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 多くの皆さんの御意見で早期に実現できるようにしていただければというふうに希望して、次の質問に移ります。

次に2点目ですが、地震対策についてお伺いいたします。

本年10月より緊急地震速報がスタートいたしました。この緊急地震速報は、震源近くで地震、初期微動のP波をキャッチし、位置、規模、想定される揺れの強さを自動計算し、最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れS波が震度4以上の地域の名前をS波が始まる数秒から数十秒前に素早く知らせるものです。ただし、震源に近い地域では緊急地震速報が強い揺れに間に合わないこともあります。気象庁では、ことしの新潟中越沖地震の際に、地震の検知から3.8秒後に緊急地震速報の第1報を発進しています。

この地震発生時の緊急地震速報利用状況について、緊急地震速報の先行利用機関のアンケート調査によりますと、長野県松本市の松本市役所では、強い揺れS波の来る22秒前に速報を受信し、職員向けの庁内放送に基づき、職員は机の下に隠れる等の行動を取り、来庁者には口頭で警戒と危険物からの退避を指導したとあります。

また、長野県上田市の上田市丸子地域自治センターでは、約30秒前に受信し、有線放送で流れ、家庭では、身構えた、あるいは実際にガスの元栓を確認し机の下にもぐり込

んだ、子供たちにたんすなど倒れる危険性のあるものから離れるよう指示したという方もいたとのこと。そのほか、17秒前に受信した新潟県の会社では、工場従業員の作業の中断、安全な場所への移動を実施したなどの実例があります。

先ごろ、この緊急地震速報システムを導入され、このシステムを使っての防災訓練をされた垂井町の特別養護老人ホームいぶき苑に視察に行きました。ここでは、システムを利用しての行動マニュアルがあり、入園者や職員85名での防災訓練に活用されていました。施設長さんは、地震発生までのほんの短い時間ですが、訓練することで入園者の生命をより安全に守ることができると話されていました。

そこで、1点目として、山県市には防災無線がありますので、緊急地震速報システムを活用し、市民の安全確保に努めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

2点目には、住宅の耐震改修に対する補助制度についてですが、ことし7月に国土交通省は、住宅の耐震改修に対する公費補助を自治体の費用負担の軽減など、3つの緊急施策で拡充する方針を出しました。1つに、耐震改修の補助をしている自治体への財政支援で、自治体負担分7.6%について、その一部を新たに国の地域住宅交付金から支出する。また、国、自治体それぞれ7.6%ずつの補助率も引き上げる。2つ目に、耐震改修の補助対象の地域要件など条件緩和。3つ目に、自宅を担保に耐震化資金を借り入れる高齢者への補助制度の創設で、住宅金融支援機構から住宅を担保にした融資、リバースモーゲージを受ける高齢者に対し、20万円程度かかる手続費用の一定割合を補助するという3点です。

現在の本市における耐震診断及び耐震改修の補助制度はどのように拡充されるのでしょうか。

以上の点について、総務部長にお伺いいたします。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず初めに1点目でございますが、平成19年10月1日から緊急地震速報の運用が始まりました。市民の皆様がこの緊急地震速報を得られる方法は、テレビ、ラジオからの情報及び民間会社が販売する受信機からとなっております。

一方、今年度から各自治体では、消防庁が推進している全国瞬時警報システム、J A L E R Tとっておりますが、このJ A L E R Tの整備が進められてきております。このシステムは、ミサイル攻撃、津波、地震など緊急情報を人口衛星経由で全市町村に一斉に通報するもので、この情報を受信いたしますと防災無線を自動的に起動させ、各家庭の戸別受信機及び屋外にございます屋外の拡声機で情報を放送し、市民の皆様にお

知らせするものでございます。

しかし、消防庁から情報が発信されてから本市の防災無線システムが立ち上がるまでに17.5秒を要します。その後に情報が放送され、市民の皆様にお知らせすることとなります。

現在危惧されている東南海沖地震が発生した場合、県には約15秒後に地震が伝わるとされていますので、地震発生の前に市民の皆様には防災無線を通じ情報を伝達することが困難な状態ではないかと思われまます。

このようなことから、J A L E R Tから入手した情報を市の防災無線システムで瞬時にお知らせするにはどのような手法があるかといった点を含めまして、機器の整備などを検討し、速やかな情報伝達ができる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、2つ目の住宅の耐震改修に対する補助につきましては、来年度から国の住宅建築物耐震改修等事業制度要綱が改正され、国の補助率が7.7%から11.5%に引き上げられる予定ではありますが、本市を含めて県では事業開始当初から、この要綱による制度より補助率の有利な地域住宅交付金を活用した制度により実施しております。この制度では国の補助率は20%になりますので、補助率が引き上げられた後の住宅建築物耐震改修等事業制度要綱による制度よりも有利であるため、来年度以降も現行の制度を活用して実施していく予定であります。

なお、耐震診断につきましては、住宅所有者の方が最も手軽に補助制度が利用できるよう県において制度の見直しを検討中でありまますので、本市におきましても、それに従って見直しを検討していく予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 御答弁ありがとうございました。

緊急地震速報については、全国瞬時警報システムJ A L E R Tの利用ができるよう整備を検討されるということでした。公共施設や学校、福祉施設は多くの方が同じ時期に同じ場所におられるので、防災無線が有効に活用され、情報が速やかに配信できるように早期に実現をしていただきたいと思います。

耐震改修については、有利な補助制度を活用しているとのことでしたが、高額な改修になるので利用される方が少ないように思います。本市の中には新耐震基準の1981年以前の木造家屋が多くあると思いますので、このような補助制度の周知を一段と進める必要があると思います。

耐震診断につきましては、県が見直しの検討をしているものに従っていくということですが、いつごろになるのでしょうか。この点について再質問いたします。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 耐震の補助制度でございますけれども、現在、20年度の予算の検討をしております。その中で、この20年度の県の補助制度に合うような予算化を現在行っておりますので、県がどの時期でそういった改正について示されるか定かではございませんが、示された時点で速やかに対応できるような予算措置を現在検討いたしております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 早期の実現が可能になるといいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

3つ目になりますが、予算編成についてお伺いいたします。

来年度の予算編成をされている時期ですが、財政状況はとても厳しいと言われております。合併をして、美山、高富、伊自良と3つの地域のさまざまな状況の違いや意識の違いをまとめて6年目となる20年度の予算編成に当たり、どのような方針で住みよい山県市にしていこうとお考えか、お伺いいたします。

また、市民の方から、山県市は夕張になるというけど本当なのとか、そんなに大変なら協力するで、市民に何をしてほしいかちゃんと言わなあかんよなどの声を聞くことがあります。行政側として削減できること、市民の皆さんにお願いすることを明確にしていくことで相互の協力が成り立っていくと思います。

自治会や各種団体などの要望も予算に盛り込んでいただきたいと思いますが、また、市民が安心できる財政、山県市に住みたいと言っていただける財政を目指しての説明をわかりやすい言葉でお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。総務部長にお伺いいたします。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

山県市が誕生いたしまして5年目になりますが、これまで新市まちづくり計画に基づきまして、国や県からの合併支援策を受け、地域の一体化のための各種の事業や重点プロジェクトを積極的に実施してまいりました。

一方、地域の自己責任と自己決定に基づいた効率的な行政サービスの提供といった地方分権の推進に当たって、地方自治体の財政基盤や自立性の強化を実現するために行わ

れました三位一体改革に伴い、地方交付税及び国庫補助負担金が削減されたため、歳入が減少してきており、財政運営に大きな影響が出てきたことは申すまでもありません。

このため、新年度の予算の編成に当たりましては、本市の財政状況を十分認識した上で、職員一人一人がコスト意識を持って事務事業の見直しを進めるなど、健全な財政運営を図っていくための取り組みをより一層進めることといたしました。

現在、予算編成作業の真ただ中ではありますが、限られた財源の中で重点事業の推進を図るとともに、職員自ら汗をかき知恵を出し合って、山県市の将来を見据えた各種事業の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、住みよいまちづくりを進めるためには、行政の力だけでは限界があります。そこで、議員御指摘のとおり、市民の皆様にご協力をお願いをし、公共サービスの役割分担を見直すことも必要であり、今後、市民の皆様と協働に向けた取り組みを推進していかなければならないと思っております。

今後の財政状況につきましては、社会保障関係経費や起債の償還金、公共下水道事業等の特別会計の繰出金の増加が見込まれますが、財源の確保と徹底した経費の削減に努めることにより、将来にわたり健全財政を堅持していく所存であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 答弁ありがとうございました。

財政状況が悪くなったということですが、その原因として、三位一体改革により地方交付税、国庫補助負担金が減ったというお話でございました。これは、国から入ってくるお金が減ってしまったということであると思いますが、いつから、どのくらい減ってしまったのでしょうか。また、職員一人一人がコスト意識を持って事務事業の見直しを進める、また、職員自ら汗をかき知恵を出し合って取り組んでいくとは具体的にどのようなことでしょうか。また、市民の皆さんにご協力いただくことは公共サービスの役割分担ということなののでしょうか。以上3点について総務部長に再度質問いたします。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

まず1点目の、先ほど申し上げました、地方交付税ですとか国からの補助金が削減されたということで、いつからということですが、これは、平成15年の合併をいたしましてから今日までおおむね12億円、当初と比較しますと12億円の交付税等が削減されておるといってございます。

2点目の、コスト意識を持って事務事業の見直しということにつきまして、具体的に

というお話でございますが、この事務事業につきましては、特に19年度、行政改革推進室を設置いたしまして、当初から、4月、5月、6月、7月、夏ごろにかけまして、この事務事業の見直しシートをつくりまして、全体で2,000件ほどのシートになったかと思いますが、このシートによりましてそれぞれの事業を見直しました。その内容につきましては、例えばそれぞれの事業につきまして、裁量性ですとか、受益の範囲ですとか、公共性の程度ですとか、妥当性、手法ですとかコスト、こういった点をすべて見直しました。そのことによりまして、来年度の20年度の予算編成に当たっておるといようなことがございます。

そして、もう一つ大きな点は、職員がコスト意識を持つということでございますが、従来の予算編成を見ておりますと、まずそれぞれ予算要求をいたしまして財政で内容を検討するわけでございますが、特にこの20年度の予算編成につきましては、それぞれ提出されたものがよく精査されておりまして、11月になりまして2カ月ほどずっと予算協議を行っておりますけれども、従来は数億円の予算がその時点でカットされるというようなことでございますが、現在では数千万円程度ということで、この差は、それぞれ職員一人一人がコスト意識を持ってこの予算の資料を作成して要求をしてきた、このことがコスト意識を職員が一番持ったということだと考えております。

その次に、職員自らが汗をかき知恵を出し合っという具体的な御質問でございますけれども、一生懸命やるという形容の仕方もございますし、また具体的には、ことしの19年度の予算で、施設の一部の草刈り等につきましても職員が汗をかいてやっておるといこともございます。そういった、従来シルバーに委託しておったような事業も19年度で数百万円になろうかと思いますが、実質的には職員が行いまして、汗をかいて仕事をしておるといこともございますし、また一生懸命知恵を出し合っ、いろんな予算、工夫をしまして予算の削減に努めておるといこともございます。

そして、3点目の公共サービスの役割分担を見直すということでございますが、これは福祉のほうで進めております地域福祉計画の中にも、行政のやることと、協働してやることと、それから市民の皆様がやっていただけることというように形で、それぞれいろんな形で推進会議を持たれたりしまして、今進められようとしておるところでございます。この状況、成果に期待をするところでございます。

また、一方では、昨年議員が御質問になりましたアダプトプログラム制度でございますが、これも、まち美化パートナー制度といたしまして要綱が完成をいたしましたので、1月の広報によりましてこういったPRを行いまして、より市民の皆様積極的に行政の中にかかわっていただける手法の1つであると思っておりますので、こういった制度

も進められていくのではないかとこのことを願っております。

以上3点でございますが、再質問にお答えさせていただきました。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 多くのところで職員の皆さんも一生懸命努力をしてくれているという点を理解させていただけたと思います。そんな中でも、市民の皆さんに協力をお願いしていく上では、行政側が削減することももう少し伝えていかなければいけないことがあるのではないかと思います。

例えば、小さいことかも知れませんが、職員の制服の費用とか、そうしたものも削減することがいいのではないかと思います。暑さ寒さの調節も個々に違うので、制服よりも機能的に動けるほうがよいのではないかとこの点も思います。また、昨年、総務委員会で市が所有する土地を視察させていただきました。市内に多くの土地があり、そんな中、すぐにでも売れそうな土地がありました。市有地の売却は固定資産税の収入にもなるわけですから、こういったことも早く行うべきだと思います。

また、街灯なども最近では発光ダイオードを使用したような費用がかからないものが出ております。そういった点で、購入する際には作業とかには費用がかかるかも知れませんが、長期に見れば経費の削減になるといったことも考えていく必要があるのではないかと思います。

このような状況で、20年度の予算編成に対する市長のお考えをお聞きして質問を終わりたいと思います。

議長（村瀬伊織君） 平野市長。

市長（平野 元君） 御質問にお答えします。

市の予算編成につきましては、ただいま総務部長から御説明を申し上げまして、積極的に対応しているところでございます。これから予算編成を進めていく中で、山県市の予算編成方針というのをつくって、職員に十分周知を図って進めておるところでございます。

先ほどもお話がありましたように、国の三位一体改革、議員も御存じのとおりでございますが、都市と中山市町村と申しますか山間市町村、こういった地域との格差が非常に出てきているということは実態でございます。特に都市部は非常に税収が伸びておることと申しますが、山県市を含めて山間市町村はたくさんございますが、いろいろ聞いておりますと大変税収の伸びは少ない、しかも交付税は一括カットということで、ダブルパンチと申しますか、そういう意味ではこういった山間市町村は大変苦しい

財政状況に追いやられておるといのが実態でございます。

そうかといって、それで手をこまぬくというわけにはいきませんので、市の主要事業あるいは重要事業につきましては積極的に対応していきたいというふうには思っております。先ほどありましたように、いろんな事務事業の見直し、あるいは予算の節減、それから職員に言っておりますリストラの問題等いろんな面を含めまして、先ほど出ました制服だとか、あるいは市の土地の売却、そんな面も含めまして、今、予算の編成の段階できめ細かい対応をしているところでございます。

いずれにしましても、市で取り上げていく主要事務事業、重要な事業については積極的に対応していきたいというふうには思っておりますし、市の将来展望をしながら、健全財政は維持するために積極的な努力も必要でございます。そんな形で、職員には十分そういった面について周知を図って予算編成を進めておるところでございますので、御了解を得たいと思います。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

通告順位 5 番 谷村松男君。

1 3 番（谷村松男君） 発言のお許しをいただきましたので、ただいまより、企業誘致活動の取り組みについて産業経済部長にお尋ねをいたします。

山口市は平成の大合併で、東海 3 県で初となる平成 15 年に誕生をいたしております。早くも 5 年になろうとしているところでございます。合併に伴い、有線テレビ放送の拡充整備、防災無線の整備、上水道の整備、下水道の整備、高富小学校の改築、高富中学校の改築等着実に推進されてまいりました。これらの事業は返済に有利な合併特例債を使っているとはいえ、多くの借金で建設されております。

また、大型公共事業の公共下水道事業は現在も継続中でありまして、いよいよ美山中学校の改築工事も始まってまいります。また、ごみ処理施設の山口市新クリーンセンターの工事も始まってまいります。これらの事業は、借金は増えましても自主財源の増につながるものは何もありません。今後ますます債務が増加し、第 2 の夕張市になりはしないか、こういった不安を抱く市民も大勢おられるのではないかと思います。

また今後、どうしても避けては通れない少子化対策、あるいは高齢者の福祉対策等、これはどれをとりにましても大きな予算が伴ってまいります。こうした財源を確保するには、先ほどもいろいろ話が出ておりましたけれども、相当思い切った行財政改革を断行しなければならないことはもちろんであります。自主財源を増やすための企業の誘致を積極的に進めなければならないということは言うまでもありません。

そこで、私は山県市の置かれている現状について調べてみました。全国都市財政年報というのがあるんですけども、それによりますと、平成18年度の決算におきます自主財源比率は、全国に782の市がありますけれども、そのうち山県市は589番目という位置でございます。比率にしましても36.35と非常に低く、自主財源は3割強であります。ちなみに自主財源率の高い市を調べてみますと、やはりトヨタ自動車を抱える豊田市を中心にいたしまして、愛知県の碧南市、刈谷市、東海市、小牧市、西尾市、大府市、安城市等が自主財源率81.69から87.08と高く、自主財源率の上位を占めております。また、隣の本巣市はといいますと、782市あるうちのちょうど中間辺、376位でございます、その自主財源率は49.02、約5割ということでございます。

そこで、平成17年の工業統計、これ県がつくって出しておりますけれども、これによりますと、山県市と本巣市を工業統計で比較をしてみました。工場数は山県市が207カ所、本巣市が117カ所と山県市のほうが90カ所も多いわけでございますけれども、従業員の数といいますと山県市が3,405人、本巣市は3,911人、本巣市のほうが506人も多いわけでございます。これを見ましたときに、いかに山県市は零細企業が多いかを物語っているものであります。また、工場の規模で見ましても、従業員が100人から300人の工場は山県市が3カ所、これに対しまして本巣市は9カ所もあります。また、従業員300人以上の工場になりますと、本巣市には1カ所ありますが、山県市にはありません。製造品の出荷額を見ましても、山県市は645億円ほどでございますが、本巣市は775億円と、2割も多くなっております。当然、税金を見ましても、固定資産税が大半を占める市税収入は、山県市が約29億円に対し本巣市は倍に近い56億円と、27億円も多くなっております。こうしたことを考えると、規模の大きい工場を誘致することが自主財源を増やす近道であることは火を見るより明らかでございます。

山県市として、他の市町村よりすぐれた企業誘致条例を制定、より積極的な誘致活動、企業誘致に必要な道路の整備、工業団地の造成を至急進めなければならないと私は考えております。また、山県市の工場誘致の前提となります東海環状自動車道、(仮称)高富インターの早期完成は喫緊の課題であると思っております。

10月29日付の新聞によりますと、岐阜県は西濃、中濃、東濃、飛騨、この5県域に分けて全市町村を対象に企業誘致による地域活性化を目指す基本計画を策定し、企業立地促進法に基づく政府の支援先に指定されました。企業は県内どこに進出しましても、設備投資の減税、あるいは固定資産税減免の恩恵が受けられることになりました。

また、私は先日、県のほうへお邪魔いたしまして、企業誘致課でいろいろ話を聞いてまいりました。岐阜県では企業誘致推進本部を設置し、全庁体制で企業誘致に取り組ん

できて今までもおりましたけれども、10月31日付の新聞で皆さんも御存じだと思いますけれども、企業誘致は雇用と財源確保の特効薬と位置づけ、企業誘致加速のためのプロジェクトチームを2つ立ち上げております。その1つが、産業労働部長をリーダーに徹底した企業訪問を進める企業の誘致グループが1つ、もう一つが、県庁内の企業誘致課、地球環境課、農業振興課、治山課、都市政策課、建築指導課の職員によりチームを編成し、各課が連携して工業団地開発にかかわる農地転用の問題、あるいは林地の開発などのいろいろな問題の解決に当たり、県と市町村が一体となって工業団地造成のスピードアップを図るワンストップサービスグループであります。

岐阜県は、この2つのプロジェクトチームにより積極的に企業誘致に乗り出す考えであります。私は、いろいろ聞いた中で岐阜県の企業誘致に取り組む意気込みを感じてまいりました。こうした岐阜県の企業誘致の取り組み姿勢を背景に、山県市の企業誘致に向けた取り組みにつきまして産業経済部長にお尋ねをいたします。

1つ、企業を誘致するための条例はどのような検討がなされているのでしょうか。2つ目、税制面での優遇措置はどの程度を考えられておられるのか。3番目、積極的に誘致活動を進めるための対策室を設置してはどうかと思うが、その考えはないのか。4番目、具体的に工場誘致計画が現在検討されているのかどうか。5番目、(仮称)高富インターと企業誘致との関連についてどのように考えておられるのか。6番目、今後どのように企業誘致化等を進めるおつもりか。以上6点について明快な答弁をお願いいたします。

議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。

産業経済部長(土井誠司君) 企業誘致の御質問にお答えいたします。

本市の将来ビジョンを考えたとき、税収の確保、地元雇用の増加、土地の計画的な活用からも、企業誘致には積極的に取り組んでいきたいと考えています。現在は、東海環状自動車道の西回りルートの整備が急がれています。それに向けまして本市もインター周辺と農村地域工業等を見据え、積極的な活動を行う所存であります。

1点目の企業誘致条例の御質問ですが、現在、企業立地促進条例を整備検討中であり、次期定例会で御審議をお願いする予定でございます。

2点目の税制面での優遇措置に関しましては、企業の立地、資金の投下によりまして税収の増加が期待されますので、本市としても長期ビジョンの見地で検討を行い、魅力ある内容に整備したいと考えております。

3点目の誘致活動を進めるための対策室を設置する考えでございますが、現在、工業適地の調査を進めておりますが、開発には法規制等をクリアしなければなりません。本

市の財政事情をかんがみながら、開発の進捗状況によりまして対策室の本格的な検討になるのではと考えております。

4点目の工場誘致計画につきましては、1点目の誘致条例の制定と関連が濃いと考えますが、本市単独での開発は財政上困難が伴いますので、県の土地開発公社等との連携を図り、資金計画、雇用対策等の協議内容を参考に検討を行っていきたいと考えております。

5点目、6点目の(仮称)高富インターと企業誘致との関連等の今後につきましては、ソフト、ハード両面で、進出企業が何をやろうとしているのか企業の戦略を読みながら、本市の関連部局で情報交換をしながら活動してまいりたいと思っております。それと同時に、県の組織で市町村の企業の誘致をサポートする県産業経済振興センターなどとの連携を密にいたしまして、専門的な指導、助言を求めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(村瀬伊織君) 谷村松男君。

13番(谷村松男君) 企業誘致活動の取り組みにつきまして、産業経済部長より大変前向きな答弁をいただきました。特に企業誘致条例の制定につきましては、次期定例会に提案をするということでございますし、税制面の優遇措置につきましても、魅力ある内容で整備をしていきたい、こんな答弁をいただきました。この取り組みにつきましては評価をしたいと思えます。

工場が新設または増設した場合の優遇措置についていろいろ条件の違いはありますけれども、関市では平成14年に関市工場誘致条例を全面改正して、関市企業立地促進条例を制定しております。工場設置奨励金につきましては、固定資産税相当額を限度に3年間交付する。また、雇用促進奨励金につきましては、新たに常時雇用する市内居住の従業員1人当たり15万円ということで、1事業者、年750万円を限度に交付する、こんな内容になっておりますし、本巣市につきましては平成16年に、やはり本巣市企業立地促進条例を制定しております。これも同じように工場誘致奨励金として、工場の操業開始以降3カ年、固定資産税相当額を交付する。また、市の住民を常用従業員として雇用したときは1人30万円の雇用奨励金を交付する、こんな内容になっております。

先ほど、山県市の企業から魅力のある条例ということでつくると言われましたけれども、本当に魅力ある条例と言われるような内容というのはどんなものなのか、お聞きしたいと思います。また、対策室等の設置につきましては、本巣市はインターの設置をにらみながら、平成18年から屋井工業団地の造成に入っておりますし、岐阜市もこれまで工場誘致には消極的だったんですけれども、やはり税収を増やす必要があるという都市

経営の観点から企業誘致推進本部を立ち上げ、企業誘致を積極的に進める柳津、三輪地区に20ヘクタール以上の工場団地を整備する、そんなものづくり産業集積地計画、これを12月11日の新聞に発表しております。山県市も他市町村の企業誘致におくれることなく誘致活動を推進するためには、早い時期に対策室を設置し、山県市として工場誘致計画を策定し、その実現に邁進しなければならないと考えるものであります。

また、今後の企業誘致活動について、この対策室を中心に、先ほど言いました県のプロジェクトチームと連携をとりながら企業誘致を図る必要があると思いますが、再度産業経済部長にお尋ねします。

議長（村瀬伊織君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 御質問にお答えいたします。

企業立地促進条例の詳細な数値等でございますが、現在、市役所の中の関係部局でいろいろ協議を重ねておまして、そのまとめをもって最終的に市長への稟議を経て市の最終案として議会のほうに提案させていただきたいと、そのような流れでございますから、今ここで数値等の公表とかそういうことはまだできませんが、基本的な考え方は、工場等を設置した場合の奨励金と雇用促進の奨励金の2本立てということでございます。それとあとは、現在市内で活動してみえます事業者の方、経営者の方々にもその内容は当てはまると申しますか、内容に応じては対象になるというようなことでございます。

また、2点目の対策室等の話でございますが、県庁の産業労働部の中の企業誘致課、議員も先ほどお邪魔されたと申しますけど、私も、企業誘致課のほうにはいろいろ情報を提供させてもらったり、相談に乗ったり、紹介を受けたりで、いろいろな面で支援を受けているというのが現実でございます。その中で、先ほど、ワンストップサービスチームというのが県にはあるということで、基本的にワンストップサービスは、事業者の方がいろんな相談に来たときに、1カ所でその相談が済むというのが利点でございます。何カ所も、例えば山県市ですと、都市計画であったり、農業委員会が所管する農地法のことであったり、道路、橋の建設課であったり、税制や土地所有者、土地画定のための税務課であったりと、そういうところでございますが、現在、私がおります産業経済部の中には産業団地対策室というのを所管しております。基本的にワンストップサービスの働きというのは、私のほうの産業団地の対策室のほうで個々にそういう状況があった場合に、タイムリーといいますが、早くそういうのを私のほうで取り持ちをしまして対応をしましますから、御理解のほどをいただきたいと思います。

とにもかくにも、私のほうは企業誘致に関しましては、企業の方や事業者の方に、ここにこういう土地があるから、どうか来てもらえませんかというような、そういうのだ

けでは相手の企業の方は決断されないことは重々承知しておりますから、いろんな面で、山県市の条例も含めまして、この特性を生かした企業の誘致が図っていけるということを最終目標に置いていますから、どうかその辺のところはよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 谷村松男君。

13番（谷村松男君） ただいまの答弁で、特に企業誘致をするための対策室ということでございますが、確かにこの産業団地対策室というのが現在あることも承知しておりますが、産業団地そのものが現在非常に停滞しているという状況でございますし、今この山県市の企業誘致条例は、要は農村地域の工業導入促進法に基づいた条例でございます。聞きますと、要は美山の今ある産業団地、ここに指定がされておりますと、ほかのところ企業が来ても、あるいはほかの企業が改築をしましても、一切今の条例の適用にはなりません。ですから、今の条例も本当に早く改正するという事で答弁いただきましたので、それはいいんですけども、この対策室があるからということでなくて、もう少し積極的に市としての対策室の取り組みをしていただかないと、この産業団地というのは今美山のところに限られておりますので、もっと山県市全体のことを考えた対策室ということをお願いしたいわけでございます。

それでは、再々質問ということで、市長さんをお願いをしたいと思うわけでございますけれども、この質問につきましては、与党の議員としてはいささか逸脱した発言になるかもしれませんが、山県市の将来を憂う私の心情を御賢察いただきまして御容赦願いたいと思います。

現在、山県市も平成20年度の予算編成の真っ最中、先ほどもそんな話が出ておりましたけれども、ことしの4月からは水道料金が上がっております。来年4月からは下水道の使用料金も改定になりまして、ほとんどの家庭が高くなるのではないかと懸念しておりますし、有線テレビ施設の利用料も倍になります。その反面、自治会活動費、あるいは体育振興会、青少年育成会、公民館活動費等助成金が毎年のように軒並みカットされております。

また、私が耳にいたしました話によりますと、私たちが地域の活性化の拠点と考えております公民館の管理をお願いしておりますシルバー人材センターへの委託費をなくしてしまう、公民館を使用する者が預けてあるかぎを借りて行って、あけて使用し、終わったら戸締まりをしてかぎを返すと、こんなことになるそうだと聞きましたが、それでは冷暖房を入れたり切ったりするにも問題があります。公民館ではガス等の火も使います。したがって、火災やあるいは盗難があった場合、その責任をだれがとるのか、公民

館長さんは現在頭を抱えておられるのが実情でございます。これでは、地域の活動をやるなどと言っておられるようなものであります。公民館というのは本当に地域の住民のいろんな活動を手助けし、本当に地域が今後発展していく礎であろうと、私はこんなことを思っておるわけでございますけれども、今言ったようなことでは非常に困ったことになるのではないかと思います。

公共の料金は上がる、地域の活動はうまくできない、これでは、住みよいまちづくりのはずが住みにくい山県市になってしまいます。財政悪化のツケを立場の弱い市民に押しつけているだけのように思われます。財政悪化の立て直しは、まず思い切った行政改革を断行し、庁舎内から始めないと住民は納得をしないと思います。財源不足の解消は、発想を転換して、5年先、10年先を見越した企業誘致による自主財源確保を図るべきと考えます。

私は、優良な企業が誘致できるか、できないかが山県市の将来の浮沈にかかわる重要な課題であると言っても過言ではないと思っております。ある人を通して私は企業進出の問い合わせを受けましたけれども、インターの設置のめどが立たない、それではだめだと言われました。今、山県市としてやらなければならないことは、至急企業誘致対策室を設置して、十分な検討を加えながら、多少の借金は覚悟してでも企業誘致のための道路整備、工業団地造成を実施すべきであると私は考えております。将来、固定資産税でもってある程度の借金を賄うことができるのであれば、あえて私はやらなければならないと思っております。

インターのできるめどが立ち、アクセス道路がある工業団地を増設するならば、必ずや企業は来ることを確認しております。今のままでは、なかなか企業はこちらを向いてくれません。市長さん自ら先頭に立って、(仮称)高富インターの早期完成に御努力願いますとともに、トップセールスとして優良企業の誘致に御尽力賜りたいものと思います。

市長さんの所見をお尋ねして、私の質問を終わります。

議長(村瀬伊織君) 平野市長。

市長(平野 元君) 御質問にお答えします。

議員の心情は今十分お聞かせいただいて、私も身に感じておるところでございます。そんなことで、山県市の将来展望というのは非常に難しい問題もありますが、そういった面に向かって積極的に推進していくというのが市長の務めだというふうにも感じております。

お話がありましたように、確かに工場誘致等の、市の財政を助けるといいますか、そ

ういったような事業を積極的に推進するというのは大変重要なことかと思っております。そういった意味で、先ほどは担当部長からもいろいろ、るる御説明を申し上げましたが、今後に向かって、そういった誘致の促進条例とか、あるいはそういった対策をするための組織とかいった問題についても積極的に対応していくということで、これから予算編成と同時にそういった面についても進めてまいりたいというふうに思っております。

何と申しまして、東海環状の東回りができまして、関あるいは美濃、美濃加茂地域の一带の工場誘致が、ほとんど完成をしてから1年か1年半ということで、非常に短い時間で満杯になってきたということでございます。企業は企業でやっぱり自分の利潤を追求しておる企業でございますので、そういった面を十分見きわめて事業を進めてくるというのはもちろんのことでございますが、そんな中でいろんな企業に対応していくように、今言ったような対応もしていく必要があるかというふうに思っております。

仮称でございますが、山県インター、岐阜国道事務所さんにも時折会って話しておるわけでございますが、いずれにしましても、東深瀬地域については既に設計協議をこれから進めていく段階に入っておりますし、西深瀬につきましても設計を工事発注されて工事を進めておるとい段階でございますので、そういうことの段階をますます進めていくために、今後とも努力をしていく必要があるかというふうにも思っております。

そんなことでございますが、今の企業誘致については、これから条例とかあるいは対策室とかあるいは職員の配置とか、そういった面は予算編成と同時に検討していく予定でございますし、インターの設置につきましても、そういう意味で積極的に取り組んでいきたいということでございます。市の土地開発公社の運用による誘致の適地を見出して、そういうのも土地開発公社で対応するというのも十分検討する必要があるかと思っておりますが、土地の問題については山県市も過去にいろんな経験をしておりますので、そういった面も十分配慮しながら検討していく必要があるかと思っております。

議員御指摘のように、各議員も同じような御心情だと思っておりますが、そういった意味で、山県市が非常に厳しい財政状況の中でございますが、そういった面について積極的に切り開いていくということについては大変大事なことかと思っておりますので、今後とも議員各位の御協力によりまして格別事業を推進してまいりたいというふうに思っております。よろしく御指導を願ひまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（村瀬伊織君） 以上で谷村松男君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で午後1時より再開をいたします。

午後0時09分休憩

午後 1 時00分再開

議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問。

通告順位 6 番 寺町知正君。

1 4 番（寺町知正君） それでは、通告に従って 3 つお尋ねします。

まず最初に、財政再建ということで、職員や議員の人件費関係の削減をしてはどうかという趣旨で総務部長にお尋ねします。

財政の展望は決して明るくありません。合理的な事務事業の推進や制度改革が求められているということは疑いありません。そこで、市の財政の現状を確認した上で職員への人件費などを見直すべきという観点で質問いたします。

先般、10月に作成された市の中期財政展望では、クリーンセンターの建設、美山中学校建設、下水道事業などもあってか、来年、平成20年の歳出は今年度と比べて14%増の20億円増、再来年、21年は今年度比で31%増の37億円というふうにされています。

私は、昨年予測データより厳しいというふうに取り扱います。今年度の基本的歳入歳出等の見込みができるこの12月議会、財政状況は昨年から好転したのでしょうか。基本的に変わらないのか、市の見解をお尋ねします。

次に、削減して不合理はないという部分について、具体的に選挙の投票日の事務費、それから議員のボーナスの加算ということを取り上げます。

通告では投票所のこともありましたが、他の議員が質問されましたので、そこはカットして、通告の3つ目を2つとして、選挙のときの投票日の事務に関して、市の職員でなくてもできる仕事があり、経費節減と同時に選挙の啓発等の意義を込めて、若者を単発の臨時職員として採用するということも出てきています。投票所事務と開票事務のそれぞれに従事する市の管理職相当の職員及び非管理職相当の職員の人件費としての1人当たりの総額と基本人数はどのようでしょうか。

3つ目ですが、消極的に見れば、選挙事務は職員しかだめという答えは十分に予想されます。逆に積極的に見たときには、実際に市職員以外の若者らを臨時採用する自治体もあるわけですが、後者に立ったとき、山梨市の投票日の事務に市職員以外の者を従事する者として、代替し得るポスト、その役割、人数はどのようでしょうか。それはどの程度の人件費の支出削減になるのでしょうか。

4つ目ですが、現在の予算の編成方針でも、時間外手当等についてはその縮減と適正化を徹底しとあります。来る市議選の選挙投票日事務に関して、職員外の臨時雇用を試

みてはどうでしょうか。

5つ目ですが、非常勤の職員である議員への人件費の支出についても見直すべきところがあります。常勤の市長らの期末手当は、月額20%を増やした額を基準額としています。これを役職加算というふうに言いますが、ところが、これが議員の期末手当にも適用されているということはほとんど知られていません。9月の議会で決算に関連して質疑したときに、そのようにすべきとする法律や通達、実例はないと、議員は一般の管理職相当であるという認識と思われる、周辺の他の市も15%か20%だという旨の答弁がありました。議員に対するこのボーナスのさらなる加算額は、平成15年4月、合併したとき、1人1年間で22万5,400円、報酬の基本月額を5割近くアップした平成16年4月以降の加算額というのは、1人1年間で29万3,700円にもなります。議長や副議長、委員長はそれぞれ月額が一般の議員より多いですから、ボーナスの加算額はもっと多いという状況です。

市民からは、議員は常勤の市長らとは違うから、そもそもボーナスは不要だという声も寄せられています。もっとも、今、議員の期末手当を全部廃止したらと提案しても反発はあると思います。新年度の20年度の予算編成方針でも、中期財政計画に基づき徹底した経費の削減に努める、職員一人一人がコスト意識を持ちというふうにされている状況です。

そこで、法に根拠のない制度について、財政の厳しい山口市として、しかも選挙ポスターの公営の水増し等の問題で全国に汚名をさせた自治体、議会として、ここはそれを挽回する意味でも、制度改革の一環として議員職のボーナスの上乗せ加算は廃止してはどうでしょうか。

6つ目ですが、この役職加算は、1990年、平成2年度の人事院勧告に準じる措置であるということからしますと、加算部分は職務段階等を基本とした加算措置としてなされたものです。つまり、自治法204条第2項が定める諸手当のうちの管理職手当に該当します。よって、本件役職加算部分、すなわち年間議会費中の約700万円という支出は自治法の203条4項に言う期末手当ではなく、経過からも制度上も管理職手当であるというふうになります。ですから、この加算分の支給は法の203条、204条、204条の2に反して違法だというふうに考えますが、市はどのように考えるのでしょうか。

7つ目ですけれども、市は水道料を5割アップし、保育料も大幅アップさせています。施設の利用料も上げました。この12月の議会では、市民の大多数が加入している市のケーブルテレビも10割アップする議案が出ています。この際、ボーナスの加算、これを廃止することは議員が市民と痛みを分かちということになるというふうに思いますが、市

はそのように考えませんか。

以上、お尋ねします。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますが、平成19年10月に作成をいたしました中期財政計画につきまして、昨年の予測データより厳しいと御指摘いただきましたが、昨年度の予測でも、平成20年度の普通会計予算総額は141億円、平成21年度は135億円と予測されており、クリーンセンター建設や美山中学校建設など複数年にわたる工事の年度別事業費の変更や新たに必要となった事業費を加え、予測を見直し計画を立てております。

計画での予算総額は、平成20年度、21年度を合わせますと昨年度の予測よりも増額となりますが、財源に交付金や合併特例債などを充て、基金の繰り入れは予測より少なく見込んでおります。

財政状況は昨年度から好転したかとの御質問につきましては、予測の見直しや平成18年度基金繰り入れが当初予定より少ない4億円で済んだこと、また、平成18年度決算で繰越金が7億円ほどあったことなどにより、平成19年度においても当初予算では基金繰入額を約10億円としておりましたが、大幅に減らすことができる見込みであり、財政状況は昨年の計画策定時より改善されてきたと思っております。

次に、2点目でございますが、先ほど投票所の変更についての質問を取り下げられましたので、1つずつ繰り上げてお答えしたいと思います。3点目が2点目になるわけでございます。2点目につきましても、選挙の種類によって異なるものでございますが、さきの参議院選挙における実績をもとにお答えをいたします。

投票所関係に従事した常勤の職員は177名で、そのうち管理職相当の職員は28名であり、平均支給額は9,000円強となっております。管理職相当以外の職員は149名で、平均支給額は約3万円弱となっております。他方、開票所関係に従事した常勤の職員は70名で、そのうち管理職相当の職員は5名であり、単純な平均支給額は2,000円となっております。管理職相当以外の職員は65名で、平均支給額は約1万円強となっております。

次に、3点目と4点目に関しましては、常勤の職員以外の方を採用するという一方で、既に期日前投票の際には臨時職員2名の方にお手伝いをさせていただいたことはございません。

一方、当日投票において常勤職員以外の方を採用することに関しましては、消極的にならざるを得ない面がございます。その理由といたしましては、個人情報取り扱いが一番に挙げられます。それでも、当日投票で常勤職員に代替し得るポストを考えますと、

入場者の受付等が考えられます。本市には該当いたしません、他市では同一投票所内で受付を複数設けている事例もございます。

しかし、選挙人が少人数である投票所が多い本市においては、常勤の職員は幾つもの事務を抱え持っているケースも多く、常勤職員以外の方をお願いできる事務というのは極めて少なく、限定的になってまいります。無論、本市の中でも比較的選挙人の数が多い投票所においては、全く検討できないわけではありません。このため、常勤の職員以外の方に事務をお願いすることにつきましては、今後とも引き続き検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、5点目につきましては、議員の皆様のことであり、加算制度を廃止すべきという御意見が多数であれば検討もさせていただきますが、現段階では廃止を考えてはおりません。

次に、6点目でございますが、議員に対する期末手当の額、基準及び原則が地方自治法には直接定められておりません。議会の議決に基づく条例の規定に基づき支給していることから、違法であるとは言えないと考えております。

次に、7点目につきましては、保育料やCCYの利用料はそれぞれの事業に対する適正な受益者負担をお願いするという観点からの改定でございます。ボーナスの加算とは別であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 市長に再質問いたします。今の答弁では、財政は昨年よりよくなったというニュアンスだけ答えられましたが、そういう答弁だけで終わると、多分職員も議場の議員さんたちも緩むのではないのかなという懸念を持ちます。たまたま数字がちょっとよかっただけで、決してそうではないというふうに思います。

選挙事務に人件費のこと、それから啓発のことも含めてということは前向きに考えていただく必要があるというふうに思っています。

市長にお尋ねしたいのは、議員のボーナスの加算のことですね。市長も申し上げたように加算はありますが、執行者側は市の職員全体の管理という、まさに定義づけそのままにあるので、そこは特に問題にならないとしても、特に管理ということはない議員、この議場の議員1人ずつに対しては、20%加算というのは全く合理性がないということでお聞きします。

先ほど、廃止する考えはないということでしたけど、そもそも合併したときにこの条例を提案したのは市長であります。平野市長でありますし、3年半前に5割近く上げる

ときの提案も市長提案なんですね。議員提案ではないわけですよね。ですから、廃止する、あるいは修正する、これはまさに市長提案でできると、経過上も理屈上もそうだと思うんです。そこで、市長はどうでしょうか。この際、管理するということがない議会の議員に対しては20%加算はなしにすると。別にボーナスをなしにするというわけじゃないんですよね、さらに20%というのをなしにするだけですから、いかがお考えでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

今の議員に対する加算の分、確かに、法の根拠といいますか、そういった中では明確ではないですが、いずれにしても条例で決めておるということでございますので、現在は支給をしておるということでございますし、他市の状況等もいろいろ検討しましたが、山口市と合併前の市等でも、大体相当の加算措置で支給をしておるということでございます。先ほど部長からも答弁いたしましたように、議員各位の問題でございますので、市長提案でできることは私も主張しておりますが、まず議員の皆さん方の御意見を聞くということも大切でございます。意見が多数ということであれば、また検討してまいりたいというふうに考えておりますが、現段階ではそういった考えは持っておりませんので、よろしく申し上げます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 市長に再々質問しますけれども、今、他市のことも調べたということですが、私もデータを見た限り、古い市はともかく、自治体合併した最近の市を見ると、20ではなく15のほうが多い。例えば、選挙公営の条例もそうでしたが、山口市はずっと他の市に倣ったけれども、その後合併したところでは制度すら取り入れなかったところもある。そういう新しく合併したという中で見れば、20はやっぱり突出しているんですよ。そういう意味でも、ここは改めるべきじゃないかと。例えば今、全国で議員の政務調査費というのは大きな問題になっていて、裁判所から返還命令、あるいは監査委員が返せという命令をしたりします。山県でも調査費というのは一応出ているわけですがけれども、そういったいろんな議会に対する社会状況を見てもそうですが、やはり厳しく考える必要があるということだと思います。例えば山県においても、住民から監査請求をしなきゃいけないとか、条例改正の直接請求をしなきゃいけないとか、そんな市民の手を煩わす必要なく市長が率先して条例の改正案を出せばそれで済むわけですが、改めていかがでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

議員のおっしゃることもよくわかっておりますが、いずれにしましても、現在は条例でそういった規定を決めております。そういうことでございますので、議員各位の多数の意見ということであれば、また検討もできると思いますが、今の段階ではそういうふうに考えておらんということを答弁したものでございますし、政務調査費とかそういったものにつきましても、他市の例等は十分把握しておるつもりでございますし、県議会でもいろいろ費用弁償等について改革がされております。そんなことも十分踏まえながら、今後の課題として検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、3回しかできませんので次の質問に移ります。

副市長にお尋ねしますが、市の一般ごみの処理施設ということで、これについて約40億円の委託事業というのが2社の入札で決定したという経緯がありました。非常に不自然に感じる人が多いわけですが、そこで、市の建設工事の請負業者選定委員会の長であって機種の選定委員であり、そもそもこのごみ処理の問題の経過を最も知っている1人の副市長にお尋ねします。

まず、経過の不自然さということでありまして、私は議員になって、2005年、平成17年ごろから議会の特別委員会など、あるいはその後の話で、次の設備というのはストーカーという方式、それから灰溶融という方式がいいんだということは何度も聞かされました。そこで思い出しますに、市は初めから、このストーカーという方式と灰溶融という方式はセットだというふうに考えて進めてきたのではないのでしょうか。

2つ目ですが、このストーカーという方式だというふうに考えますと、普通はクボタとか日立がすぐに連想されるわけですね。ところで、旧山県郡のごみ処理の一部事務組合というのは昭和51年から施設を運用していました。現在建っている焼却炉は平成3年から稼働していて、その炉の業者というのは三和動熱という会社。これは市の説明では、平成9年に日立グループに吸収されたというふうに言われています。市は、今回の炉のタイプや事業形態など、この事業の意思形成に関して日立の関係者からの情報提供、アドバイスを受けているというふうに思いますが、いつごろから、どのようなことについて、どの程度受けていたのでしょうか。

3つ目ですけれども、市のとらえ方ということで、今回の意思決定の手続について、普通の人の常識から見ると、形式的にはコンサルタントに市が委託した、選定委員会が機種を決定したというふうですが、実質的には日立グループの関係者が次の機種や方式

の助言をしつつレールを敷いてきたというふうを受けとめるしかありません。実際に一般競争入札に2社しか応募せず、日立造船が一括で受託したという事実は、それを裏づけているというふうにとらえます。これがわかりやすいというふうに思います。市は一体どのように釈明するのでしょうか。

4つ目、仮見積もりという手続があったと聞きます。機種選定資料に、ストーカーの方式、それから灰溶融ということについて、7社中5社に調査したという表現があり、部長の答弁では、全国に30社ほどあって、その中で5社とは、クボタ、日立、JFE、これは日本鋼管ですけど、それからタクマ、川崎だという答弁がありました。別の市の資料の中には、3社に仮見積もりをしたというふうにもされています。仮見積もりというのは一体どういうことでしょうか。

それから、5つ目ですけど、この仮見積もりの3社というのは、部長の答弁では、日立、タクマ、JFEの3社だというふうに答えられました。情報公開でもらったコンサルの資料とか選定資料ではA社、B社、C社というふうに表現されています。その委員会の議事録を見ていきますと、本来は市が聞くべきだけれども、指名停止中だから市が直接それらの会社に聞くことができない。だから、コンサルがかわって聞くという表現をされています。その後、指名停止という期間も解けて、それから選定の意思決定ももう済んだわけですね。既に契約もしています。ですから、もはや支障はないという状況ですので、市には発注者としての責任と権限がありますから、この3社、A社、B社、C社はそれぞれどこかということをはっきりと明らかにしていただきたい。

それから6番目ですけども、入札の手続における疑問、それから指名停止という問題があります。落札した日立造船というのは、岐阜県では2006年6月6日付で2008年2月6日まで20カ月の指名停止になっています。タクマも12カ月という資格停止になりました。日立造船の場合は、悪質であるがゆえに短加重をするということで県は処分期間を長くしたわけですね。山梨市は通常、県に準じて処分をしているわけですけども、このときに限っては市の日立に対する処分というのは県とは違って、ことしの6月までと、12カ月と短くなっているわけですね。業者を救う措置かというふうにも受け取れません。市の入札参加の資格停止要領というのがありますが、ここでは県と同じように加重ということができたはず、ペナルティーができたはずなんですけれども、やっぱり日立を受け入れる筋道を残したというふうに言うべきではないかというふうに考えます。特別なケースとして加重しなかった理由というのは一体何なのでしょう。

7番目、手続違反や著しい不合理がないかということですが、入札の参加が2社しかなかったということ、しかも、県が指名停止中の業者が落札したということは非常に

かりにくいわけですね。国の営業停止処分があったという答弁もされましたけれども、今回の入札の手續に著しい不合理があるというふうに思いませんか。

最後、8つ目ですけれども、コンサルタントについてです。昨年の8月からことしの3月に見積もりを発注する仕様書をつくるという業務は、6社を市が指名して、その中で入札で中日本建設コンサルタント岐阜事務所というところが落としました。続いて、ことしの3月から6月までの発注の仕様書を作成する業務も6社を指名して、やはり同コンサルが落札しました。さらに、9月4日の本体工事の施工管理の業務というのも、10社指名した中でこのコンサルが落札したんですね、3回とも1つのところが落札するという確率というのは数百分の1であろうというふうに思います。この中日本建設というコンサルが事前に業界の3社から見積もりをとって 先ほどの仮見積もりですね

設計価格43億円という事業の仕様書を作成した、そういった経過とか過程を考え、その他いろんな書類から見ても、このコンサルが今後の実際の工事の施工管理をするということになったのは余りにでき過ぎていると言うしかないわけですね。私から見ると、市は実質随意契約をしたのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 御質問にお答えします。

山県市一般ごみ処理施設建設工事請負契約につきましては、11月2日の臨時議会に上程させていただきました。議員各位からの御質問、御意見に対しまして、私どもは誠心誠意お答えを申し上げまして、当日議決をいただき、現在は予定どおり完成するように進めているところでございます。

それでは、まず1点目でございますが、私どもは、これまでに具体的な機種を特定するような説明をした経緯はございません。議員が入手されました機種選定委員会の審議経過の資料により、おわかりになっていただけたと思いますけれども、機種選定委員会のごみ処理施設の機種を決める委員会でございますして、特定の業者について審議される委員会ではございませんので、議員がそのような疑問を感じられるのは理解できません。

機種の選定につきましては、先ほども申し上げましたように、ごみ処理施設機種選定委員会の審議経過で明らかなように、どなたが見られてもわかりやすい中立で公平な方法で明快な評価が行えるよう採点方式が採用され、評価が行われました。その結果、5つの方式の中でストーカー式焼却炉プラス灰溶融炉方式が最高点となりました。この結果を踏まえて、機種選定委員会の委員の皆様のご慎重な御審議の末、御意見が一致されまして、市長に答申がなされた次第でございます。この答申を尊重する中で、山県市といたしましても、慎重に検討した結果、この機種に決定したものでございます。したがっ

て、御指摘のような特定の機種ありきで進められた機種選定委員会でないことをここに改めて明確に申し上げておきたいと存じます。

なお、機種選定委員会は、御承知のように、専門の大学の教授や市議会議員、あるいは市民の代表の皆様にご委員をお願いし、本市のごみ処理施設建設の一翼を担っていただき、ご尽力を賜りました。その委員の皆様のご名譽のためにも、そうした事実のないことを御発言されないように切にお願いを申し上げますとともに、御発言のような疑問は全くあり得ないということを重ねて申し上げておきたいと存じます。

2点目でございますが、日立グループと協調関係にあったのではないかという趣旨の御質問だと思っておりますが、ごみ処理施設は、各業者の経験に基づく知識と技術により開発された特殊な施設でございます。本市の知識、技術では到底建設事業計画を円滑に進めることはできないことは、議員も御承知と思っております。

したがって、これを円滑に進めるために、第1段階として、議員の8点目の御質問でございますように、専門的知識のあるコンサルタントに各種業務を委託いたしました。そして、この委託したコンサルタントが受託した業務、いわゆる必要な図書を作成するために、平成18年8月から平成19年5月の間にコンサルタントが各プラントメーカーに参考資料の提出依頼を行ったと聞いております。この方法は、全国の自治体で一般的に行われている方法でございます。

したがって、本市が事前に直接、独自で特定のプラントメーカーに事業形態など事業の意思形成に関する情報提供、あるいはアドバイス等を受けたことは一切ございませんので、誤解のないようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、3点目につきましてでございますが、1点目でお答えしましたように、機種選定委員会の審議の中で御発言のような具体的な業者名は出されておられません。特定の業者の助言やレールを敷いてきたと受けとめられるような審議はなされておられません。

また、一般競争入札は、広く公告、いわゆる公に告知をして入札希望者を募集するものでございます。それにもかかわらず入札者は2社であったことは現実ではございますが、他の者は競争に参加する利益を放棄したことにより、競争入札に敗れたと見るべきであります。したがって、たとえ入札者が1社の場合でも、入札に必要な競争性は失われているものではないと理解しております。

一般競争入札は、一般的に入札開始から入札締め切りまでには一定の時間が置かれるものでありますから、その間に入札者が1社しかない場合もあり得るのでございます。

応募が少ないからといって、他の者に応募してくださいと声をかけることができるの

でしょうか。到底できることではございません。今回2社しか応募がなく、そこで、日立造船株式会社が落札したことから、あらかじめレールが敷かれていたという議員の御判断のようでございますが、そうした結果のみで憶測され、御判断されることはいかなものかと申し上げざるを得ません。

4点目でございます。仮見積もりについてでございますが、議員の8点目の御質問の中にありますように、本市が業務委託したコンサルタントが見積もり発注仕様書を作成し、この仕様書を各プラントメーカーに照会いたしまして、それに基づき各プラントメーカーから設計図書並びに事業費の見積もり金額を示して提出していただく関係図書が仮見積もりでございます。専門的には見積もり設計図書といえます。

続きまして、5点目でございます。A社は株式会社タクマ、B社はJFE環境ソリューションズ、C社は日立造船株式会社でございます。

6点目につきましては、本市は県の指名停止の情報を県ホームページで確認しておりますが、それに準じて処分しているのではございません。あくまでも1つの情報として参考にするもので、本市は本市の入札参加資格停止等措置要領に基づいて不正の度合いを判断し、入札の参加資格停止期間を決定しております。

当時、指名停止いたしました業者は、クボタ株式会社、アタカ工業株式会社、株式会社荏原製作所、栗田工業株式会社、JFEエンジニアリング株式会社、住友重機械工業株式会社、株式会社タクマ、株式会社西原環境テクノロジー、日立造船株式会社、三井造船株式会社の10社でございます。

以上の業者の中に数社ございまして、数社には山県市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領の中の資格停止期間の特例、これは議員御存じのように第30の2の短期加重に該当するということでございますが、その該当すべきところを、この全社に対して停止期間の最長である9カ月を決定したわけでございますので、短期荷重の適用をしなかったということでございます。適用しても9カ月に至らないということでございまして、寺町議員は多分、短期加重をすれば長くなるというふうに理解していらっしゃると思いますが、この短期加重の条文というのは、短期掛ける2倍ということになっておりまして、この場合、短期というのは2カ月でございまして、2倍すると4カ月でございますので、それを適用すれば9カ月より短くなるということになります。

7点目につきましては、県が指名停止中の業者が落札したことは極めてわかりにくいということでございますが、さきの指名停止の問題の中でも触れましたように、県は、県独自の入札参加資格停止等措置要領に基づいて指名停止期間を設定し、本市は本市の入札参加資格停止等措置要領に基づいて指名停止期間を設定しているため、この期間に

差異があるということもあり得ることでございます。県が指名停止中の業者が落札するということが起き得ることであると思われまます。

また、この入札は一般競争入札で執行しておりまして、公平性、透明性はもちろん、予定価格も事前に公表し、より多くの業者の参加を求めたものでございまして、今回の入札手続について、何一つ不合理を感じる余地もございません。

8点目につきましては、入札で最も重要なことは、入札が公正な競争により本市に最も有利な条件で契約の相手先が決まることございまして、この3回の入札の場合も、競争入札による落札者の決定を行ったものでございます。

今回の3回の入札は、それぞれ目的が異なる業務に対し、それぞれ6社から10社を指名いたしまして競争入札を行いました。入札に参加した業者は落札の機会を平等に与えられていますので、結果的に同じ業者が落札したからといって、これが随意契約と同じだという見解は私どもには理解できないところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 副市長に再度お尋ねします。

いっぱい議論したいんですが、限られた時間でありまして1つだけ聞きます。

中日本建設というコンサルがとったということ、3つを1つが落としたということですけど、8月2日に入札で落とした会社が8月8日の機種選定委員会に資料を出しているんです、第1回の。これは膨大な資料、中身はすごく専門家しかできないんですよ。ごく短期に準備ができる、それが非常に不思議なんですよ。実は、この1カ月前の7月に、岐阜大学の先生2人に委員になってくださいと頼みに行っている記録がある。それを見ても、市の職員は非常に専門的な資料を持って、これ、どうですかというふうに言っている。それは市の職員ができるものじゃないんですね。職員ができるならコンサルは必要ないわけですから。そういった経過が残されている中で、つまり、8月2日に入札はあったけど、それ以前から業者との接触、いろんなアドバイスという意味ですけど、それがあったのではないかとうかがうわけです。

実は、この中日本が同時期、昨年8月からことしの9月までに、先ほど3件という通告をしましたが、実はまだ2件あるんですよ。ダイオキシンの調査です。ダイオキシンは普通は専門の会社が調査をやるんですよ。実際、最初は島津がやったんですけども、このときのダイオキシンは、追加調査でありながら6社指名が2回、それを2回とも中日本建設が落としている。つまり、1年間でクリーンセンターに関する5つの入札の5つを中日本は落としていると。これというのはどう見てもでき過ぎているというふ

うに私は思うんですが、どうなんですか。

市が8月2日の最初の中日本の入札の前に調整をして、アドバイスを受けるという意味ですが、それが一概に悪いと言えるかどうか微妙ですけれども、入札で決まる前にアドバイスを受けていたということをして市は認めるのか、認めないのか、どうなんですか。

議長（村瀬伊織君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） それにつきましては、担当職員が事前に全国の状況、あるいは県内の各公共団体の方法等を模索しながら研究してきた結果だと思ひまして、中日本に特別な指導を受けたということは聞いておりませんし、複数のコンサル等にいろんな自分の研究の中で、調査の中で、そうしたことは伺えるかもわかりませんが、それが既にルールを敷いてあったという考え方は私は考えておりません。

そしてまた、議員のおっしゃる随意契約の問題も、中日本コンサルタントが全部とっているということでございますが、これにつきましては反対に、山田市が幾つもの業務を一括にして入札した場合も考えられるわけです。しかし、それではいろいろな3つの業務がございますので、別々に入札し、6社から1社指名申し上げまして、この中から競争精神を発生させるという考え方でございますので、そこで中日本コンサルタントが落札されたということは、これは企業の努力ではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 今の答弁に反論すると堂々めぐりになるので、見方が違うんですよ。私は、3回の入札、あるいは合わせて5回の入札で1社が落としたということは、ルールが敷かれていたんじゃないかと。それに対して市は、競争性があるんじゃないかと逆の言い方をしますが、それは見るところが違うんですね。その議論はここでは時間がないからしませんけど、改めて入札のとらえ方というのをしてみたいというふうに思っています。

もう時間が7分しかないので3問目に行きますけれども、保健福祉部長にお尋ねします。若い世代の定住策ということで、いわゆる乳幼児医療費、子供たちの医療費の助成を拡充すると、これは非常に重要だというふうに考えます。

そこで、自治体合併前の旧山県郡、これは県内でも非常にレベルが上位にあった、充実していたというふうにとらえています。しかし、合併して県内でも中位に下がったというふうに言います。岐阜県は知事がかわって少子化対策に重きを置き、乳幼児の医療費の通院外来と入院医療費を小学校の入学前までに引き上げたわけです。それを受けて、

県内の市町村の対応というのは随分変わりました。1つは、さらに独自に乗せて拡大していくというタイプですね。年齢や範囲を広げていく市町村、例えば高山は既に中学校まで入通院費を出している。羽島市も来年4月からそうするという。それから、実質減額して範囲をそのまま維持するという市町村ですね。それから、その中間のところというタイプがあると思うんですね。

山県市についてですが、山県市の単独の支出というのは、合併したとき、平成15年、年間約4,000万円、それが去年は500万円、今年度は250万円というふうに明らかに減っているわけですね。減額なんですよね。その理由については、9月の議会では、県が減額した部分、障害者や重度の方への制度の現状を維持するために充当したんだということでした。とはいっても、市はことし小学校6年生までの入院費の助成を独自に上乗せしたということで、それは非常に前向きだというふうには評価できます。こういった現状で、現在、山県市の子供たちの医療費というのは、入院費は小学校6年生まで、外来費は小学校の入学前まで助成されているわけです。

そこで、お尋ねしますが、入院費について、県は来年は据え置きのように受け取れますけれども、山県市の来年度の予定と、そのために見込まれる必要額というのはどの程度でしょうか。

次に、外来費ですが、小学校の6学年分、それから中学生の3学年分、この外来費というのはそれぞれどれほどと推測されるでしょうか。このときに、来年の4月からの医療制度改革で3歳以上の小学校入学前までの患者の自己負担というのが減額されます。そこで相殺ということが計算上はできると思うのですが、それは幾らでしょうか。

3つ目ですけど、ことしから国が頑張る地方応援プログラムという事業をスタートし、手を挙げた自治体に3年間継続で3,000万円を上限に優遇してくれます。山県も今年度から3年間3,000万円が内定したというふうに聞きます。これも保健福祉部のいろいろな事業を主体に申請したからなわけですね。そこで、若い世代の定住策、これの促進というのは非常にまちづくりに大きく貢献するというふうに思います。こういった背景を考えますと、外来費の助成年齢の引き上げは重要な政策事業として実施すべきではないでしょうか。

以上をお尋ねします。

議長（村瀬伊織君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 乳幼児医療費の助成の拡充についての質問にお答えします。

議員の御質問のとおり、若い世代の定住は市の活性化に欠かせない要素の1つで、本

市といたしましても、次世代育成行動計画「やまがたっ子すくすくプラン」に沿って各種のサービスを実施してきているところでございます。特に抵抗力の弱い乳幼児の医療費助成は、子育て世帯に平均に行き渡る経済支援策として意義あるものと考えております。

1点目につきましては、義務教育終了までの入院費を予定しており、その必要額は266万円と試算しております。

2点目につきましては、国保の年齢別診療費をベースに積算しましたところ、小学校6学年分の必要額は3,772万円、中学校3学年分の必要額は1,353万円と推計されました。また、医療改革での相殺分は1,055万円と試算しております。

最後に、外来費の助成年齢の引き上げにつきましては、今後、県並びに他市の動向を見ながら医療費の助成拡充を検討してまいりたいと考えております。

これをもちまして答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 再質問、市長にお尋ねしますけど、今、部長から具体的な数字も含めて答弁がありましたけど、先ほど私が述べた、通告でもそうですが、合併前は高かったけれども現在は中ぐらいいというふうに述べましたが、実は違うんですね。県は常時、県内のデータを発表しています。ここに、ことしの10月1日現在のデータというのがあります。県内の市町村全部ですね。現在42市町村あって、この中で山県はというと42のうちの三十数番目なんですよ。一番下ではない。だけど、3つに分ければ下であることは間違いありません。三十数番目なんですよ。合併してどんどん落ちていっているわけですね。申し上げたように、ことし少し増えたとはいっても全然順位は変わらないんですよ。それは、よそが頑張って増やすからですよ。それは、やっぱり若者に魅力あるまちにしたいということなんですよ。

担当部長に幾ら言ったってこれ以上は無理だと思います。予算は限られているわけですから、これはやはり市長が政策として、山県市でどういうふうな方向をとるのかということだと思うんです。財政が厳しいからすべて減らすではなく、これは増やす、これは維持、これは減らす、そのメリハリ、その中で子供たちに対して、あるいは若い世代に市長がどういうスタンスでいるのか、そこのあらわれだと思うんです。まさに県がインターネットで公表している下位なんですよ、岐阜県の中で現在。合併してどんどん落ちた、これをどうにかしなきゃいけない。それは担当部長では無理なんです。市長の判断だと思うんですが、市長は今後どうされていくのか、来年あるいはそれ以降、基本的にどうされるのかお答えいただきたい。

議長（村瀬伊織君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。今の額がだんだん下がったというふうな御発言もあったと思いますが、県自体も少子高齢化になってから、いろいろそういったものの充実面もありますので、いろいろそういったウエートの中で、今まで市で負担しておった分を県が肩がわりしたという面もありますし、それから、他市の状況も確かにそういった例があると思いますが、私も十分承知はしておりませんが、必ずしも、上位であるのがよいことはありますが、山県市の財政規模からいって、適正に処理していくように十分検討していくということが大切かと思えます。いずれにしましても、少子化、高齢化の時代になりましたので、山県市の施策の中の重要事項にとらえておりまして、そういった面にもきめ細かく対応していきたいというふうに、これからの予算編成にも反映していくというふうに考えておるものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（村瀬伊織君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

通告順位 7 番 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 日本共産党の中田静枝です。

まず、1問目から質問をいたします。1問目は、山県市の都市計画にかかわって、公園と市営住宅についてであります。

山県市の人口密集地であります高富・富岡小学校区の東部地域につきまして、2,000平米から3,000平米規模の公園のない地域になっております。日々の生活の公共の空間、子供の成長や人生の日々の憩いの場として重要な場所であります公園が未整備のまま長期にわたっております。

また、公営住宅の整備もこの地域におきましては、公営住宅建設としては、1976年、昭和51年に建設をされました6戸の公営住宅さえ、現在は空いても入居は認めないとされておりまして、入居申し込みのできる住宅はこの地域では皆無であります。公営住宅の最も求められる地域で、30年も公営住宅整備が停止されてきたことの旧高富町や現山県市の責任は大きいというふうに考えます。

平成13年3月、2001年3月にやっと旧高富町では高富町町営住宅再生マスタープランを策定しましたけれども、町村合併でこれは実施されずじまいとなってしまいました。この長い間、公営住宅を必要とする市民は絶え間なくあらわれておりましたけれども、そういった市民の困難は行政に受けとめられないまま放置されてきたわけでありまして。公営住宅法は、自治体に公営住宅の整備を義務づけております。障害者や高齢者、低所得者の住宅を準備していないということは、憲法25条の生存権にかかわる重大な問題で

あります。公営住宅法の趣旨を改めて確認し、市の責務を山県市は果たすべきではありませんか。

以下の2点について、基盤整備部長の答弁をまず求めたいというふうに思います。

1点目は、高富・富岡地区東部地域の公園の実態と整備計画についてであります。富岡・高富地区の東部には、先ほども申し上げましたように、子供から高齢者まで年齢を問わずに利用できる公園が整備されておらず、学校や保育園のグラウンドまでほとんど利用できない状況であります。人口密集地でありますこの地域では、住宅事情もさまざまであり、子供の安全な遊び場、子育て、青少年や世代間の交流、健康づくりや憩いの場として公園は最低限必要な場所であります。公園は子供の成長や、また地域住民の人生に深いところで大きな意味を持つ場所だというふうに考えます。公園整備は都市計画に欠くことのできないものであるというふうに思いますけれども、この地域における公園の実態と整備計画はどのようになっているのでしょうか。

2点目は、市営住宅の整備計画についてでありますけれども、市営住宅の整備は先ほどお話しいたしましたように長年行われておらず、低所得者向けで空いたときに市が募集できる住宅は、現在、山県市全体でわずか9戸と、人口3万人の市といたしましては極めて少ない現状であります。これは、公営住宅率という指標がありますけれども、これで見ましても、わずか9戸の住宅というのは、山県市の住宅率は0.85%というふうな計算になるかと思うんですが、これは岐阜県の平均が2.5%、全国の平均が4.6%というふうに、3、4年ほど前の数値ですけれども、極めて低いわけであります。

高齢者、障害者、一人親家庭、失業者、低所得者など、低額の公営住宅を必要とする市民に住宅を提供し、その生存権を保障するのは市の責務であります。公営住宅についての現状と整備計画はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 山県市都市計画、公園、市営住宅についての御質問にお答えをします。

1点目の御質問の、公園整備は都市計画に欠くことのできないものではないかについてでございますが、本市では、公園及び緑地は、市民の憩いの場としての役割のみならず避難場所等さまざまな役割を有していることから、都市計画区域のみならず本市内に34カ所の公園を整備しまして、市で管理をいたしております。

2点目の御質問の高富・富岡地区東部地域の公園の実態と整備計画についてですが、実態といたしましては、現在、当地区において本市で13カ所の公園を整備し、管理をいたしております。整備計画につきましては、総合計画策定時に実施をいたしましたまちづく

り意向調査のアンケート結果におきまして、公園をつくってほしい、改善してほしいなどの意見が寄せられていることから、本市のまちづくりの位置づけの中で、市街地での望ましい整備水準と適正配置を検討してまいりたいと考えております。

また、日常生活に密着した公園、広場については、住民の皆さんの手で直接維持、管理を行っていただくシステムを確立するなど、市民参加によるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

2点目の御質問の市営住宅の整備計画についてでございますが、本市の現状としましては、高富地区に3カ所20戸と美山地区に2カ所15戸の市営住宅がございます。整備計画につきましては、国において平成18年6月に住生活基本法が公布施行され、社会経済情勢の著しい変化により、量から質への新たな住宅政策の転換が求められております。

本市としましては、県が示しております平成18年から平成27年までの10年計画における供給目標を踏まえまして、既存の市営住宅の入居状況及び今後の動向を予測しながら、順次老朽化した住宅の建てかえと、需要に応じた住宅供給を計画してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 計画としては、内容は全くわかりませんが、やっていくというようなことでしたけれど、先ほど御答弁にありました公園の整備についてですが、市街地におきます公園の適正配置の水準というのに照らして、先ほど御答弁にありました高富・富岡地区の13カ所というのは、どのように判断したらよろしいのでしょうか。これに照らしてどうなのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、もう一つは、この地域は長年この要求はずっと出ておりまして、市のほうの調査におきましても、意向調査で2番目に高い要求として公園の整備は求められていたわけですが、さて、整備するという当面の計画についても全く見えておりませんが、その整備される間、現在どのように公園にかわるものを考えたらよいのでしょうか、お尋ねをしたいというふうに思います。

旧高富町におきましては、きちんと公園ができるまでは学校や保育所のグラウンドを活用ということであったりございましたけれども、今これは消えてしまっているのかなというふうに思うわけです。

そして、公営住宅のほうですけれども、これにつきましては、公営住宅法でこの法律の目的といたしまして、国及び地方公共団体が協力をして健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して安い家賃で賃貸し、また

は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。そして、地方自治体の義務的な内容といたしまして、その第3条では、「地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。」、このようにうたっておりまして、それについては国や都道府県が援助をしなければならないというふうに、極めてこれは重要な法律だというふうに位置づけられていると私は思います。

そうした中で、先ほど公営住宅については、平成18年度から27年度までの計画について触れられましたけれども、その中身は一体どのようになっているのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

以上、再質問です。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 再質問にお答えをいたします。

まず、公園の1人当たりの面積といたしますか、水準でございますけれども、都市計画で定められておりますのが1人当たり5平米、それから、私どもの住宅マスタープラン、こちらのほうで今目標として1人当たりの面積を定めておりますのが4平米、それと今の御質問がございました高富、東深瀬東部、こちらの地域の1人当たりの現在の面積、これは1.06平米ということで、公園の数としては全体で34あるわけですが、この高富、それから東深瀬東部ですか、こちらのほうでは13ということで、数的にはたくさんあるわけでございますけれども、1人当たりの面積にいたしますと、確かに御指摘がございましたように非常に少ないというような現状でございます。

それと、公園を整備するまでにどうしてやっていくかというような、公園にかわるものというような御質問でございますけれども、現在、学校のほうですけれども、学校のほうのグラウンドとか体育館、こういったものは開放に関する条例は現在整備されておると思いますが、まだ実態はどのように使われておるかという点までは把握はしておりませんけれども、開放に関する条例は整備されておるものと思っております。

いずれにいたしましても、公園の具体的な整備計画につきましては、利用者の意向を踏まえまして既存公園や広場の充実に努めますとともに、都市計画区域内を含めまして本市全体を眺め、優先順位を振って、また適正な整備を検討してまいりたいと考えております。また、高富・富岡地区の東部には現在大きな公園がございませんけれども、市役所の南側にはげんき広場、また四国山香りの森公園がございますので、こちらのほうも御利用いただければと思っております。

それと、公営住宅に関する御質問でございますけれども、私どもで定めております10

力年計画の中身でございますが、住生活基本法に基づく平成18年度から平成27年度までの10年間の供給目標、こういったものがあるわけなんですけれども、本市といたしましては、5年ごとに区切り整備計画目標を算定いたしております。本市としましては、後期に当たる平成23年度から平成27年度で、建てかえによりまして30戸を建設目標といたしております。その内訳といたしましては、現在本市が管理をしております公営住宅のうち、既に耐用年数を超過している住宅が寺洞、金池で23戸、現在はまだ耐用年数内ではございますけれども、本計画により建てかえ予定住宅が唐鋤で6戸、合わせまして29戸となるために、建設計画といたしましては30戸と定めております。

この公営住宅の整備でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、現在、国においては、少子高齢化の進展など社会経済情勢の著しい変化によりまして、量から質、こちらへの住宅政策の転換が求められておるところでございます。こういったことを踏まえまして、市営住宅整備の具体的な方法といたしましては、老朽化した市営住宅の計画的な建てかえを検討するとともに、本市全体の住宅マスタープラン、こういったものを策定いたしまして、総合的、計画的な住宅整備を進める必要があると考えております。

御質問の中で、公営住宅率が低いというような御発言がございましたけれども、本市の持ち家率でいいますと9割を超えておりまして、こちらのほうは全国平均を大きく上回っております。こういった点がございますので申し添えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 国のほうで、また新しい法律を追加して、この公営住宅についての行政の役割を、言ってみれば、確かに質がよくなるということは重要なんですけれども、やや後退しているような方向に進んでいるのではないかなと、国の責務ということから考えまして思うわけですけど。

公園につきましては、身近な公園ということが一番大事な求められているものであります。学校については、自由にお休みのときなんか出入りできるという状況も、非常に狭められてはいますけれどもあるんですが、保育所については全く締め出されているという状況ではないかなというふうに思います。小さい孫の手を引いて散歩にちょっと行ってくるというようなところが全くないわけでありまして。それで、保育所のグラウンドについても活用できるように早急に私は対応していただきたいというふうに思います。

それから、住宅整備の目標ですけれども、平成23年から27年の間に30戸という御答弁でしたけれども、旧高富町の町営住宅再生マスタープランの中身を見ますと、これはかなりきちんとつくられておりまして、そして、その目標戸数を、平成17年度までに54戸目

標戸数に少なくちゃならないと、平成22年度までには66戸を目標としなければならないという、これは非常に緻密な基礎計算が行われておりまして、旧高富町の現状をよくよく調査されて専門的に割り出されておりました。こういった数字から見ますと、山県市のこの30戸というのは極めて少な過ぎますね。そういうふうに私は思うわけですが、これじゃとてもじゃないですけど、母子家庭の方とか障害者の方とかの自立、高齢になって収入が減ってしまって一般の住宅が借りられないで困る老人の方とか、そういった子育て支援という意味もありますけれども、全然こたえられていかないというふうに思うわけですが、以上2点についていかがでしょうか。

議長（村瀬伊織君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 再々質問にお答えをいたします。

まず、公園整備の関係で、保育所のグラウンドなどの開放ということのお話でしたが、保育所には保育所の小さな子供さんを預かるというような意味がございまして、内容につきましてはまた担当課のほうでよく打ち合わせをしなければならない点もあるかと思しますので、一度担当課のほうへ話をさせていただきます。

それと、公営住宅の関係でございまして、高富町で作成されました住宅のマスタープランにおいて、建てる戸数、つくっていく戸数が54戸、66戸ということで、今私が先ほど答弁させていただきました30戸の建てかえということと比較すると、非常に30戸の建てかえという答弁が少ないのではないかなという御発言でございました。

高富のときに作成されましたマスタープラン、これは人口が増加していくものとして策定をされた計画でございまして、それで、現在はどちらかといいますと人口が減少していくというような現実がございまして、やはりそういった点は見直す点があるかと思えます。また、先ほど私が30戸の建てかえということをお話しさせていただいたんですけども、当面はその30戸の建てかえを優先させ、それから全市を眺めまして、全市の住宅マスタープランといったものを定めて総合的、計画的な住宅整備を考えていくというようなことではございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。質問を変えてください。

16番（中田静枝君） 今、旧高富町の目標について、人口が増加していくことをというふうなことがありましたけど、人口2万人という数字が出ておりましたけれども、山県市全体は今3万人でありますので、それに比べても全く少ないということが言えると思います。ぜひ、きちんと都市計画に位置づけを早急にされていきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

これは後期高齢者医療保険制度、75歳以上の方をほかの保険から切り離して別建ての保険にして、そこに移してしまうという制度ですけれども、来年4月から実施されるということで、岐阜県におきましても岐阜県の広域連合で今準備がされているところがあります。この制度というのは、そもそもの動機が高齢者に回す国と企業の医療費の負担を削るということが目的だというふうに言われておりまして、高齢者に際限のない負担増と差別医療を行う高齢者いじめの制度だと言われております。私どもはこの実施を中止すべきだということで主張しているわけですが、しかし、現時点での答弁を幾つかお願いしたいというふうに思います。

1点目は、早期発見、早期治療、予防のために、この岐阜県の広域連合では何が準備をされるのか、そして健康診断も行われるというふうには聞いておりますけれども、実際に具体的な内容と実施形態はどのようになるのでしょうか。これまで行われてきたがん検診はどうなるのでしょうか。

2点目は、資格証の発行は、これは本当に行政の責任放棄だというふうに考えます。負担力のない罹患率の高い高齢者に医療を保障するのは、皆保険制度のもと当然の行政の責務ではないですか。高齢者の負担力の状況など市民福祉を守る立場から、市の研究と見識が求められるというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

3点目は、国保税との比較で保険料の負担はどうなるのか、わかりやすい世帯の実態の反映されたモデルで試算をされたいというふうに思います。また、保険料は2年ごとの見直しで際限のない値上げの仕組みとなっているというふうに私は認識をしております。この制度によって、高齢者の生活は本当に大変なことになるのではないかとというふうに考えますけれども、いかがですか。

4点目は、保険料と医者にかかったときの一部負担金の減免制度が必要だというふうに考えるわけです。通常の保険証ではなくて資格証を発行するという制度になるというふうに聞いておりますけれども、そのようなことをしなくても済むように実行性のある減免制度をつくるべきであり、また、財源は保険料に反映しない方法をとるべきだというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

5点目は、医療保険が高齢者を苦しめる状況が制度的にこれによってつくられると指摘をされております。高齢者の健康と福祉を守る市の責任をどう果たしていくのか、担当部署を明確にし、高齢者の生活実態を把握し、これまで頑張ってきた高齢者が人生の終盤を、誇りを持って安心して暮らせる政治が求められているというふうに思います。そのための広域連合と市の独自制度が必要ではないかと考えますけれども、いかが

でしょうか。

議長（村瀬伊織君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えさせていただきます。

第3回の定例会の折にも、誠心誠意お答えしたところでございますが、再度の御質問でございますので、順次答弁させていただきます。

1点目は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、平成20年から国民健康保険を初め各医療保険の保険者は、40歳から70歳までの方について、特定健診などを実施することが義務づけられております。

後期高齢者医療制度に加入する75歳以上の健康診査は努力義務とされ、岐阜県後期高齢者医療広域連合において、生活習慣病の予防、早期発見を目的とした健診事業を引き続き市町村で実施していくように準備していると聞いております。なお、がん検診につきましては、現在健康課で行っています各種健診を継続してまいります。

2点目、4点目は関連性がありますもので、一括でお答えさせていただきます。

資格証明の発行につきましては、国民健康保険は、平成12年の介護保険制度の導入から、災害その他政令で定める特別の事情があると保険者が認めた場合を除き、保険料を一定期間滞納した者に対し、被保険者証を返還させて資格証明書を発行することが法律で義務づけられている現状でございます。よって、県下におきましても大多数の市町村におきまして、このような資格証明の取り扱いが行われている現状です。後期高齢者医療制度においても、法律において、保険料を一定期間滞納させた方に対し、被保険者証を返還させて資格証明書を発行することとされております。

保険料の減免に関しましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例で、災害や病気等の特別な事情の場合について必要があると認められる者に対して行うことを定めております。一部負担金の減免については、他県の状況を調査しながら検討をしていくと聞いております。

3点目は、公的年金収入200万円で単身世帯の場合の保険料を試算してみますと、後期高齢者医療保険料では6万6,100円です、一方、国民健康保険税では7万6,700円となります。差し引き1万600円後期高齢者医療保険料が下回ることとなります。

後期高齢者医療制度は、現役世代と高齢者世代との負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするもので、後期高齢者医療制度の保険料は、医療費の給付に要する費用などの支出と国庫負担金などの収入に照らし、法において、おおむね2年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされております。

5点目は、後期高齢者医療制度は、市民の健康を守るために大変重要な国民皆保険制

度を堅持し、維持していくための医療保険制度として創設されたものでございます。これによって、必要な医療を効果的に提供し、生活の質の維持、向上を図ることができると考えており、後期高齢者の健康と福祉の向上に向けて、引き続き関係部署と連絡し、推進してまいりますので、独自制度の必要性はないと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 今の答弁の中には幾つも大きな問題があるというふうに私は思う答弁が行われたわけでありまして。今、年間200万円の年金の単身者の場合には保険料が引き下げになるというような例が示されましたけれども、それだけでは山形市の制度のもとに入れられる方の状況というのはわかりませんが、そのほかの、例えば御夫婦でどうなるのかとか、または、扶養家族になっておられた方の場合はどうなるのかというようなことも説明をいただきたいというふうに思います。

それから、現在は重度障害の老人の方は医療費の助成が行われておりまして、10割助成が行われておるわけですが、その方たちはこの制度によってどうなるのかということもお尋ねをしたいというふうに思います。

以上、2点。

議長（村瀬伊織君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 再質問にお答えします。

1点目の、他のモデルの試算はどうなっているかということでございますが、後期高齢者医療制度における保険料の賦課は個人個人に対して行うこととありますもので、後期高齢者医療制度において被扶養者は存在しないことを御確認願います。

国保における試算割合がない場合の夫婦の試算といたしまして、夫の公的年金収入300万円、妻の公的年金収入100万円のケースで試算しますと、国保税が17万8,100円でございます。それから、後期高齢保険料につきましては18万7,000円となりますので、後期高齢者のほうが9,100円高くなります。これはどちらも軽減がない場合でございます。被用者保険の被扶養者であった方の保険料負担につきましては、加入時から2年間の激変緩和措置として、所得割を保険料試算算定に加えず、非保険者均等割額を半額にする減額措置が講じられております。また、さらに、平成20年4月から9月までの6カ月間は保険料負担を凍結し、10月から平成21年3月まで9割軽減することとなっております。

2点目につきましては、来年から重度心身障害者老人医療はどうなるかにつきましては、老人保健制度はなくなりますが、来年度以降は福祉医療費助成制度の中で今までどおりのサービスを受けられる予定だと聞いております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 現状との変化について伺ったところですが、今度は市長に、後期広域連合の議員として山口市からただ1人御出席をされる市長に対して質問したいというふうに思うんです。

この後期高齢者医療制度というのは、差別医療が取り込まれるというふうに言われているわけですね。その中身とえば、75歳で区切って、施す医療に制限を加えるというわけです。それ未満の若い者には保険で十分な治療をするけれども、75歳以上の方については保険で制限をして、ここまでは保険で見ますけれども、あとは自分で払ってくださいというようなこと。それからまた、病院からの締め出し、これも後期高齢者の方たちが行われる、そういう仕組みが導入されるというんですね。どんな形でやられるかといいますと、病院に入院しておられる75歳以上のお年寄りの方を自宅に退院させて自宅治療に移せば、その分を病院のほうに何らかの手当を支給するというんですね。退院させればさせるほど病院のほうにお金が入るという仕組みになるというんですね。

それから、問題だと言われておりますのは、主治医を患者が選べなくなる。主治医というか医者を選べなくなる、75歳以上になると。若い人は、今この医者にかかっている、いろいろ治療してもらっているけれどもなかなかよくならなくて、今度はちょっとあっちのほうでいい医者がいるらしいからって医者をかえてみようかとか、こっちの医者にもちょっと診てもらってよくわかるようにしようとか、そういうことが日本の医療保険制度の中では今まで普通に行われてきたことでありますけれども、この後期高齢者の医療制度につきましては、それに制限を加えるというんですね。主治医がいいよと言わないと、別の医者に診てもらうこともできないというんですよね。そういうようなことで、非常に医療に差別が高齢者だということで持ち込まれるというとてもない制度だというふうに思います。

それから、これまでは国民健康保険法でも老人保健の対象になる人の場合は、国民健康保険の被保険者世帯で老人保健法の対象になる人、全世帯がそういう場合には、たとえば保険料が払えなくなっても、国保税が払えなくなっても保険証を取り上げてはならないというふうに決められていたんですね。それは国民健康保険法の9条第3項、そして関係するものとして、公費負担の医療ということで国民健康保険法施行規則の第5条の5というようなところで、その資格証を発行してはならないということで位置づけてきたわけです。それが今度、先ほど市民環境部長のほうから答弁がありましたように、市長も御存じのはずなんですけれども、保険証でない資格証明書を発行するというような

ふうになっているということで、市長は、こういうような差別ですとか、これまでのそういう配慮が取り払われるということについて、こういう状況で山県市の高齢者の保健や福祉、医療が守れるというふうに考えられるかどうか、そこをお尋ねしたいというふうに思います。

議長（村瀬伊織君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

今、議員は医療について差別というような話をされましたが、私はそういう考え方に立った答弁はできんと思います。決してそういうことではないと思っております。今、広域連合でいろいろ中身について検討中でございますので、まだ細部については決定しておらない部分がたくさんございますが、いずれにしましても、国の法律で後期高齢者医療制度が決まった以上、それでいくということで、来年の4月からは出発するというところでございます。議員はいろいろ医療に差別があるとかいうことを言われますけれども、私はそういうふうにならんとは思っておりますし、資格証明書の問題も今検討中の課題の1つでございますが、従来のような形になるのかなと先ほど担当部長もお答えしたとおりかと思っております。

その中で、医師会等では、今度始まる特定健診等についても大変事務量等の増嵩があるということといろいろ検討されていると思っておりますが、いずれにしましても、この制度が来年4月に出発するというところでございますので、生活習慣病の予防とか、あるいは早期発見を目的とした健康事業、そういった今までの仕事は当然引き続いて実施されるということだと思っておりますので、その辺はそういった差別医療はないというふうに私は考えておりますので、今後とも広域連合の中でいろいろ問題点があった場合には、的確な対応ができるような発言をしてみたいというふうに思っております。

以上、答弁を終わります。

議長（村瀬伊織君） 中田静枝君。質問を変えてください。

16番（中田静枝君） 市長には、今のような御答弁ではちょっとよくないというふうに思いますので、ぜひもう少し認識を広げていただきたいというふうに思います。

3問目に移ります。山県市の国民健康保険、この制度充実と税の引き下げをということで質問をいたします。

国保制度は、国民の健康と福祉を守るための皆保険制度、社会保障制度として医療保険の最後の受け皿であり、現在の被保険者のみならず市民全体の大事な制度であります。市民の生活を応援し、病気などで困った市民をしっかりと支えることのできる温かい山県市の国保制度が求められております。現状と改善策、次の点で示されたいというふうに

思います。

1点目は、困難を抱えた市民を救えるきめの細かい制度へと市国保の充実が求められます。医者にかかったときの一部負担金の減免制度、保険税の申請減免制度などについて改善策を示されたい。

2点目は、国保税そのものを引き下げて、市民の負担を軽くすること。山県市の国保税は2005年度で見ますと県内自治体の中で18番目と高いほうに位置し、42市町村のうち18番目です。その反映として収納率は低いほうに位置をしております。国民健康保険の特別会計は2006年度、平成18年度決算でも4,950万円の黒字となっており、多額の基金もあります。国保税は引き下げることができるわけです。国保基金5億6,000万円余りは積み立て上限を大幅に引き下げて国保税の引き下げに生かし、市民の生活を応援するべきであります。

3点目は、資格証や短期保険証の発行は精神的にも市民を追い詰めるものであります。資格証の発行は中止をし、また短期保険証の1カ月ごとの発行というのは早急に改善をされるべきであるというふうに考えます。市民環境部長に御答弁をお願いします。

議長（村瀬伊織君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 御質問にお答えします。

1点目の、一部負担金及び保険税の減免制度についてでございますが、一部負担金につきましては、国民健康保険法第44条第1項第1号で一部負担金を減額すること、第2号で一部負担金の支払いを免除すること、第3号では、保険医療機関に対する支払いにかえて、一部負担を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することと規定されておまして、これらの規定に基づきまして対応してまいります。

保険税の減免制度につきましては、山県市国民健康保険税条例第14条の2第1項では該当要件、同条第2項及び国民健康保険条例施行規則第23条では申請方法を規定しております。また、同施行規則第22条では、地方税法第15条に規定されている徴収猶予の申請方法を規定していますので、現在のところこれらの規定に基づいて対応しています。

続きまして、2点目の国保税の引き下げについてでございますが、全国的には景気は上向き傾向にあるようですが、本市の国保税課税対象所得は依然として低下傾向でございます。一方、医療費の増高は依然として続いており、国保財政は今後一層厳しくなっていくものと推測されます。このような状況の中で、被保険者の負担増に配慮し、合併初年度からの税率を改正することなく据え置き、きょうに至っております。

国民健康保険事業は、国保特別会計の形式的な収支と実質的な収支を見て財政運営状況を判断しなければなりません。国保特別会計の予算執行に支障を来さないよう形式的

な収支は黒字決算となっておりますが、国民健康保険財政の実態を知るためには、実質的な収支を見なくてはなりません。

実質的な収支は、前年度繰越金、一般会計からのその他繰入金、基金繰入金を差し引いたものとしています。これにより再計算しますと、平成18年度の実質決算は8,580万円強の赤字となります。また、平成16年度決算で2億1,100万円強の繰越額がわずか3年間で4分の1以下の4,950万円に激減しております。なお、県下21の平成18年度の決算状況を見ますと、本市は、国保税・料の被保険者1人当たりの現年度分調定額の順位は12位とほぼ真ん中に位置しております。

次に、基金につきましては、山県市国民健康保険基金条例第2条第2項で当該年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総額、当該年度内に納付した老人保健拠出金及び介護給付費納付金の総額の12分の3に相当する金額に達するまでとすると規定していることから、平成18年の決算状況で申し上げますと、保険給付費が20億1,000万円、老人保健拠出金が4億2,400万円、介護保険納付金が1億9,700万円で、合計しますと26億3,100万円となり、月平均にしますと2億1,900万円で、これの3カ月分は6億5,700万円になります。

現在、保有高5億6,800万円弱が余裕のある額であるとは思えません。最近のマスコミ報道によりますと、インフルエンザが大流行することであり、このような不測の事態に備えるためには、相当の基金保有額はなくてはならないのだと考えております。

続きまして、3点目の資格証明書及び短期被保険者証についてでございますが、そもそも国民健康保険は、被保険者全体の相互扶助で成り立つ社会保険制度であり、その財源となる保険税の収納確保は、制度を維持していく上で、また被保険者間の負担の公平性を図る観点からも重要なものであると考えております。

資格証明書につきましては、平成12年度の介護保険制度の導入を契機に、保険税滞納者に対する実効的な対策を講じる観点から、保険税の納期限から1年間が経過するまでの間に保険税を納付しない場合は、保険税の滞納につき災害その他政令で定める特別な事情があると保険者が認める場合を除き、資格証明書の発行を行うことを義務化されました。

本市におきましては、新規資格証明書交付発行対象者には、まず1カ月の短期被保険者証を交付し、その間に納税相談をしていただくように案内しておりますが、この相談に応じていただけない誠意のない滞納者に対して資格証明書を交付しております。なお、資格証明書の交付を受けた方であっても、納税相談され、分納していただくことにより短期被保険者証の発行を行っています。

短期被保険者証は、一般の被保険者証と同等のものであり、単に有効期間が短いだけのものです。被保険者間の負担の公平を図り、保険税の収納確保のために資格証明書の交付中止は考えておりません。短期被保険者証の有効期限につきましては、来年4月から1人1枚カード式の被保険者証の交付を予定しておりますので、費用等総合的に判断し、3カ月程度の有効期限にしたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 以上で中田静枝君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で午後2時50分まで休憩をいたします。

午後2時35分休憩

午後2時50分再開

議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位8番 久保田 均君。

2番（久保田 均君） 通告順位に従いまして、一般質問を行います。

まず第1点目、指定管理者制度について、次の3点を産業経済部長にお伺いをいたします。

1点目、導入する施設は、香り会館、グリーンプラザ以外に今後想定される施設があるのか。2点目、管理者の待遇についてはどう考えているのか。3点目、市の現有職員で管理者を育成できないか。

以上、3点を質問いたします。

議長（村瀬伊織君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 指定管理制度の御質問にお答えいたします。

1点目の御質問は、現時点では産業経済部で検討している施設は香り会館とグリーンプラザであります。その他の施設は想定をしておりません。

2点目の管理者の待遇予定に関しましては、一般公募により募集を行いまして、応募者の提案内容を選定委員会で審査して、管理者の決定後に仮の協定書を締結する運びとなります。協定期間につきましては3カ年を予定してまいりまして、指定管理料につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

3点目の市職員での配置等に関しましては、現在、市職員の新規採用者の抑制を図っておりますので、今後、関係部局と協議してまいりたいと思っております。また、指定管理者の導入時期につきましても、2つの施設の内容検討を行っておりますので、適正な人員管理計画との整合性を図りながら順次制度の導入を図りますが、応募者がいない場合、

また基準に満たない場合も想定をしておりますので、慎重に市民の方へのサービスに重点を置いて対応してまいります。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 久保田 均君。

22番（久保田 均君） 本市も財政が非常に厳しい状況なので、管理者を新規採用というのは非常に私どもも考えにくいと思っております。現有職員で、勉強あるいは研修をしながら管理者を育成するという努力をしてほしい。人件費の削減を図りたいと思っておりますので、再度質問をいたしますが、両施設の人件費、そして赤字補てん額を提示してください。

議長（村瀬伊織君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 御質問にお答えいたします。

最初に、人件費でございますが、今回予定をしておりますのは香り会館の施設の一部についてでございますから、まずハーブレンドのほうの人件費でございますが、18年度決算で559万4,000円でございます。同じく香り会館の人件費は547万1,000円でございます。あと、グリーンプラザのほうですが、コテージ村とキャンプ場がございますが、コテージ村で499万5,000円の人件費でございます。キャンプ場で18年度決算で244万6,000円でございます。

もう一点の施設全体の収支決算でございますが、ハーブレンドが18年度決算でいきますとマイナスの404万8,000円でございます。香り会館のほうは、18年度決算で収支合わせますとマイナスの620万1,000円でございます。グリーンプラザのほうのコテージ村で18年度決算を打ちますとマイナスの1,368万5,000円、キャンプ場は同じく473万9,000円でございます。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 久保田 均君。

22番（久保田 均君） 両施設とも今赤字補てん額もお聞きをしましたし、人件費もお聞きをしましたが、今、指定管理者を置いて、そして今の赤字などが本当に補てんできるのかなという思いをいたしますが、香り会館は地域的に皆さん御承知のとおり、集客は非常に困難な地域だと思っております。グリーンプラザも年間を通じて営業に支障を来す地域だと思います。新規採用の管理者を設置しても、多くの変化は恐らく望めないと思っております。できるだけ現有職員で運営されることを希望いたしますが、例を挙げますと、例えば四国山の喫茶部がありますが、朝9時に開業して4時の閉店ですか、これぐらいだと思っておりますが、一般の店舗では、9時というとお客さんが大半終わ

っておる時間なんですよ。この時間に開業して4時に閉店をしていたら、お客さんの来るというのは、先ほど申し上げました集客というのは大変困難だと思っております。

そういうことから、今、3年間の契約とおっしゃいましたが、3年間新規採用で管理職を置きましても、恐らく私どもが見る限り挽回できる、あるいは集客できるということとはとても望めないと思っておりますので、あくまでも現有職員で、直轄で今の両施設を管理してほしい、そのことを思っておりますので、再度部長にお伺いをいたします。

議長（村瀬伊織君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 御質問にお答えいたします。

山梨市のほうで、直営でそこを維持管理、経営していくというお話でございますが、御承知のように、今回は香り会館の施設の一部のハーブレンドというところを広く一般から公募するわけでございまして、先ほどの答弁にも申しましたように、指定管理の応募者がありましても、ひょっとしたら応募基準というか内容によりましては、指定管理を出すことができないという場合も想定をしておりますので、そういう場合は想定はしておりますけど、状況によっては直営でやらざるを得ないということも考えられますものですから、その辺のところは、いろいろの面で研究をしながら頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 久保田 均君。

22番（久保田 均君） 質問に制限がありますので、これ以上申し上げませんが、直営でやるようにひとつ努力をしてください。

次、2点目のCCY利用料の値上げの予定について林総務部長にお尋ねいたします。

まず1点目、値上げの理由。2点目に、値上げを考える前に、支出の削減と、あるいは金額を上げなくて何とかならないかという対応策はどのような努力をしたのか、お伺いをいたしたいと思えます。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、利用料の値上げの理由についてお答えをいたします。

通常のテレビは電波を屋上のアンテナで受信いたしますが、有線テレビは有線テレビ局が受信し、ケーブルにより皆様の住宅へ接続し、各家庭のテレビで受信をいたします。これは、都市部でのビルの陰ですとか、ビルによる乱反射地域、あるいは山間部や人口密度低い地域など、地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にすることを目的として設置されておるものでございます。

本市におきましても、山間地域が大半を占めており、各地区ごとに共聴組合をつくって視聴されておりました。この組合の運営について、役員の方は、施設の管理、集金などに御苦労されたと同っておりましたが、現在はその業務を有線テレビで行っております。

本市の有線テレビ放送施設は、難視聴の解消、多チャンネル化への対応及び地域情報、あるいは公共サービスの情報を提供するために、全市に双方向通信が可能な光ファイバー網を設置し、地上波デジタル放送に対応するとともに、住民生活や産業活動の高度情報化ニーズにこたえるため、インターネット接続環境の整備を行い、地域間の情報格差の是正を図っております。

本市の有線テレビ事業は、利用料などの自主財源でこの事業を行うのが本来の事業運営の姿と考えております。しかし、起債償還額につきましては、年平均をいたしますと約1億5,500万円で、平成32年までに総額21億7,566万6,000円の償還が必要となりますが、これは一般会計からの繰入金で対応いたしております。また、起債償還分を除いた運営費につきましては平成19年度予算で約2億2,600万円であり、それを賄う有線テレビ施設利用料などの自主財源は約1億6,600万円で、不足する約6,000万円につきましては起債償還分と同様に一般会計から繰り入れを行っておるのが現状でございます。

平成17年度の有線テレビ事業エリアの拡張時に、最も高いサービスを最も低い負担でということも考慮いたしまして、料金体系は現行のままで、不足分を一般会計で負担することとしておりました。しかし、財政状況が厳しくなってきたことから、今年度、運営費につきましては利用者に負担していただくよう山県市有線テレビ放送施設管理運営審議会へ料金改正についての審議をお願いいたしました。

この利用料は、平成17年に機械設備を一新し新たなサービスを追加いたしました。合併前からの同一料金体系で行っていること、他市町村の公営、民間の有線テレビ利用料と比較しても当市の利用料は低く抑えられており、運営的に大変厳しい状況であることなどから、月額1,050円に改正することはやむを得ないとの審議会の答申をいただきました。

次に、2点目の値上げ以前の対応策についてでございますが、まず、収入面につきましては、インターネット接続及びNHK受信料の団体扱いの加入率の向上を図り、利用料等の増収に努力をいたしております。また、経費につきましては、ビデオテープあるいはコピー紙等の再利用に努めるなど、消耗品、備品等の購入を必要最小限にとどめるとともに、局舎内・外の清掃を今年度から職員により行い、床のワックスがけ等、業者委託を2回から1回に減らしておりますし、口座振替の推進やインターネット利用者へ

の通知を電子メールで行い、通信費などの削減を図ってまいりました。また、合併当初、有線テレビ事業は担当課長以下9名のスタッフで運営しておりました。しかし、地域情報化基本計画に基づき、伊自良、美山地域を新たなエリアとして伝送路の管理地域が拡大したこと及びインターネットのサービスを追加したことなどにより事務量も増えておりますが、現在も局長以下番組作成スタッフは4名、伝送路及びテレビ、インターネットの支障担当は2名、受付及び加入者管理2名で増員を行わずに運営をしてきており、事務費の抑制に努めているところでございます。

なお、今後も有線テレビ局につきましてはさらなる経費の節減を図るとともに、地域と世界を結ぶ情報発信基地として市民の皆様に愛され、親しまれる施設となるよう努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 久保田 均君。

22番（久保田 均君） 非常に詳細に答弁をいただきましたので、私自身は理解をしておきますが、一般市民に本当に今の答弁が理解できるかどうか非常に難しいことかなと思っております。

19年度予算、2億2,600万のうち9名の人件費というのは一体幾らなのか。また、近隣市町村の有線テレビ利用料、この実態をお聞きしたいので再度お伺いいたします。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 再質問にお答えします。

まず最初に、9名の人件費でございますが、おおむね6,200万円ほどでございます。9名で6,200万円ほどの人件費でございます。これは共済費からすべてが入っておる金額でございます。

そして、2点目の近隣の他市のケーブルテレビの利用料の状況でございますが、県内を調べますと、例えば郡上のケーブルテレビですと、これは旧の八幡町の一帯でございますが、1,575円でございますし、本巣市では、まだこれは立ち上げておりませんが、現在計画されておりますけれども、1,050円の設定だということを聞いております。また、旧上之保村でございますが、この地域もテレビが配置してございまして1,050円でございます。そして、東白川村でございますが、これは2,200円でございます。また、民間で申しますと、県内で初めてケーブルテレビを設置いたしました旧の国府町でございますが、これは現在、飛騨高山ケーブルネットワークとして民間の会社が運営いたしておりますけれども、1,050円、それから隣の岐阜市のシーシーエヌにおきましては2,200円、可児市におきましては2,625円、養老町のシーテックと申しますが、養老町では1,050円、大

垣市では3,150円といった料金体系でございます。また、低いところといたしましては、旧川上村でございますが、これは300世帯ほどでございますが、非常に小規模なケーブルテレビでございます、300円ということ聞いております。

こうした近隣の、難視聴の解消ということについては変わりございませんし、それぞれの事業目的、現在ですとインターネットの情報の提供もでございます。そういったことからしますと、決して1,050円が高い設定ではないということも考えております。また、先ほどテレビの運営の中でインターネットの接続料について御説明いたしませんでしたが、この接続につきましても、決してよその地域より高い設定にはなっておりませんことを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 久保田 均君。

22番（久保田 均君） 今、部長から近隣の利用料の実態をお聞きいたしました、数字を聞く限り、本市が高いとは思えないと思っております。しかし、山口市において水道料とかいろいろ値上げラッシュといいますが、そんなのが一緒になってきておりますので、たまたま金額が倍額になる、1,050円が高いんじゃなくて、500円が1,050円になる、ここにやっぱり住民の怒りがあるんじゃないかなということを思っております。この辺もやっぱり住民にはよく納得をしていただいて、この値上げに協力をしてもらわなければいけないと思っておりますので、いろいろ今後、一番住民の納得が肝要でありますので、PRについては、よほど職員のこれからの努力が必要かなと思っております。

そういうことから、PRの具体案がありましたら、ひとつお聞かせをいただきたい。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 市民の皆様への周知ということで、具体的な方法ということでございますが、まず周知につきましては、広報やまがたに、2月号を予定しておりますけれども、2月号に今の状況を詳細に明示いたしまして周知したいと思いますし、そのほか有線テレビの文字放送ですとか市のホームページ、それから口座振替によります納付の方は3月の末か4月早々に、4月の末に引き落としになりますので、その時点にはがきでそれぞれ個別の方にお知らせする方法も考えております。また、現金納付の方につきましては、納付書と同時にのお知らせを送付させていただきたいと思っております。特にテレビの利用料の口座振替につきましては、おおむね94%の方が口座振替でお願いしております。そういったことから、周知には十分配慮をいたしていきたいということをお考えしております。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 久保田 均君。

2 2 番（久保田 均君） それでは、最後の質問をしたいと思います。

市の財政状況について、林総務部長に伺います。

まず 1 点目、19年度末の市の借金は幾らあるのか。2 点目、現在想定されるごみ処理施設が約37億、美山中学が25億、公共下水が今後約85億で、150億円ぐらいが必要かと思っております。財政危機を憂慮するので、19年度末の実質公債比率と推移する平成25年の実質公債比率をお示してください。

議長（村瀬伊織君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 市の財政状況についてお答えをいたします。

まず 1 点目の平成19年度末の起債の残高であります。一般会計が約208億円、特別会計が約106億円、水道事業会計が約30億円、合わせますと約344億円になると見込んでおります。

次に、2 点目の公債費比率であります。実質的な公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標といたしまして、昨年度の地方債協議制度への移行に伴いまして新たに導入されました実質公債比率で申しますと、平成19年度決算見込みで比率を試算した結果、前年度より1.1%増加の13.6%になると予想されます。次に、この比率の推移についてでございますが、現在のところ、今後、起債の償還額が毎年増加し、償還額のピークになる平成25年には20.3%程度になると見込んでおります。

この実質公債費比率が18%を超えますと、実質公債費負担の適正な管理を行うため、公債費負担適正化計画を策定し、その内容を踏まえ適当なものであれば起債が許可されることとなっております。また、実質公債費比率が25%を超えますと一定の地方債の発行が制限されることとなりますが、本市の場合は25%を超えることは想定をいたしておりません。

現在進めておりますクリーンセンター整備事業を初め美山中学校建設事業、公共下水道事業につきましては、国からの補助金や地方債を充当してまいりますが、特に地方債につきましては、交付税参入率の高い合併特例債等の有利な起債を活用し、健全な財政運営を維持していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 久保田 均君。

2 2 番（久保田 均君） ただいまの答弁で、19年度末で山県市に1人当たり110万の借金だと思います。しかも、実質公債比率は赤信号が18%でありますので、平成25年にはその数字を上回り、本市は20.3%と言われます。非常に厳しい現況は否めない事実であ

ります。水道料、あるいはC C Yの利用料等値上げはやむを得ないと理解はいたしますが、納税者はまさに汗と涙で納税をされているとうい税金です。議会議員も来年4月よりは6人の定数減を実施いたします。農業委員会は既に今年、5人の削減をされております。今後、予算執行に際しましては、委託料あるいは臨時雇用など極力抑えて、全職員の行財政改革への一層の努力を期待いたしたいと思っておりますので、事務職トップの嶋井副市長の今後の対応についての所見を求めます。

議長（村瀬伊織君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 再質問にお答えします。

平成15年4月1日に山県市が誕生いたしまして、満5歳を迎えようとしておりますが、この合併時に、地域の自立性を確立しまして、新たな地域経営の視点から独自の地域づくりの戦略を策定し、運営していくために新市まちづくり計画が策定されました。その計画の中で幾つもの事業がございましたが、市民の皆様がいち早く新市の住民として意識を持っていただけるようにと、新市の一体化を基本理念に、議員の皆様にも協議を重ね、重要事業の推進をしてまいりました。この5年間で、議員の皆様、市民の皆様に多大な御理解と御協力を賜りまして順調に推進して行くことができたということで、市長も日ごろから皆様方に感謝を申し上げているところでございます。

議員も御存じのように、この新市まちづくり計画の推進の中で財政計画というのがございます。これは、平成15年から平成24年までの10年間を計画したものでございますが、合併当時策定されたものでございますので、現在の財政状況等すべてを把握したり推測されてはおりません。この原因は、国の方針等による影響が一番大きいかと思います。先ほど総務部長が申し上げましたように、地方交付税では既に累計で12億円の減額をされております。そのほか、合併による財政影響分とかいろいろ原因がございまして、この当初の財政計画とは随分とずれが発生してきております。これを修正する意味で、現在は地域財政予測というものを策定しました。現在、これを保持しつつ進めているところでございます。

今後、地域財政予測とともに新市まちづくり計画の事業を今後も進めていかなければなりません。そしてまた、今日は特に福祉制度なんかは本当に毎年変わっております、突発的な事業もどんどん増えてきております。そうしたことも推進するに当たりまして、ありきたりではございますけれども、健全な財政運営をしていくためには、やっぱり収支の均衡を保つことが一番大切なことではないかというふうに私は思っております。一般の家庭でもそうでございますが、収入よりも支出が多ければだめなわけでございます。そういうことから、収入に合った支出をしていくということでございまして、その中に

は、いろんな議員が御発言のように、行財政計画を推進していかなければならないというふうに思っております。

具体的な話を申し上げますけれども、いわゆる、ただいま申し上げました財政改革をしていくということでございますが、私は、行政改革も財政改革も一体した意味で行財政改革を推進していくための今努力をしているわけございまして、具体的に申し上げますと、19年度の経費削減は、一応概算でございますけれども、1億6,800万円程度を見込んでおりまして、これは一番大きな原因といたしましては、退職者の不補充ということでございまして、これが9,000万円程度、そのほか、平常管理経費が1,500万円、あるいは市民の皆様のお理解を得る中で補助金の削減など6,300万円程度を予測しておりますが、こうして毎年毎年、人件費を代表とした経費削減を図っております。

ちなみに、平成19年度末では累計で57人の退職者がございます。その中で、消防職員、保育士等の特定な専門的な役柄をする職員については17名採用しておりまして、差し引き40名が人員削減となっております。そうした中で、今後も人員削減を図るという意味で、定年退職者に対する補充採用は行っていないという方針で今おりまして、この4年間で毎年12人から15人やめまして、4年間で51人、20年度から24年度まで51人が定年退職と予定しております。その中で消防職員とか保育士は別にして、一般事務職員の新規採用というのは、このまま補充はしないという方針でいきたいというふうに思っております。そうした意味から、毎年1億円程度の削減はできるだろうというふうに思っております。そのほか、いろいろな行政改革を重ねながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうか御理解をお願いしたいと思います。

午前中の議員の方から御質問がございましたけれども、第2の夕張市とか、山県市が夕張市になるんじゃないかというような御発言もございましたけれども、市民の方がそうしたイメージを持っていらっしゃる、そういう言葉が出てくるということは非常に残念に思っておりまして、これは今後こういうイメージがわからないように、微力ではございますが一生懸命努力いたしまして、健全な財政を堅持していきたいというふうに思っております。決して現状で夕張市になる状態ではないということを申し伝えさせていただきます。

収入を考える意味からして、今後、企業誘致の推進本部等、私をトップとしてそうした本部をつくって、今後の収入を増やしていく、企業の誘致を図っていくという収入の原因をつくらうという今作戦にもなっております、そういうことの反面、出も少なくしていくということを常に思っております。今後、職員一同、この山県市を末永く健全な財政を保持していくために頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしく

お願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村瀬伊織君） 久保田 均君。

22番（久保田 均君） 今の副市長の答弁で、今後の行財政改革、これに大きく期待をいたしたいと思います。

そこで、一部の値上げにつきましては、先ほども申し上げました、あくまでも住民の納得を前提に実施されたい。健全財政の運営に努力されることを切に希望し、しかも大きく期待をいたしまして質問を終わります。

議長（村瀬伊織君） 以上で久保田 均君の一般質問を終わります。

議長（村瀬伊織君） これで、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。18日に予定しておりました一般質問は本日すべてを終了しましたので、18日は休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。したがって、18日は休会とすることに決定をいたしました。

19日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会といたします。大変御苦労さまでございました。

午後3時24分散会

平成19年12月19日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 12月19日(水曜日)

議事日程 第4号 平成19年12月19日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第74号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第5号)
- 議第82号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第83号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第84号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第85号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第86号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第87号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第88号 山県市土地開発公社定款の一部を改正する定款について
- 議第89号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に関する協定の変更について

日程第2 質 疑

- 議第74号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第75号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第82号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第83号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第84号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第85号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第86号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第87号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第88号 山県市土地開発公社定款の一部を改正する定款について
- 議第89号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について

日程第3 討 論

- 議第74号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例について

- 議第80号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第82号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第83号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第84号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第85号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第86号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第87号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第88号 山県市土地開発公社定款の一部を改正する定款について
- 議第89号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について

日程第4 採 決

- 議第74号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第82号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第83号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第84号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第85号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 議第86号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
議第87号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
議第88号 山県市土地開発公社定款の一部を改正する定款について
議第89号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に
関する協定の変更について

日程第5 議会運営委員会委員長報告

- 請願第1号 山県市議会議員選挙におけるポスター代水増し詐欺事件を受け
て議会の自主解散を求める請願について

日程第6 質 疑

日程第7 討 論

日程第8 採 決

日程第9 議会運営委員会・特別委員会中間報告について

議会運営委員会

環境保全対策特別委員会

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

日程第10 質 疑

議会運営委員会・特別委員会中間報告について

日程第11 閉会中の継続審査について

議会運営委員会

環境保全対策特別委員会

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

議第74号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

議第75号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

議第76号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について

議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第78号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例につい

て

- 議第79号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第80号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例について
- 議第81号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第82号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第83号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第84号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第85号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第86号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第87号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第88号 山県市土地開発公社定款の一部を改正する定款について
- 議第89号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に
関する協定の変更について

日程第2 質 疑

- 議第74号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について
- 議第75号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 議第76号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例につい
て
- 議第79号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第80号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例について
- 議第81号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第82号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第83号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 議第84号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第85号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第86号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第87号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第88号 山県市土地開発公社定款の一部を改正する定款について
- 議第89号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に関する協定の変更について

日程第3 討 論

- 議第74号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第5号)
- 議第82号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第83号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第84号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第85号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第86号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第87号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第88号 山県市土地開発公社定款の一部を改正する定款について
- 議第89号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に関する協定の変更について

日程第4 採 決

- 議第74号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第82号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第83号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第84号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第85号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第86号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第87号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第88号 山県市土地開発公社定款の一部を改正する定款について
- 議第89号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について

日程第5 議会運営委員会委員長報告

- 請願第1号 山県市議会議員選挙におけるポスター代水増し詐欺事件を受けて議会の自主解散を求める請願について

日程第6 質 疑

日程第7 討 論

日程第8 採 決

日程第9 議会運営委員会・特別委員会中間報告について

議会運営委員会

環境保全対策特別委員会

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

日程第10 質 疑

議会運営委員会・特別委員会中間報告について

日程第11 閉会中の継続審査について

議会運営委員会

環境保全対策特別委員会

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

出席議員（17名）

1番	石 神 真 君	2番	杉 山 正 樹 君
4番	尾 関 律 子 君	5番	横 山 哲 夫 君
6番	宮 田 軍 作 君	7番	田 垣 隆 司 君
10番	河 口 國 昭 君	11番	影 山 春 男 君
12番	後 藤 利 汎 君	13番	谷 村 松 男 君
14番	寺 町 知 正 君	16番	中 田 静 枝 君
17番	藤 根 圓 六 君	19番	小 森 英 明 君
20番	村 瀬 伊 織 君	21番	大 西 克 巳 君
22番	久保田 均 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市 長	平 野 元 君	副 市 長	嶋 井 勉 君
教 育 長	森 田 正 男 君	会 計 管 理 者	長 屋 義 明 君
総 務 部 長	林 宏 優 君	市 民 環 境 部 長	松 影 康 司 君
保 健 福 祉 部 長	笠 原 秀 美 君	産 業 経 済 部 長	土 井 誠 司 君
基 盤 整 備 部 長	梅 田 修 一 君	消 防 長	上 野 敏 信 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	恩 田 健 君	総 務 部 次 長	田 中 公 治 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 船 戸 時 夫 書 記 高 橋 幸 弘
書 記 堀 達 也

午前10時00分開議

議長（村瀬伊織君） ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

議長（村瀬伊織君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題といたします。

本件については各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員長 横山哲夫君。

総務常任委員会委員長（横山哲夫君） 総務委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月12日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第74号から議第88号までの所管に属する条例案件4件、補正予算案件2件、その他案件1件の7議案を議題とし、審議を行いました。

質疑では、議第74号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、有線テレビへの加入率、収支バランス、指定管理者制度の導入計画、今回利用料を改正した後の利用料の改正見込み、議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、給与改正を決断した山県市の判断、議第86号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）では、県の実施する河川改修に伴う支障移転工事の内容、議第88号 山県市土地開発公社定款の一部を改正する定款については、キャッシュフロー計算書の導入について質疑応答がありました。

討論では、議第74号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、有線テレビ事業完了時点から利用料の値上げが必要であったと思う。そして、今、利用料の値上げの必要性がないと思う。また、市民に値上げの周知徹底がされていない。議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、民間企業も大変厳しい状況の中、本市も財政が厳しい折、現状の給与を上げる必要がないとの反対討論がありました。

採決の結果、議第75号、議第76号、議第81号、議第86号、議第88号については、全会一致で可決されました。議第74号と議第77号については、賛成者多数で原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上、総務委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 続きまして、産業建設委員長 影山春男君。

産業建設常任委員会委員長（影山春男君） 産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月13日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第79号から議第89号までの所管に属する条例案件2件、補正予算案件5件、その他案件1件の8議案を議題とし、審査を行いました。

質疑では、議第79号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、指定管理者の業務の中で取り扱う修繕範囲、公募の実施予定日、対象者、契約期限、議第80号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、指定管理者の業務の中で取り扱う修繕範囲、契約内容、議第81号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第5号）（産業建設関係）では、未整備森林緊急公的整備委託料と育林推進事業補助金の事業内容、林業業者の請負について質疑応答がありました。

採択の結果、全議案とも全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

以上で、産業建設委員会の審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。
議長（村瀬伊織君） 続きまして、文教厚生委員長 大西克巳君。

文教厚生常任委員会委員長（大西克巳君） 文教厚生委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月14日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第78号から議第82号までの所管に属する条例案件1件、補正予算案件2件、3議案を議題とし、審査を行いました。

質疑では、議第81号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第5号）（文教厚生関係）は、地域福祉ネットワーク事業委託料の内容、緊急通報システムセンターの備品購入の内容、緊急通報システムと消防署の関連、桜尾小学校の校舎改修工事と備品購入の内容、工事請負費及び備品購入費が補助対象にならない理由、議第82号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）では、介護予防ケアマネジメント事業の介護予防サービス委託料の内容について質疑応答がありました。

採決の結果、全議案とも全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生委員会の審査報告をさせていただきます。

議長（村瀬伊織君） 御苦労さまでした。

各常任委員会委員長報告が終わりました。

日程第2 質疑

議長（村瀬伊織君） 日程第2、質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

議長（村瀬伊織君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第74号から議第89号までの16議案に対する討論を行います。

発言通告による討論はありませんでした。

討論はありませんか。

寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、議第74号 有線テレビ関係、それから77号の職員給与について、反対する立場で討論いたします。

まず、議第74号ですが、有線テレビの利用料を来年春から10割、厳密に言えば1,050円ですから11割ですか、値上げするということですがけれども、旧高富町からはずっと運用されてきたテレビであります。それが、インターネットなども加わって2年前からということですね。

市内の加入率平均は、85%の市民の方、世帯が入っているということです。高富地区では83%、伊自良では南部がテレビの入りがいいということもあってか74%、美山地区では何と96%の方が入っているという、ほとんどなくてはならないような設備なんですね。これについて、ずっと500円で来たけれども、今度上げようと、1,050円にしようというわけです。

これについては、十数年前からの高富町時代から、人件費分がどうしても足りないという形で、利用料でどの程度補てんするかという議論がされ、旧250円が500円になってきたという経緯があったと思います。当時の記憶では、750円にすればもう十分に採算が合うという中での500円だったということですね。そう理解しています。

そうやって考えますと、2年前の全市に広げるという段階で、500円で新しく、特に美山、伊自良の方を募った状況のときに、当然その時点で、いずれ上げなければ人件費分相当は大体マイナスでいくしかない、財政上の問題はいずれ来るということはわかっていたわけですから、そのとき十分に説明をして、いずれは上げますよということはあるべきであったと思う。しかし、それが全くされていないということは、市としては500円でいくんだと、その意思表示をしたものであったはずなんですね。実際に運用が始

まって1年、2年たって、突然倍以上に上げますというのは、余りにも市民の意向を無視しているというふうに、中には本当にだまし討ちじゃないかと言う人もいるぐらいですが、古い共聴テレビをなしにして入って、2年たったら上げますよ、倍以上にしますというのは余りにもむちゃだということをだれでも感じるんですね。仮に、どうしても上げなければ財政が大変だというなら、十分な周知期間、説明期間を置いてすべきなのに、私たちでも突然この12月議会に出されてきたという議案でありまして、それを来年の4月から、はい、上げたいというのは、いかにも無理だと、強引過ぎるというふうに考えます。

市のほうは、ここのところ毎年いろんなものを値上げしてきました。水道料も5割引き上げるといふこと、保育料も5割上げる、そういったことをずっと続けてやってきているわけですね。そういった中で、突然またこれも上げるというのは、非常に無理がある。そういった意味で、私はこの議案を今通すことは反対であります。

それから、もう一点、議第77号ですが、市の職員の給与の条例、実質給与を引き上げるといふことです。これについても執行者のほうは、人事院の勧告があって、国がそうだといふことで横並びといふことだと。それから、説明では、県内の市などについてもどこも上げるから一緒に上げたいという説明もありました。

しかし、地方分権とか地方自治体の主体性といふことが言われている時代にあって、他の市がどうするかといふことではなくて、山口市がどうするかという判断が必要なのですね。それが、例えば先ほどのテレビでもそう、上げなければならぬといふて提案するなら、職員の給与は他の自治体の横並びでといふことは全く合理性がない。必然性もない。市民に負担をさせるなら職員だって、今、下げろとは言いませんが、現状でいっても何ら問題はないのに、他の市が上げますから、国の人事院がこう言いましたから、全く関係がないはずなのですよ。市民のことを考えるなら、納税者のことを考えるなら、納税者に値上げしますといふなら職員は我慢する。議員もそうです。当然そうだと思うんですね。

今回の引き上げによって、1つは率を上げるといふことと、もう一つは給与表を上げるといふことがあるようです。給与表は、確かにいろんな制度、横並びの部分があって、そこを基本と違う形ですると非常にやりにくいといふことはわかります。それをどうするかといふことですが、仮に、給与表を上げたとしても、その額はわずか。今回の基本部分は、やはり期末勤勉手当が6割以上ですね。今回の引き上げで、今年度、一千数百万円、1,000万円ちょっとですか、来年以降は1,200万円支出増になる。そのうちの勤勉手当などが六百数十万円というようなことになっているようですけども、先ほど申し上げ

げたように、市民には負担を重くしておいて職員は給与を上げる、市の財政を圧迫するようなことをするというのは余りにもおかしい。合理性がない。だれが聞いても納得できません。

私はこの議会でも申し上げましたけれども、議員も期末手当が出ている。4.数カ月ですか、この計算をするときに、報酬月額20%増、120%に基準額を引き上げてその4カ月という、これも一般から聞いたら非常に理解しにくい制度をとっているわけです。それについても、市長は当然今のままでいいんだという答弁がされましたけれども、そういったように、本当に納税者にわかりにくいことを続けていくのはもうやめて、どうしても市民に利用者の負担を引き上げるといふのなら、やっぱりそこは抑える、あるいは不要なものは削る、それがないと市の仕事がますますやりにくくなると思うんですよ。

そういう意味でも、他の自治体がどうこうじゃなくて、山口市はこうするんだという、そこをとるべきだったというふうに考えます。そういった意味で、議第77号の職員の給与を引き上げる条例には反対です。補正の関係もあるんですが、補正予算にどうしても必要なものもありますので、予算自体には反対しませんが、この条例改正は反対であります。

以上です。

議長（村瀬伊織君） 次に、賛成討論をどうぞ。

久保田 均君。

22番（久保田 均君） 私も実は値上げというのは大変憂慮しておったんですが、合併当初から今の交付税が削減されております。例えば、12億、13億というのを、執行部あたりがこれほど削減されるということを想定されたかどうか。私どもも想定をしなかった。そういうところと、それから事業地域が大変拡大をしております。それから、施設そのものも老朽化しておる。その辺から見ますと、相当の想定できなかった費用がかかっておるといふことは事実だと思うのですわ。

先日聞きました近隣市町村の利用料を見ましても、今、他市町村はとおっしゃいましたが、これは大変必要なことなので細かく聞きました。利用料につきましても、山口市は非常に低い金額で今日まで利用されてきておる。この辺から見ますと、今回の値上げは私はやむを得ないかなと思っておりますので、この点につきましては現状を見ます限り賛成といたします。

議長（村瀬伊織君） ほかに討論はございませんか。

中田静枝君。

16番（中田静枝君） 私は、議第74号 山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に

関する条例の一部を改正する条例について及び議第79号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について並びに議第80号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、この3つの条例について反対の討論をいたします。

議第74号、有線テレビの関係につきましては、今回、使用料の倍以上の値上げ案であります。当然のことながら、低所得世帯に特別な配慮の必要なものであります。この点につきましては、検討をしたいという答弁もありましたけれども、現在、山県市では公共料金が次々と値上げをされ、まさに絵にかいたような町村合併の弊害の噴出ともいうべき状況であります。また、一方で、灯油やガソリンの大幅な値上げが家計を直撃している状況もありまして、市民生活への影響は大変大きいものです。

この有線テレビの事業は合併後の重点事業として、市の一体化を強調する余り、十分な時間をかけての検討が行われず、維持管理費についての検討も中途半端に拡大をされました。選択の余地がない問題で、加入せざるを得ない状況がつくられ、まだ間もないのに今度は利用料の倍以上の値上げが押しつけられることとなります。ゆっくり構えた本巢市では、今度開設される有線テレビ事業は民設民営で、市の事業への負担は実質5,000万円だというふうに聞きます。余りにも大きい違いではないでしょうか。

公共料金の値上げを抑えるために、市はもっと努力すべきであります。一般廃棄物の焼却施設の新しい施設の灰溶融炉の建設を中止すれば、毎年1億円以上の経費が浮いてきます。合併振興基金の積み立てをやめれば、これもかなりの支出を抑えることができます。有線テレビ事業そのものの見直しも必要だというふうに考えます。行政の急ぎ過ぎた結果の後始末を市民に押しつける、公共料金のこのような値上げは認めることができません。

79号及び80号につきましては、ともに指定管理者制度の導入を可能とするための一部条例改定であります。どちらも市民の利用のほかには多くの市外の利用者があり、山県市の顔として市のアピールの役目を果たしております。現在のこれらの施設の経費は、その意味で特別多大だとは言えず、市民利用者の増大のための工夫や無駄な経費の削減については、市民の知恵もかりながら、まだまだ工夫できるのではないかと考えます。指定管理者制度導入に注がれる力を現在の市直轄での改善に注ぐべきだというふうに考えます。よって、両案に賛成することはできません。

以上、反対討論といたします。

議長（村瀬伊織君） 久保田 均君

22番（久保田 均君） 先ほどは大変失礼いたしました。私、議題も言わずに賛成討

論いたしましたので、つけ加えてください。

議第74号 山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての賛成討論といたします。

議長（村瀬伊織君） ありがとうございます。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

議長（村瀬伊織君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第74号から議第89号までの採決を行います。

最初に、議第74号 山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（村瀬伊織君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第75号 山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第76号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長(村瀬伊織君) 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(村瀬伊織君) お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第78号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第79号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長(村瀬伊織君) 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(村瀬伊織君) お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第80号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（村瀬伊織君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第81号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第5号）、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第82号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第83号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第84号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第85号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第86号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号)、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第87号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第88号 山県市土地開発公社定款の一部を改正する定款について、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第89号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に関する協定の変更について、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第5 議会運営委員会委員長報告

議長(村瀬伊織君) 議会運営委員会委員長報告の件を議題といたします。

本件について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 久保田 均君。

議会運営委員会委員長(久保田 均君) 議会運営委員会委員長報告をいたします。

第3回定例会において審査を付託されました山県市議会議員選挙におけるポスター代水増し詐欺事件を受けて議会の自主解散を求める請願について、9月26日に委員会を開催し、審議を行った結果、司法の結果を待つべきとする結論に達しましたので、継続審査といたしました。

その後、委員会を3回開催し、同請願の審議を行いました。

11月8日に3名が辞職し、同事件に関する辞職者が5名となったことで情勢が大きく変わったため、11月26日に開催しました委員会では、もっと早く解散すべきだった、市民の信頼回復を図るためにも議会のけじめとして自主解散すべき、また、市民の批判を厳粛に受けとめるべきとする賛成意見や、予算を審議しなければならないこの時期に解散すべきでない、現段階では任期満了までしっかりやるべきとの反対意見も出ました。採決の結果、賛成者多数で採決すべきと決定をいたしました。

以上をもって、議会運営委員会委員長報告といたします。

議長（村瀬伊織君） 暫時休憩をいたします。

午前10時33分休憩

午前10時33分再開

議長（村瀬伊織君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会運営委員会委員長（久保田 均君） 大変失礼をいたしました。採決の結果、賛成者多数で採決すべきと決定をいたしましたと訂正をいたします。失礼いたしました。

議長（村瀬伊織君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

日程第6 質疑

議長（村瀬伊織君） 日程第6、質疑。

議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして質疑を終結いたします。

日程第7 討論

議長（村瀬伊織君） 日程第7、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

議長（村瀬伊織君） 藤根圓六君。

17番（藤根圓六君） 私は、司法の判断、結果が出ていない現時点では、自主解散の請願の採択には反対します。

それは、私たちは、去る6月の定例会においての決議に基づき、今日まで議会として辞職勧告をすることに反対してきました。その後、ただいま報告がありましたように、不正請求にかかわった6人の市議会議員のうち、5人は自ら道義的責任を感じて辞職しており、残る1人も、司法の結果が出ていないという理由でやめておりません。与党議員の中には、関係議員と一緒にやめるには同意できないという議員もおります。

今、間もなく私たちは、新年度の予算審議、また新たな要望、陳情に追われる大事な時期に、自主解散は市民に果たして理解が得られるでしょうか。むしろ、残る任期の中で市民の評価を得られる議員活動に努力することこそが私たちに課せられた責務かと思えます。よって、採択には反対します。

議長（村瀬伊織君） 次に、賛成討論はありませんか。

寺町知正君。

14番（寺町知正君） 請願の採択に賛成の立場で討論いたします。

この選挙公営の特にポスターの問題については、私は昨年この12月議会の場で市長に問題点を問いかけました。市長はとりあえず現行の制度でいいのではないかという答弁をここでされたし、他の自治体の状況も見てということも添えられはしましたけれども、現状維持というのが1年前でした。

ことしの1月になって、市民の皆さんの直接請求で条例をなくそうということで、市民の方も多くがこの制度を知り、そんな制度はおかしいんじゃない、何で議員がそんなことをしているのという声が増分あったと思うのですね。

それはともかく、3月の議会で議員提案という形で条例自体はなくなりました。そういった意味で、山県市民も、それから各地の自治体の人たち、いろんな住民の方も、そういう制度についての関心は高まってきた、世論も高まってきたという中で、ことしの6月に県警が調べているということが報道されて、しかも、1週間後ほどだったと思いますが、県庁の記者クラブで当事者の人たちが認められた、すなわち水増しを認めたんですよ。そういった経緯があるわけですから、何ら虚偽であるとか、疑いの段階を超えて、本人が認めたということは非常に重たかったわけですね。

それにもかかわらず、さっきの反対者の意見もありましたけれども、山県市議会としては司法の判断を待つという決議までして、ずっと延ばしてきたわけです。それに対して、市民の怒りというのが、いっそ議会はみんな自主解散したらということにあったわ

けですよね。その判断を延ばし延ばしにしてきて、ともかく委員長報告のとおり、今回、議会運営委員会の委員の多数の皆さんが、やはり遅過ぎたと、解散すべきだということは、十分に市民の支持を得られる結論であるというふうに考えます。

やはり行政というのは、市民の、有権者の、納税者の信頼がなくて仕事はできないわけですし、もともと住民のために仕事をするのが役所であり、そのためのいろんな審議をするのが議会なわけですから、市民の意思と乖離して仕事はできないわけですね。そういった意味でも、遅きに失したとはいえ、今からでも、仮に来年4月が4年の任期であるとしても、それに関係なく、議会の意思表示として自ら議会解散というのは正当な方法であるし、もうぎりぎりのタイミングであろうと。延ばせば延ばすほど市民の方は批判が強くなっている。実際そうなのですね。もう忘れたわけじゃない。議会はまだ何をやっているのというふうに言われるわけですよ。ですから、この際きちっと請願を受けとめて手続を踏む、それこそ今山県市議会に必要なことであるというふうに考えます。そういった意味で、賛成討論といたします。

議長（村瀬伊織君） ほかに討論はございませんか。

谷村松男君。

13番（谷村松男君） この山県市議会議員選挙におけるポスター代水増し詐欺事件を受けての議会の自主解散を求める請願について、これに対しての採択について反対という立場で討論をいたします。

そもそも、これが出ましたのは、もう7月時点に出ている請願でございます。この内容を見ますと、非常にもう今の時点とずれております。ですから、当然私どもも、この7月あるいは8月ごろの時点で、自主解散、辞職勧告、あるいはそれに伴います補欠選挙が出てくる、こういう状態であれば、我々としても、補欠選挙をやり、また通常選挙をやる。これはしのびない。やはり当然市民もこれでは納得してもらえない。

したがって、その時点では、そういった議員さんがやめられて補欠選挙が出るということになれば、我々としても自主解散は非常に真剣に考え、その方向でいろいろ考えてきたわけでございますけれども、今、目の先、とにかく通常選挙が出てくるわけでございますし、先般では既に選挙日程も選管委員会から発表されておる。こういったことで、市民の皆さんはそれに目線がいておると思いますし、それに対して、恐らく、議員の方、なろうという方も、それぞれ心の準備あるいは対策を考えてみえると思うんですが、その時点、もうあと先がほんのわずかなときにこの自主解散をするということについては、私は、市民のいろんな考え方を混乱させることがあっても、理解に苦しめるのではないかな、こんなことを思いますし、特に自主解散なんていうのは、やっぱ

り議員さんは来年の4月まで市民の皆さんから負託を受けて現在議員活動をやっておるわけございまして、それを全うするのが今の時点で我々がとるべきではないか、こんなことを思いまして、これを採択することについては反対をいたします。

以上。

議長（村瀬伊織君） 次に、賛成討論はありませんか。

ほかに討論はございませんか。

中田静枝君。

16番（中田静枝君） 私は、この自主解散を求める請願に反対の立場で討論いたします。

私はこれまでも、事の事実を議会自らが解明することの重要性を主張してまいりました。不正事実を認めた当事者には、議会への説明を求め、また明確な道義的責任をとって辞職すべきであると主張してまいりました。現在もその立場であります。

11月8日までに関係5市議が辞職をしましたが、まだ県議と市議1名は職にとどまっております。市議会として、この市議の釈明の場を早急に設け、なぜ責任をとらないのか、議会としてただす必要があるというふうに私は考えます。任期切れが近いとはいえ、議会としての責任を果たしていくことを重ねて主張します。議会はこうした議会の責務を果たすべきであり、請願の採択に同調することはできかねます。

以上です。

議長（村瀬伊織君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

議長（村瀬伊織君） 日程第8、採決を行います。

請願第1号 山県市議会議員選挙におけるポスター代水増し詐欺事件を受けて議会の自主解散を求める請願について、本案に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りをいたします。本案を採択することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議がありますので、本案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（村瀬伊織君） お座りください。起立少数であります。よって、本案は不採択とすることに決定をしました。

日程第9 議会運営委員会・特別委員会中間報告について

議長（村瀬伊織君） 日程第9、議会運営委員会・特別委員会中間報告についてを議題といたします。

議会運営委員会、環境保全対策特別委員会、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会に付託中の案件について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りをいたします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長から報告を受けることに決定いたしました。

初めに、議会運営委員長の発言を許します。

議会運営委員長 久保田 均君。

議会運営委員会委員長（久保田 均君） 発言の許可をいただきましたので、議会運営委員会の委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、閉会中に2回開催をいたしました。

10月26日は、平成19年第3回臨時会の提出予定議案、日程、付託案件について審議を行い、11月2日の1日を会期とし、開催することにいたしました。11月26日は、平成19年第4回定例会の提出予定議案、日程、付託案件について審議を行い、12月3日から19日までの17日間を会期とし、開催することにいたしました。

以上をもって議会運営委員会委員長報告といたします。

議長（村瀬伊織君） 次に、環境保全対策特別委員会委員長の発言を許します。

環境保全対策特別委員長 田垣隆司君。

環境保全対策特別委員会委員長（田垣隆司君） それでは、環境保全対策特別委員会委員長報告をいたします。

本委員会は11月22日、委員8名と所管部課長の出席を求め、開催をいたしました。

畜産環境につきましては、市民からの苦情と対応状況、畜産の臭気検査結果について、ごみ処理施設につきましては、クリーンセンター建設に伴うスケジュール、既存処理施設から検出されたダイオキシン類の調査結果について説明を受けました。

畜産環境では、昨年4月から本年10月末までに発生した一番多い苦情は、におい、次

に八エで、地域別では伊自良地域、畜種別では鶏となっており、畜ふんの処理が適正に行うことのできる飼育頭羽数の調整、農業施策上の抜本的な解決策、臭気検査による臭気濃度の基準を大幅に超える農家への指導などについて質疑応答があったほか、畜産のふん尿共同処理施設の早期建設の要望がありました。

クリーンセンター建設に伴うスケジュールでは、建設に着手するために必要な詳細設計、図面の作成の手順とコンサルのかかわり方、建設中の不燃ごみと粗大ゴミ処理に伴う職員の作業、マテリアルリサイクル推進施設の規模と内容、本格稼働後の業務委託について質疑応答がありました。

また、既存処理施設から検出されたダイオキシン類の調査結果については、モニタリング調査の実施方法と調査の必要範囲について質疑応答がありました。

当委員会といたしましては、特別委員会設置目的でありますごみ処理及び畜産環境対策に対する調査研究を行い、生活環境の保全を図る必要があり、今後においても継続していくべきであるとの結論に達しましたので、継続審査をすることを希望し、委員長報告といたします。

議長（村瀬伊織君） 次に、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長の発言を許します。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長 尾関律子君。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長（尾関律子君） 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、去る11月21日、委員8名と所管部課長と担当者の出席を求め、議長出席のもと開催いたしました。

今回は、東海環状自動車道西回りルートにおけるインターチェンジ建設予定地等を視察しました。岐阜インターチェンジ建設予定地から、糸貫、大野・神戸及び大垣、養老インターチェンジ建設予定地へ赴き、担当者より逐次説明を受けた後、鞍ヶ池パーキングエリアを見学し、美濃関ジャンクションから西関インターチェンジ間の長良川にかかる橋及び西関インターチェンジ建設現場を車中より見学しました。

帰庁後、会議を再開し、担当者から東海環状自動車道、国道256号線及び国道418号線の進捗状況について説明を受け、東海環状自動車道について、西深瀬地区の測量を実施するに当たり、尾ヶ洞南団地を中心とした反対関係への対応、岐阜国道事務所による予備設計AとBの内容について質疑応答がありました。

当委員会といたしましては、特別委員会設置目的であります東海環状及び幹線道路整備促進に対する調査研究を行い、適切な事業推進を図る必要があり、今後においても継

続していくべきであるとの結論に達しましたので、継続審査することを希望し、委員長報告といたします。

日程第10 質疑

議長（村瀬伊織君） 日程第10、質疑。

議会運営委員会・特別委員会中間報告についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第11 閉会中の継続審査について

議長（村瀬伊織君） 日程第11、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

環境保全対策特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付をいたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬伊織君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

議長（村瀬伊織君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

これにて会議を閉じます。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成19年第4回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労さまでございました。

午前10時54分閉会

地方自治法第129条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 村 瀬 伊 織

10 番 議 員 河 口 國 昭

19 番 議 員 小 森 英 明